

令和 2 年第 1 回大多喜町議会定例会

9 月会議会議録

令和 2 年 9 月 2 日 開会

令和 2 年 9 月 11 日 散会

大多喜町議会

令和二年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和 2 年第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議会議録目次

第 1 号 (9 月 2 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
一般質問	6
麻 生 剛 君	7
山 田 久 子 君	23
志 関 武良夫 君	42
根 本 年 生 君	53
吉 野 僖 一 君	73
散会の宣告	87

第 2 号 (9 月 3 日)

出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
議事日程	90
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
一般質問	91
野 中 眞 弓 君	91

渡 辺 善 男 君	106
報告第10号の上程、説明	125
諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
散会の宣告	172

第 3 号 (9月4日)

出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第121条の規定による出席説明者	173
本会議に職務のため出席した者の職氏名	173
議事日程	174
開議の宣告	175
議事日程の報告	175
議案第67号～議案第73号、報告第11号～報告第13号の一括上程、説明	175
散会の宣告	210

第 4 号 (9月11日)

出席議員	211
欠席議員	211
地方自治法第121条の規定による出席説明者	211

本会議に職務のため出席した者の職氏名	211
議事日程	212
開議の宣告	213
行政報告	213
諸般の報告	214
議案第67号の質疑、討論、採決	214
議案第68号の質疑、討論、採決	229
議案第69号の質疑、討論、採決	230
議案第70号の質疑、討論、採決	235
議案第71号の質疑、討論、採決	236
議案第72号の質疑、討論、採決	237
議案第73号の質疑、討論、採決	237
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
日程の追加	242
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
日程の追加	244
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	245
休会について	248
散会の宣告	248
署名議員	249

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和2年9月2日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

2番	志 関 武良夫 君	3番	渡 辺 善 男 君
4番	根 本 年 生 君	5番	吉 野 僖 一 君
6番	麻 生 剛 君	7番	渡 邊 泰 宣 君
8番	麻 生 勇 君	9番	吉 野 一 男 君
10番	末 吉 昭 男 君	11番	山 田 久 子 君
12番	野 村 賢 一 君		

欠席議員（1名）

1番 野 中 眞 弓 君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	市 原 芳 則 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	宮 原 幸 男 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
商工観光課長	西 川 栄 一 君	環境水道課長	和 泉 陽 一 君
特別養護老人ホーム所長	木 島 丈 佳 君	会 計 室 長	多 賀 由紀夫 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生涯学習課長	米 本 敏 克 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	市 原 和 男
書 記	鈴 木 孝 一		

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

毎日毎日猛暑の中、またコロナ禍で生活が大変だと思いますけれども、皆様体調管理には十分に注意して、9月議会は11日までございますので、しっかりと体調管理をよろしく願いしたいと思います。

本日は、令和2年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ町長及び執行部職員の皆様、ご出席いただきまして誠に苦労さまでございます。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。また、本日、1番野中眞弓議員から、体調不良のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和2年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

（午前10時01分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） なかなかマスクがあるとしゃべりづらいんですけれども、ちょっと鼻まで出させていただきます。

令和2年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長さんをはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日から明日にかけ一般質問が行われ、その後、継続費精算報告、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問、条例の新規制定及び一

部改正、いすみ市と大多喜町における適応指導教室の委託に関する協議、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただきました。

議事日程の最終日には、令和元年度の各会計の決算認定をいただきたく、提出をさせていただいております。

ここで、令和元年度の決算概要について、若干述べさせていただきます。

一般会計の主要事業といたしましては、低所得者及び子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券発行事業の実施、また、有害鳥獣駆除対策事業として、猿捕獲大型おりを補助金対象に加えた有害獣被害防止実施団体への補助金の交付、基幹農道整備事業では、川畑平沢線、平沢田代線の橋梁点検及び長寿命化計画の策定、観光まちづくり推進事業では、物産センター等の施設改修工事、町道改良事業では、宇野辺当月川線、増田小土呂線など、前年度から継続して実施するとともに、前年度から繰り越した大中西線の道路改良工事を実施し、消防機械器具整備事業では、昨年の台風により被災した消防機械器具置場7棟の修繕、小型動力ポンプ付積載車1台及び小型動力ポンプ1台を更新し、教育関係では、小中学校の空調設備設置工事、中央公民館事務棟の屋根防水改修工事、図書館屋根改修工事を実施しました。さらに、昨年の台風により被災した公共土木施設及び農地、農業用施設の災害復旧費が主なものでございます。

一般会計の歳出決算額は、対前年度比1.3パーセント減の50億7,951万7,000円となりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。

水道事業会計では、水を安定供給するため、老朽化した配水管の布設替工事及び面白浄水場のり面对策工事を実施したところでございます。

特別養護老人ホーム事業会計では、職員の不足や介護報酬の引下げ、さらには利用者数の減少などにより、厳しい決算内容となりましたが、外国人技能実習生制度を活用するなど、あらゆる可能性を協議しながら改善に向け取り組んでおります。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案とも可決、ご承認くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

なお、このうち6月26日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第1回臨時会、8月31日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第2回定例会が開催されました。この件について、10番末吉昭男君から報告を願います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 令和2年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が6月26日14時から、並びに定例会が8月31日10時から開かれまして、議長、副議長、私と3人で出席しましたので、ご報告させていただきます。

なお、資料は皆様のお手元に配付されていると思われまので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、その中で、まず臨時会のほうでございますが、議案第6号で、調停の申立てについてであります。これは平成24年5月22日に契約額5,221万円で請負比率94.5パーセントで締結いたしました、消防救急デジタル無線装置物品購入の入札に関し、平成29年2月2日、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が発令されたことを受けまして、本契約の相手側であります業者1社及びほか1社を、不正行為を行ったとして、独占禁止法で禁止されている不当な取引制限によって、そういった存在について適正な賠償を求めるため調停を申し立てるものであり、期限は8月4日まででありました。

また、議案第7号では、議案第6号の調停の申立てに係ります弁護士費用60万円を計上したものでございます。

続きまして、定例会でございますが、専決処分を求めることにつきましては2件ありまして、新型コロナウイルス感染症対策関係の補正及び特殊勤務手当に関します条例の一部を改正する条例制定でありました。

また、議案第10号から12号につきましては、一般廃棄物処理施設の建設及び管理に関することの削除及びそれに伴う条例の一部改正と縦覧等の手続に関する条例の廃止でございます。

議案第13号につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけます資機材等の調達費用99万7,000円の補正でありまして、これにつきましては全額補助金対象でございます。

議案第14号につきましては、令和元年度決算認定であり、主なものとしては、大多喜分署で災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新や、勝浦消防署の女性専用施設の整備、その

ほかには、在宅当番医、病院群輪番制並びに24時間電話健康相談事業により、地域医療体制の維持に努めたところでございます。

議案第15号から17号につきましては、財産の取得でありまして、勝浦消防署、救助対応仕様消防ポンプ自動車1台、大原消防署に消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車の1台の3件でありまして、いずれの議案も全員一致で承認、可決、認定されたところでございます。

また、令和元年度の継続費の精算報告が最後にあり、閉会いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、7月27日、8月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議の審議期間は、本日から9月11日までとし、本日と明日3日、あさって4日、そして11日を本会議開催日とし、この間、8日と9日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定でございます。

8日は総務文教常任委員会が所管する事務、9日は福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容の説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願いしたいと思います。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 吉 野 僖 一 君

6番 麻 生 剛 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

麻生君、発言するとき、マスクを外してもいいんじゃないの。そこにあれやってあるから。ここまで生つばは飛んでこないと思うからさ。ひとつマスクを外して、よろしく願いしたいと思います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。議長のご指名をいただきましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

今日は私が尊敬する、この戦後75年の平和を維持してくださった大先輩の方が傍聴に来てくださいました。予科練を通して我が国の尊い平和を維持していただいた立派な方でございます。そのような大先輩の前で、私も今日は今後また再び戦争が起こらないように、すばらしい時代をつくるように、そういう思いの中でやらせていただきたいと思います。

先ほど来、猛暑の中、そして新型コロナの猛威の中、町民の皆様には大変な苦痛を伴う日々でございます。しかし、このような非常事態を乗り切り、どうでしょうか、人類にとって再び意義ある時代、社会をつくり上げていく再スタートの時期と、そういうふうに位置づけたいと思います。

さて、私の一般質問は、既に50日前に執行部各位に通告しております。当然、執行部の方々、ご指名していただいた方々は当然といたしまして、準備万端、どのような角度からでもお答えいただけると確信しております。

質問の意図することは、町民の幸福追求、そして町民の豊かな生活の実現であります。このことを肝に銘じてお答えいただきたいと思います。

また、いやしくもご指名したならば、答弁回避のような姿勢は取らないでいただきたいと思います。議会、議場は、議員と執行部とのまさに真剣勝負の場であることは申すまでもありません。

それでは、まず第1点、公文書の意義と情報公開について。

民主主義国家の基本は、いかに国民の知る権利に応え、透明なる行政運営がなされるかで

あります。公文書の情報公開は、そのことを保障する大切な大切な役割であります。決して、公文書等が捏造されたり、削除されたりすること、あるいは破棄されたりすることは、あってはなりません。大切な情報が隠蔽されることは、決して許されないものであります。住民に対して、事実を正しく公開されないとしたら、これこそ民主主義社会への背信行為に当たります。

さて、現在当町におけるこの状況、どうなっているのか。物事を正しく判断し、住民生活に生かす施策を実行する、また公文書には将来世代のためにも歴史的に伝承し、検証していく責務があります。

つまり、私たちのみならず、私たちの後世の方々が、そのことに対してきちっとしたことを判断する一つの証拠になります。いい加減な形で公文書というものは扱ってはならない、情報というものは最も大切である、そういうことを問うております。

住民の求める政策決定過程の透明化を実現するため、不可欠な制度と思われませんが、いかがなのか。担当課より、まずは所感を伺いたいと思います。

担当課に至りましては、この問題に対して細部にわたり打合せもさせていただきました。大多喜町のこの問題、大まかに言って不備はないものと思われまけれども、担当者より一言お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、ただいまのご質問に対し、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、過去5年間の情報公開請求及び個人情報開示請求、それぞれの件数についてご説明のほうをさせていただきます。

情報公開の請求件数でございますが、町長部局には15件、教育委員会部局には8件の請求がありました。また、個人情報開示請求件数は教育委員会部局に1件の請求があり、それぞれ町の条例、規則にのっとり開示をしているところでございます。

ご質問の公文書の持つ意義でございますが、公文書は議員がおっしゃられたとおり、町民の権利、義務に関し、法令上の効果を発生させるだけではなく、町が行う様々な活動を町民に説明するなどの役割も併せ持っているところでございます。

また、公文書の中には、町の出来事や災害、また後世に伝えるべき事柄が記録されているものがあります。よって、公文書が持つ意義は広く、将来わたり町民にとって有益となるものも含まれているものと認識しているところでございます。

そのようなことから、公文書の作成及び管理につきましては、町文書管理規程等により適正に管理するとともに、情報公開制度に基づき非公開とする個人のプライバシー等に配慮した上で、町民の町政への参画促進に努めているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 担当課長、ご苦労さまでした。

今言われているように、私たちがこういう活動している、役所でこういうことをしている、住民に対して正しくそれを披露する、そのときの基礎資料となる。そのことがもし間違っていたり、あるいは破棄されてしまったとしたら、これは町民に対しては全く物事を判断する基準がぐらついてしまうわけです。

ですから、そのようなことがないように、また、もしそのようなことが起こり得るような状況になった場合は、議会人としてはストップをかけなくてはいけない。そして、役所の役人としても、皆さん方がそれに対して歯止めをかける。それは罰則規定なり、あるいはペナルティーなり、あるいは心理的な面においても、道徳的な面においてもやってはならない、そういうことだと思います。

それでは、私、今回このように通告したに当たりまして、具体的に今回は担当課長のみならず、教育長、副町長、町長と指名しております。時間の関係もありますから、全ての方々にお答えいただくのは難しいと思いますので、私のほうから指名をさせていただいて、その方はお答えいただきたい。

私は、事実に基づくものについての十分な調査に基づいて行っておりますので、必ず逃げずに、正しくこの議会の場でお答えいただきます。

まず第一に、教育長、お願いしたいと思うんだけど、あなたは議会議事録の削除を依頼しました。いやしくも、町民に対して最も大切な議会でのやり取りそのものを、なきものにするかのような態度は、私自身大変に理解に苦しみます。これは既にご存じだと思う。あなた自身が行ったことだから。

昨年、私はこの議会で、12月です。教育委員会や教育現場に対する、事実に基づいた重大な犯罪行為、セクハラ事件のやり取りについて質疑をいたしました。児童・生徒が苦しみ、救いを訴えているにもかかわらず、全く聞く耳を持たず、あろうことか、そのことに対して一部始終存在を否定するかのとき教育現場……

○議長（野村賢一君） 麻生議員、恐縮です。議員の今の一部通告がなかったと承知していま

す。今、教育長に対する質問はね。

それで、本件は議会運営上の内容であり、議会の文書は議事録調製に係る質問であるため、執行部が答弁すべきでないと判断します。後ほど議会運営委員会で協議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 議長、この問題については、質問の相手として私は当然、町長、副町長、教育長、担当課長という形で指名させていただきました。

それも、この質問の要旨というのは、あくまでも重要な要素ということであります。重要な要素に基づき、具体的な事実があり、その具体的な事実に対してお答えする。これは執行部として当然であり、そのことを認めないということは、議会が自ら言論の自由に対して妨害するということになると思います。

私は、議長の野村賢一先生は非常にその辺には理解がある方と理解しておりますので、今の問題に対しては承服しかねますので、その点、議長、もう一度私にここの場で機会を与えていただきたい。

○議長（野村賢一君） 今、私から麻生議員に話したとおりでございますけれども、質問の通告に従い、執行部に対しての公文書の意義と情報公開、公文書管理の在り方についての質問をお願いしたいと思います。

以上です。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 非常に温厚なる議長でございますから、一部の特定事案に対して触れることを避けたいという意図があるのかもしれませんが。ただ、今言ったように、公文書というものに対する真実追究というものに対するものに切り替えさせていただきます。

つまり、私が言いたいことは、政治の根本というものは、物事の真実をありのままに、隠さずに、町民に知らせることだと理解しております。もしこのことを、理解しない執行部や議員各位や、あるいは教育責任者がいたとしたら、それはどうでしょうか。町民の民意、町民の世論が生まれ、形成されていくものがゆがめられてしまう。

なぜならば、事実が事実として伝えられず、隠されて、それが破棄されてしまう。このようなことは、今日は戦前を生き抜き、そしてあのような不幸な戦争を起こしてしまったことを体験している方も今日来ております。だからこそ私は分かってくださると思います。

ただ、今回行いました議事録削除破棄の問題は、議会議長の言論人としての良識の判断に

よって回避されました。これによって、議会の言論の府としての重責は十分守られたとは思っております。しかし、このような問題は再び起こらないとも限らない。

私は、今日いらっしゃっている方もそうですけれども、私が尊敬する方で、公文書の問題に対して非常に詳しい政治家の方から非常に教えを受けました。皆さんもお名前は知っていると思います。やはり予科練出身で、田英夫さんというすばらしい高名な方でございます。その方から、真実とは常に危険と隣り合わせ、権力と隣り合わせで戦うものである。権力のいかなる横暴にも屈せずやっていかななくては、それは議会議員やジャーナリズムの人たちがやらなくして守れないんだ、そういうことを古くからよく教わりました。だからこそ、今回ももう一度お答えいただきたいと思います。

まず、公文書について。どうでしょうか、町長。この問題はゆがめられるとしたら、そういうゆがめられる方が、もしくはあなたの指名した人がそのような行為を取ったとしたら、町長はどういう対応をするのか、そういうことをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員さんの公文書の意義というご質問でございますけれども、先ほど総務課長がお答えしたとおりでございます。特に、その記録を残すということは、やはり住民にとりましても、また後世に残すということは、非常に大変意義のある深いものであると思っています。

ですから、ましてやそういう先ほど議員がおっしゃっていたような、隠蔽あるいはそういう差し替えのようなことは、それはあってはならないことでありまして、私どもの町におきましても、公文書の管理の規程というものがございまして、それにのっとって日頃からやっておりまして、そういうことは私はないと思っております。

それで、特にこういう記録を残すにしても、何にしても、町はやはり議会抜きでこういうことは何もできないわけですね。ですから、必ず議会にいろんなことを、あらゆる出来事を報告し、また皆さんから承認、あるいは議決をいただいているわけございまして、そういう規定からいきますと、そういうことはないと私は信じたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君、ちょっと待ってください。今、志関さんから動議の手が挙がっています。

2番志関さん、何でしょうか。

○2番（志関武良夫君） 麻生議員の今は一般質問ですけれども、初めて耳にする内容が出てきておりますので、議会運営委員長として、議運の中でこの問題は十分検討する必要がある

というふうに私は判断しますので、議会運営委員会の中でこのことについてちょっと協議したいというふうに思います。

○議長（野村賢一君）　そういうことで、先ほどの件は議運のほうで審議したいと思います。よろしくをお願いします。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君）　議会運営委員長の本当に議会を思う気持ち、そして正しいものを正しく追究しなければいけないというお気持ち、それが議会運営委員会のほうでこれを精査し、追究する。

私は今、町長の答弁の中で、私のほうではそのようなことは決して許さないという強い決意を聞きました。そして、議会運営委員長のほうからの、そういう議会人としての在り方を教わりました。

もし、このお二人のあれがなければ、私はこれは地方自治法百条委員会の設置も要望し、そしてこの問題に対しては、証人喚問も含めまして行いたい、そのように思っていた次第であります。

大多喜町は、今の町長の態度、そして議会運営委員長の態度により、議会の権威は守られたと思います。もし百条委員会設置ということになりましたら、この問題に対しては偽証罪が問われます。決して答弁回避は許されない。そのことも肝に銘じて、今後執行部の皆さん、ただ単なる議会を乗り切るとか、そういうことではなくて、町民のためにどうしたらいいのか、そして真剣に考えて、住民がどうしたら正しい町運営のために参画できるかを考えていただきたい。

それでは、議長のご指名もありますので、次に入らせていただきます。

私は、議会活動の一環としては、常に町において問題になっていることは何なのか、町において不備なことは何なのか、住民の立場から見て望んでいることは何なのか、常にアンテナを張り巡らされて、十分そのことを調査し、そして身近なところで議論してまいりました。

そのような中で、議員活動として、一つの柱として政策提案、これは大切なことの一つであると思います。議員として、ただ単なる執行部の追認機関ではない。執行部に対して、政策を申し入れて、町民の生の声を伝えていく。これこそがあるべき議員活動の在り方だと私は思っております。

そんな中で、どうでしょうか。私はこの問題、今回も触れさせていただきましたけれども、ちょうど6月末の町民に対しての政策提案の報告ということでもやらせていただきました。

このことは事案は知っているとおり、今年の正月、まだコロナの騒ぎも起こらない、そして平穏なときに、日本の医療や、介護や、そういうものを考えて、地域が求めるものは何か、地域が発展するものをどうしたらいいのか、そういうことを考えてやらせていただきました。

それは、総元小学校跡地利用についてであります。1世紀を超える学び舎から、子供たちの元気な声が聞こえなくなってから数年が経過しました。当町にある廃校跡であります。今回は、その中でも風光明媚な総元小跡地利用について考えていただきたい。

学校の跡地そのものは、地域住民の献身的な努力により、校舎、体育館、校庭、運動場そのものは景観を保ち続けております。その無人施設をいつまでもありのままにしておくつもりでしょうか。無為無策、怠慢のそしりは免れないのではないのでしょうか。

先ほど申しましたように、本年1月に一つの政策提案として、准看護学校設立について、執行部に提案いたしました。しかし、その回答たるや全く誠意もなく、無気力そのものであります。いやしくも、町民のかけがえのない財産をどう考えているのか。基本的考え方からして、疑問符をつけざるを得ません。

既に半年以上が経過し、どうするつもりなのか。具体策を伺いたいと思います。具体策であります。そして、実現に向かって、行動実施計画も伺いたいと思います。私は、絵に描いた餅は要りません。必ず実現できるような形での提案をお願いしたい。

また、私自身がスタッフとともに、スペシャリストとともに提案した准看護学校設立が、どうしていけないのか。これを述べていただきたい。今度こそ誠意を持って対応していただきたいと思います。

それでは、まずこの問題については、十分1月以来協議いただきました担当課長より、まずお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの麻生議員の一般質問に財政課からお答えさせていただきます。

まず、旧総元小学校の現状なんですけれども、平成27年3月末に閉校となってから、先ほどおっしゃられたように、地域団体により校舎や校庭など、定期的に点検や環境整備が行われております。

現在の利用については、地域団体の各種行事であったり、町行事、各種の民間団体などが利用し、年間におよそ1,000名程度の方の利用があるという状況となっています。

今後の活用につきましては、以前の一般質問でもお答えさせていただいたとおりに、学校

教育施設としての利用が一番いいとも考えてはいるんですけれども、それだけではなく、福祉関連施設や宿泊機能を備えたレジャー的な施設など、様々な利用形態が考えられます。

ですが、いずれにしても施設を一体として活用し、地元地域や大多喜町の活性化につながるように活用したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 担当課長とはいろいろとお話ししている関係があるので、今言った作文の読み上げ、これではあまりにも、それは事実を淡々と網羅して言ったのかもしれない。あなたに罪はないのかもしれない。

しかし、今政治に求められているのは何か。それは決断なんですよ。あの総元小学校をどう生かすかどうか。確かにいろんな選択肢はあるでしょう。福祉のもの、学校のもの。しかし、具体的に私はあそこには日本の医療、看護のことも考え、准看護学校をまずは設立し、そして著名な大学病院設置や、大学病院の附属の看護学校を設置した有能なプランナーの方々とともに提案した、そのことは担当課長も知っているし、こういう形で、ただ、これは厚いんですけどね。担当課長にもお渡しした。

しかし、そのときに、私はかつて課長時代非常に評価しておった方が、副町長として出席してくださっておりました。私は有能な役人としてその方が副町長に上り詰めたことに対しては、非常に敬意を表します。

しかし、副町長、これはあなたからお答えいただかなければ、この問題は前にも進まないし、後ろにも進まない。どうなんだろう。あなたが一体あのときに答えたこと、あれはどういうことなのか。もう一度答えてください。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） それでは、麻生議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、総元小学校の関係でも少しお話をさせていただければと思っております。

廃校となって現在に至るまで、施設の維持管理をしていただいております地域の関係者の皆様へ、まずは厚く御礼を申し上げるところでございます。

総元小学校と上瀑小学校は、児童数の減少により複式学級になることがもう確実なため、平成27年4月に大多喜小学校と統合いたしました。それぞれの地域の拠点として、多くの方の母校として、思い出のある学校であります。

さて、町の対応方針といたしましては、先ほども財政課長から話がありましたけれども、

まず第一に、貸与を受ける事業者の安定的な事業運営、そして、地域や町にとって有意義な活用が望めます。さらに、校舎とグラウンドを一括して使用する事業者であって、特に校舎の改修を要しない学校として貸与することが望ましいことは、当初から町の方針でございます。

ただし、学校として貸与しても、一部を教室以外の目的として使用する場合は、施設の改修を要することがありますので、この場合には、改修費用の負担について協議することが必要でありますし、学校で使用する場合は、20年以上の長期にわたる貸与になりますので、その点も十分考慮する必要があります。

このような中、学校法人三育学院の附属中学校の開設の話がありましたので、大学と近い旧総元小学校も附属中学校の候補地として提案をしてまいりましたが、最終的に、旧西中学校に決定したものでございます。

また、並行して幾つかの事業者から提案を受けて、協議を進めてまいりました。提案された事業のうち、外国人等受入事業につきましては、昨年度の大多喜町総合戦略推進会議において、町の総合戦略に加えさせていただきました。

この事業の概要は、人口の減少により働き手の不足が懸念されていることから、外国人の受入れを推進し、新たな雇用創出による持続可能なまちづくりを目指そうとしたものでございます。外国人の人数の状況により、廃校を寄宿舎として活用することも考慮していたところでございます。

この事業は今年度、事業者、関係団体、企業、地域住民等と内容の協議の上、事業実施の有無を決定する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、事業者等との協議が進められない状況が続くとともに、今後の経済活動や外国人との交流活動など、大きく変化してまいりましたので、事業者等から中断したいという報告を受けたところでございます。

このため、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う各国の対応状況、EPA、経済連携協定、あるいは技能実習制度、特定技能制度など、外国人労働者を取り巻く環境がどのように変化するか。そして、日本においても、新たな暮らしのスタイルがどのように変化するか注視しながら、幅広く新たな提案を受けながら、廃校の有効活用に努める所存でございます。

次に、准看護師学校に関することについてお答えをさせていただきます。

医療関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に感染のリスクのある中、地域住民の

生命、そして健康を守るために医療業務に献身的にご尽力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

まず初めに、医師会の重要性及び町と連携する必要性等についてご説明をさせていただきます。

夷隅医師会には、町の福祉事業の実施や各種計画の策定に関し、医療関係者として適切な指導、助言をいただき、住民福祉の向上に多大なご協力をいただいております。

この夷隅医師会では、地域の医療提供体制を守り、地域の保健衛生、医療の向上のため、夷隅准看護師学校を昭和30年に設立し、准看護師として必要な知識及び技術を教授し、地域医療を支える質の高い看護職員の養成に取り組んでおります。

また、団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する2025年問題に対しては、医療と介護の連携、すなわち地域医師会、医療機関と市町村の連携が必要だと言われており、高齢化が進んでいる本町においては、医療と介護が連携するために、夷隅医師会、医療機関の意見や助言を尊重し、福祉の向上を図ることにより、町民の安全・安心のために努めることが大切だと認識をしております。

さて、このような中、旧総元小学校を准看護師学校として活用したいというご提案をいただきました。ご提案いただいたことに関しましては御礼を申し上げます。このご提案に関するご説明をいただいた中で、問題点と思われることを幾つかご指摘をさせていただきました。

まず初めに、今まで申し上げました夷隅医師会との関係でございます。夷隅准看護師学校は2年間の在学中に1,890時間のカリキュラムが組まれており、その中で臨地実習が735時間と、全体の4割弱を占めております。

このため、新たに開設する准看護師学校でも臨地実習が必要だと思いますし、寄宿舍として使用されるというお話でしたので、近隣の医療機関で実習することが適切ではないかと考えましたので、地域の医師会、医療機関との協力はどのようになっているのでしょうかと伺ったものでございます。

また、寄宿制を導入し、日本全国から生徒募集をかけたいと記載されたものがございましたが、准看護師学校は千葉県内にも4校ございます。寄宿制は珍しいと思いますが、それだけで応募が殺到するとは思えません。

ご提案のあったときは、特定の外国の人を対象として生徒を募集し、校舎の2階を寄宿舍にするという話だったと思います。専門学校は日本人を対象とした学校のため、特定の外国人、特定の国だけの生徒を試験の合格者として入学させることは困難で、当該専門学校に日

本人が入学を希望したり、ほかの国籍の学生が入学を希望したりする場合は、国籍で断るわけにはいかないという募集の難しさを伺っており、仮に多国籍の人たちが在学する場合には、授業の運営や寄宿生活全般において難しさが生じるのではないかなというふうに考えております。

また、外国人の学生を対象とするため、夷隅准看護師学校とは競合しないというご説明もございましたが、日本人に専門学校への入学は拒めず、夷隅准看護師学校と競合する可能性は払拭できないのではないかなということも想定しております。

夷隅准看護師学校においても外国人の入学は可能で、過去に受験生もあったと伺っております。ただ、日本語の試験で作文が困難なため、入学を断念されたと伺いました。これは千葉県で実施する准看護師試験も日本語でしか実施されませんし、日本の医療関係者として、地域住民の安全・安心のためにも、日本語能力は大切なものだと考えております。

一つの例といたしまして、町の特別養護老人ホームで技能実習生を雇用しております。来たときは日本語検定N4、これは中学校卒業程度でございます。で入国し、現在はN3を取得をされておりますけれども、こういう方でも話すことは可能でも、日本語を読んだり書いたりすることは、これは難しいというふうに伺っております。

最後になりますが、医療関係者が不足することは理解していますが、夷隅准看護師学校がある中で、町の施設を使用して准看護師学校を行うことは、今まで述べたような問題点をはじめ、ほかにも事前に対応、協議すべき課題があると考えております。

町といたしましては、医療関係者の不足や経済活動等において、外国人の協力は必要なことだと考えており、外国人の受入事業を推進することに反対するものではありません。夷隅郡市の既存の専門学校と相互に補完し、ともに繁栄するものであればよいのですが、仮に競合するような場合に、町の施設を貸与することは難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 副町長からいろいろとご答弁いただきましたが、要するに、今より前には進まないという結論であります。

私が思ったのは、いろいろな理由を言う、それも諸情勢がこうだとか、今の動向はこうだからとか、既存の組織がこうだからとか、そういうことは町民や国民は関係ないんです。町民にとってすばらしいこと、日本国民にとってすばらしいことを行うのであれば、いろんな

問題は突破しなくてははいけない。

私、ずっと副町長の答弁を聞かせていただきました。言えることは、結論を申しましょう。一部の圧力団体、そして競合する団体のことはよくよく考えるんだ。しかし、どうでしょうか。本当に現在の地元医師会は、この問題に対して反対しているんでしょうか。また、近くの看護科のある学校は、これについて反対なんでしょうか。

全てがあなたの役人としての想像であり、いわゆる忖度ですよ。こういうことをしていたら、この町の発展はありません。なぜならば、目先の利益を追求する、公共利益をないがしろにする、こんなことばかりやっているから前に進まないんです。

今のこの町におかれている一つの典型的事例は、特定の方々の、一部の方々の既得権益の方々のものを最優先。この根本は改めていただきたい。

大切なのは住民であります。住民の方が望むものは何なのか。あの学び舎を復活させてほしい、そういうことじゃないですか。日夜あそこをきれいにしているあの方々の汗の結晶、尊いことですよ。草も生えない、そして床もきれい。

そういうことをよくよく考えたならば、ただ単なる既得の方々のものを優先し、何か結論だけは決まっていますよ、やらないという結論。それは改めないと、あなた自身課長までは優秀な役人だったけれども、副町長の重責に耐える地位とは、その責任を全うしてはいないと私は思います。私はあなたには賛成の投票をしました。しかし、そのことが今間違っていたということを認識した次第であります。

どうでしょうか、執行部の皆さん、そして町長にもこれはお伝えしたいと思う。町長は、歴代でも恐らく名だたる名町長への道を突き進んでいるでしょう。なぜならば、あなたの財政再建の手法は、これは堅実手法であり、素晴らしいと思います。

ただ、1点言わせていただくけれども、住民が望むことは何かという問題に対してのキャッチ能力、判断能力についてはどうでしょうか。私、この質問の総元小跡地利用については、6月末ですか、町民に報告させていただきました。その間、様々なご意見来ました。私は、あれは私なりに具体的な名前は挙げませんでした。それは私なりの忖度であります。

町長にちょっとお尋ねしたい。私のこの町政報告をした後に、町長のところにある関係者の方からお電話が入ったんだと思います。そして、そのことに対して、町長は苦慮したとお聞きしております。私はこのことについては議会議長からお聞きしました。その具体的な内容について、町長、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生君、今あなたは総元小学校の政策提言をしているわけです。個人

批判のあれはあまり違和感を感じてよくないと思います。そのほうに集中してやっていただければと思います。

町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま私のほうに電話が入ったというお話ですけれども、ただ、私のほうはちょっとその辺の記憶はないわけでございます。

私が忘れたかどうかは分かりませんが、今私の中ではそれはなかったように気はいたします。

いろいろと麻生さんにはそういう町のことを思いながら、やはりいろいろこういうものはどうだろうかと、いろいろとご提案をいただき、また、事業者さんを連れてきていただいておりますことには感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、今は町のほう、麻生議員さんをはじめ、本当に議員さんの皆さんが本当にいろんなことを提言として持ってきていただいております。ですから、そういう1件、2件の話ではなくて、たくさんのご提言をいただいております。

また、町民あるいは町外からも、そういうお話をたくさん持ってきていただいております。ただ、そういう中でやはり今副町長がお答えしましたように、一つ一つ乗り越えなければいけない問題がやっぱり多々あるわけですね。

ですから、そういった問題を乗り越えた中で、具体的な中身に入っていただければ、かなり前に進んでいくんだと思いますが、その中身はやはりあそこはでも無料でお貸しするということではございませんので、そういう事業計画というものをしっかり持っていだかねばなりませんし、先ほど副町長がお答えしたようなことも、たくさん問題としてはあるわけですね。ですから、そういったものの調整とか、そういったものが本当にあるわけです。

これは、皆さんからいろいろご提案をいただくものは結構あるんです、町のほうに。でも、そういった問題がやっぱりなかなか実現にいかないところが多くありまして、ただ、どちらにいたしましても、我々はどなたが持ってきたとしても白紙の状態で臨んでおります。ですから、この人が来たから、あの人が来たからという考えは全く持っておりません。

やはり、基本は住民福祉の増進にあるわけです。ですから、こういったものをしっかりと町民の皆さん方にお伝えできるようにしなければなりませんので、我々は常に白紙で臨みながら、本当に多くの皆さんから今のようなご提案をたくさん持ってきていただいております。そういう中で、一つ一つ問題点をクリアにしていかなければならないということで、なかなか実現にいかないのは現実でございまして、でも、そういう点ではなかなか学校跡地利用は

なかなか前に進まないというふうに見えられるかもしれませんが、我々は常々そういう面では本当に努力をさせていただいておりまして、やはりこれからもそういった点については、はっきりとやはり皆さん方からご提案いただいたものにつきましては、真摯に一つ一つ丁寧に、やはり町にとって本当に問題点をクリアして、財政的にも、経済的にもできるような施設であってほしいということで、これからもしっかりと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生君、通告の中に限ります。政策提案してください。総元小学校の跡地利用について、よろしくお願いいたします。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 私は質問の要旨をそのまま逸脱した覚えがありません。ですから、議長のほうに誤解されることは、これは解きたいと思います。

町長のご記憶があやふやなようなので、私の記憶を披露させていただきます。

聞けば、私は6月末に町民の皆さんにお伝えしたことを、たまたま当事者の方と類する方が、飯島町長のほうにご連絡が行ったと。だから、お忘れになっていればそれはいいです。

そのときに、非常にどういう内容かといえば、私たちはこの町に来ないほうがよかったのか、そういうようなことを言ったという。町長はそのことに対して、お認めにならないならば、それは結構でしょう。それに対して非常に苦慮なさったということを、私の尊敬する議会人の方からお聞きしました。

要は、私が言いたかったことは、こういうことであります。それだけこの問題について皆さん関心があるということです。総元小学校の問題、私は何度も足を運ばせていただきました。そして、私は総元小学校というのは、かつて岡田条蔵先生という名村長が、総元小跡に何が必要なんだと、青年教育の問題について、大変千葉県でもすばらしい提案をさせていただきました。それは、現実に実行されたんです。県立大多喜高等学校総元分校の設置、このようなことをやったんですよ。それも定時制の、いわゆる働いている方々を引き受ける。中等教育機関をつくらなくちゃいけない。そういうことをやった、あのすばらしい総元地域の教育水準は、決して上級学校に進学できない方も、そういう定時制高校に行きながら働く方が、そこから学んでいった。僅か数年ではありましたが、すばらしい人材が出ていきました。

私は今回の准看護学校という一つの問題提起をさせていただいたのは、日本の医療は今、大変な状況になっているというのは、皆さんよくお分かりになったと思う。それは公立病院

の合併問題などをして、どんどん効率化のみを図ろうとした我が国のやり方が間違っていたことが分かったと思います。

命を守るということに関しては、公共の利益を追求することに対しては、大切な時間と労力がかかるんですよ。だから、今あそこをつくると決断して、そういう人たちができて、卒業して、准看護学校は2年、看護学校は3年です。そして、その方々が具体的に戦力となるまでには時間がかかるんです。その一翼を担うチャンスを大多喜で引き受けられるということが、大変尊いことであるということを私は思い、そしてその理念もお伝えしたはずですよ。

しかし、相変わらず何も変わらない。何もしようとしない。ハードルはこういうところがあって大変だ、それを抜きにすることはできない。町長は、私は誰に対しても正しく白紙で臨む。そうかもしれない。でも、命を預かるものに関しては、最優先にしくちゃいけないんですよ。私は常日頃それを主張しています。

政治の根本は、町民の生命、財産を守ることです。そのために、あの総元というすばらしい地域を活性化させる、その思いをこの場でも伝えさせていただきました。

どうでしょうか、町長、そして副町長、そして担当課長の皆さん、大多喜は過去幾多の先人たちがすばらしい業績を残したけれども、今大きな間違いを犯しているんじゃないでしょうか。かつて本田自動車が大多喜に来るときに反対したのはどなたでしょうか。かつて城西国際大学が来るときに反対したのはどなたでしょうか。かつて鹿野山マザー牧場が来る、大多喜に来るというときに、なきものにして存在をなくしてしまったのはどなたでしょうか。大多喜町の執行部を中心とした方々じゃないですか。

今の私たちは、先人たちが県立大多喜旧制中学をつくり、大多喜高校にまで発展しました。そして、県立総南博物館、今は中央博物館大多喜城分館となっておりますけれども、ああいう文化施設を大多喜に誘致した。そういう先人たちがいた。

しかし、今は守るので精いっぱい。新しいことすらできない。これはひとえに、あなた方はやはりもっと真剣に考えなくてはいけないと思います。

私は今回の問題、かつて様々な教えを受けた前田武志先生、国土交通大臣をやった方です。そして、井上和雄先生、これは皆さん知っているでしょう。交通事故撲滅に命をかけた男であります。こういう先生方から命の尊さを教わりながら、災害へのと、いかに大切さを教わりました。そして、岡田糸蔵先生のあの偉大なるものを見たときに、今の町長、そして副町長、教育長、そして担当課長の皆さん、我々は負けているんじゃないかなと思うんです。もっともっと先人たちに負けないように頑張っていこうじゃありませんか。

もう町長にはこれ以上のことは私は言いません。あなたも言いたくないことは言わないんでしょう。記憶にないなんてことはないはずですよ。あなたは頭いいんだから。しかし、思い出してください。この町を良くするのは、いいですか、実行するのは今なんですよ。今実行しなければ数年後、この町は地図上から消えてしまうんですよ。それは大多喜という名前は残っているかもしれないけれども、実質上そこには人の息吹を感じさせない廃村が残っているんです。

そうならないためにも、どうでしょうか。今からもうノーサイドで、一緒になってやろうじゃありませんか。私は過去は問いません。いろんなことを言いました。議長から個人的なことは云々と言いました。これは個人的なことではないんです。公人は個人ではないんです。私人ではないんです。だからこそ、我々は襟を正して行わなきゃいけない。

この町が良くなるも、悪くなるも、これからの我々の方向指示機の出し方であり、我々の行動力にかかっています。後世の人々に恥じない町発展の基礎を今つくろうではありませんか。かつて、大多喜が本田自動車が来るとき反対したり、城西国際が来るときに反対したり、鹿野山マザー牧場が大多喜に来るときに反対したり、そんな愚かなことをした。もう一つありますよね。歴史に対してタブーだと言われている房総鉄道、外房線、房総東線といった、それについても反対した。

こういうことをした先人に学ぶことなく、我々は正しい判断をこれから、そして町が潤うために、もう一度やっていこうじゃありませんか。

6 番麻生剛、時間はぎりぎりだと思います。議長の温かいご配慮により、いろんなことを学ばせていただきました。そして、議会運営委員長のご提案もありました。それによって、この議会の権威は守られたと思いますので、以後、私に続く一般質問の皆さん方は、よりこの町を愛する方々であり、この町を良くしようと思う気持ちは私に負けない方々ですので、執行部の皆さんもよく耳をかつぽじって聞いてください。本当に長い間、ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど私、電話があったという話ですけれども、私、大体いろんなことは記憶にありますからね。今その私の記憶にないということは、私は間違いないと思っています。

ですから、それはうそをついたとか、そういうことでありませんので、それはまずはっきり申し上げたいと思います。

それで、もう一つは先ほど医療の問題のお話もありますよね。やはり夷隅郡2市2町にとりまして、夷隅郡医師会というのは絶対的にやはり我々は協力体制の中で築いていかなければ、夷隅郡2市2町の医療は崩壊するんですよ。

それで、今回の新型コロナウイルスに対しましても、夷隅郡市は山武、長生、夷隅の医療圏にあるわけです。それで、安房医療圏は、私どもは安房医療圏ではないんですね。夷隅医療圏というのは、本当に脆弱な、本当に大型の病院がないんですよ。

ですから、そういう中で、今回の新型コロナウイルスにつきましては、2市2町の首長の中で、医師会と本当に協力しまして、亀田病院の院長、副院長のところに頭を下げて、医師会の会長にも頭下げて、重症患者を受け入れてくださいということをお願いに行ってきました。

それで、いすみ医療センターでは軽症者を受け入れるということの中で、やはり国・県のほうにも要望し、そしてPCR検査もいすみ医療センターでやれるようにしたんですね。これは夷隅の医師会の力はなくしてできないんです。

ですから、我々はやっぱり医師会とともに、この地域は脆弱なこの医療体制をしっかりと守らなきゃいけないというのは、我々は本当に住民の福祉の増進ということには、やはりかなうものでございますので、こういったところを無視してはいろんなことが進められないということも事実であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生議員におかれましては、ご苦労さまでした。

大変恐縮ですが、20分までトイレ休憩ということで、大変短くて恐縮でございますが、よろしくお願いします。

（午前11時15分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時22分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス下にあっても、日常の生活を支えてくださっている医療関係者をはじめ、様々なエッセンシャルワーカーの皆様の奮闘に心から感謝を申し上げます。

また、1人に10万円を一律給付する特別定額給付金につきまして、本町では町長のご理解の基、職員の皆様のご努力で早期の申請、給付を実施していただき、町民の皆様より感謝のお声をいただいております。大変ご多忙な中をありがとうございました。

さて、本日は大綱3点にわたり一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、大綱1、町所有の使用済み小型焼却炉並びに環境センターの使用済み焼却施設の撤去・解体処分について、町の考えをお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、ダイオキシンは青酸カリをはるかに超える毒性を持っており、動物実験で発がんを促進するほか、甲状腺機能や免疫機能を低下させることが確認をされております。

当時の環境庁の調査の結果、日本ではダイオキシンの大半がごみ焼却時に発生していることが明らかになりました。そのため、ごみ焼却処分に対する規制は厳しくなり、1990年半ばまで使用されていた多くの焼却場が姿を消しました。

本町でも既に使用されておりませんが、使用済み小型焼却炉や環境センター焼却施設、煙突の撤去・解体処分が必要ではないかと考えますことから、以下お伺いをさせていただきます。

初めに、小中学校などの教育施設や旧学校施設に設置されていた使用済み小型焼却炉は、現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの山田議員からの一般質問につきまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

教育施設での小型焼却炉の現在は、西小学校の裏側、防災倉庫の脇に1基、旧上瀑小学校のプール脇に1基の合計2基あり、全て使用していない状況となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今年度でしたでしょうか、あの西小学校さん、元の旧の西中学校さんとか、そのほかにあ

りましたものも撤去をしていただいたようには感じておりましたので、あと学校関係としては2基残っているということで、分かりました。

次に、学校以外の行政施設に設置されていた使用済み小型焼却炉は、現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 学校以外の行政施設の小型焼却炉ということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

学校以外の町施設の小型焼却炉の状況ですが、現在、農村コミュニティーセンター、味の研修館、それと、もみの郷会所の交流体験施設に3か所残っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

そうしますと、全部で5基残っているという形になるかと思うんですが、こちらのほうをやはり今後処分をしていく必要があるかと思うんですが、こちらについて町はどのようにお考えになっているのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 残っている5か所の焼却炉についてですが、そのいずれも現在使用しておらず、また施設の利用について特に支障がない場所にあるということなどから、撤去せずに残っていると考えられます。

この西小学校、旧上瀑小学校と合わせた5か所については、今後なるべく早期に計画的に撤去したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 財政課長、のどの調子が悪かったら、マスク取ってしゃべってもいいよ。11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

こちらも随分たっているわけですので、できるだけきっちと計画を立てて処分を考えていただきたいなど。やはり学校の生徒さんもいらっしゃいますし、町側のところにおいても町民の皆様もいらっしゃいますし、やはり通っていても目につきますので、何も片づけていないというのも、ちょっといかかなというような気もいたしますので、できるだけ早期の対応をご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、町環境センターの使用済み焼却炉と煙突の撤去・解体についてお伺いをいたします。

初めに、焼却炉の使用は町ではいつから取りやめられているのか。また、現在の環境状況の下で、ダイオキシンによる作業員への健康や周辺環境に与える影響に問題が生じないのか、改めてお伺いをさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、山田議員の一般質問に環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

環境センターにつきましては、昭和59年度、1984年に工事を着工いたしまして、昭和60年度、1985年から1日当たり15トンの処理量で稼働をしまして、平成14年、2002年、ダイオキシン類排出規制の強化に適合しなかったことを理由に、焼却炉の使用を中止したものであります。

それと、作業員への健康、周辺環境に与える影響につきましては、一概には言えませんが、煙突には蓋がされておりまして、雨水が入らないように対応をしております。また、焼却炉を閉じた状態にして対策を講じております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

煙突の蓋がしてあるというように、私どもは通っているだけでは分からなかったのですが、そういった対応をいただいているということでは、少しは安心をしたのかなと。また、作業員の皆さんのところも蓋がしてあるということでございますので、少しは気持ち的にもちよっと違うかなという感じはいたしております。

次に、煙突ですが、万一倒壊をした場合に、作業員のけがや清掃センター下の道路を通る車両の事故なども考えられますし、ダイオキシンの規制による周辺環境への影響の不安もないわけではありません。

昨年9月の台風15号では、送電線の鉄塔2基が倒壊をいたしました。風速40メートルの基準を満たすように設計されていたと伺っております。本町では、その台風では風速54.4メートルを観測しています。煙突の耐震性と強風に対する強度というのは、どのようになっているのかお伺いをできればと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 煙突の耐震性と強風に対する強度につきましては、具体的に調査を行っておりませんので、把握はしていません。

建設が昭和59年度ということで、昭和56年度以降に建てられた施設でありますので、当時の耐震の基準等については適合しているということで考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、もう一度確認のためにお伺いをするんですが、そうしますと、町としては当時の設計書、そういったものからも耐震の基準ですとか、風力に対する基準というものは把握ができていない、難しいという状況、把握ができていないというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 私のほうで調べたんですけれども、建築確認申請のほうが昭和59年度に出されているということで、当時の耐震基準とか、そういったものについては適合しているというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 風速の部分はどうなんでしょうか。やはりそこも含めて、当時のものという理解で、具体的な数字というものは示されていない部分があるという認識でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 具体的な部分は把握はしておりませんが、昨年の台風が強風におきまして特に影響が出ておりませんでしたので、問題ないというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

なかなか昔のことなので、把握をしていただくのが難しいという部分もあるのかなというところでございます。課長のほうでもいろいろ調べていただいたのではないかと上での回答だと思います。

今回は、そのところを特別強く私のほうとしては問う今回の質問ではございませんので、了解をさせていただきますが、その中で、私もちょっと調べてみました。一般的にどんな感じなのかなというところで、やはり課長がおっしゃるように、なかなか一般的にも具体的にこういう数字というのが見当たらなかったというのが正直なところですよ。

その中で、ごみ処理施設の煙突の台風設計ということで出ていたんですが、やっぱり煙突は高さですとか、形、丸とか四角だとか三角とかっていろいろあるみたいなので、それに対して、なかなか基準というものが示されているというものでもなく、曖昧ではあったんですが、基本設計としてはやっぱり30メートルから40メートルの風に耐えられるように造っているというものが多いようでした。

それで、昔は耐震といって地震ですね。そちらのほうを重視されて設計というものがされていたようなんですが、最近では、地震もそうなんですけれども、やっぱり風の強さに対しての基準を重視し始めているというようなことも、ちょっと載っていたというようなところでございました。

実際に、やはり課長がおっしゃるように、具体的なものというのはちょっと私も探した中ではなかったので、ご答弁分かりました。ありがとうございました。

その中で、本当に全て対策が必要なんだという状況では今はないと思うんです。しかしながら、いずれは処分・撤去がやっぱり必要でありますよねというのは、もうこれは明らかだと思います。

以前にいらした先輩議員が当時町にお伺いしたときに、補助金などを使用できるものがあれば検討して考えていきたいというご答弁が町からされておりました。それからもちっと数年たつのですけれども、この補助金というのはめどが立ったのか。また、実際町はこの施設を解体・撤去・処分するに当たっては、どの程度の費用がかかると考えておられるのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

まず、撤去・処分するとした場合なんですけれども、まず、その前にダイオキシン類の付着状況等の調査を行った上で、解体作業に入っていくということになります。実際に解体・撤去について見積りを取ったわけではありませんので、具体的な金額については分かりませんが、平成25年12月に総務省から発表されました公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果というのがありまして、それによりますと廃棄物処理施設の平均解体費用ということで、2億3,600万円というふうにされております。

また、補助金の活用につきましては、環境省所管の循環型社会形成交付金がありますけれども、この交付金につきましては、焼却炉等の解体と廃棄物処理施設の建設を一体として行

い、同一敷地内に建設する場合には補助金の対象となります。しかしながら、解体事業のみを行う場合は、交付金の対象とはなりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

そうしますと、平均的な費用としては2億3,600万円ほどのお金がかかるということと、現在の町のこの焼却施設に対する考え方としましては、広域化というようなことも踏まえながらの動きが一つ検討されていることを考えますと、先ほどの同じ場所に再度設置をしない限りは、補助金がもらえる見通しが立たないということであれば、この2億3,600万円、もしかしたらこれ以上かかるかもしれませんし、もっと少ないかもしれないんですが、これも本当に町で見なければいけない、考えていかなければいけないお金なのかなと、ちょっと思ったところでございます。

その中で、町では公共施設の更新等を計画的に立てていただいて、予定をさせていただいていると思うんですけれども、その上で環境水道課さんでも2017年から2026年の間で1億5,979万2,000円、それから2037年から2046年の間にと2億8,762万6,000円というお金が想定更新費用ということで示しているというか、考えておられるようなんですが、ここにはこの煙突ですとか、焼却施設を解体する費用、そういったものは含まれているんでしょうか。考えられているのかということでお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） こちらの町のほうで策定しました公共施設総合管理計画の中に、環境センターの焼却棟について、2017年から2026年度、あと2037年度から2046年度の期間で金額が掲示されておるんですけれども、こちらにつきましては、その金額については更新に係るものということで算出してありますので、実際にかかる経費とは異なりますので、それはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、単純にという言い方は大変失礼なんですけど、環境センターを更新する場合のお金ということで、特段この煙突だとか、ダイオキシンに関わる部分が幾らで見積もられているということではなくてということで、考えさせていただいてよろしいですか。

一部に含まれている部分もあるのかも分からないんですけれども、そういうふうに考えさ

せていただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 財政課のほうからお答えさせていただきます。

この2017年から2026年までの10年と、その次の37年から2046年までの10年間、こちらは現在の環境センターの施設につきまして、大規模改修でまず2017年から27年ぐらいにやった場合の、要は現在の面積であったり、構造というものから算出されているもので、その次の10年のものにつきましては、その施設を同程度の規模、同じようなもので更新した場合の再建築というか、再整備に係る費用として計上してあるものでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

そうしますと、この中にも一部予定していただいている中にも、一部その煙突だとか、焼却のもののほうの撤去費用というものも、もしかしたら含まれているというのかなという感じは受けました。

しかしながら、やはりここはしっかりと費用について考えていかなければいけない。先ほどのお話ですと、補助金はなかなか難しいのではないかと考えております。本町として、ましてやもしこれを一般財源で担うとなりますと、町自体の税収で今年度をあとで見ますと年間約11億1,000万円しかないわけですね。この中で2億3,000万円というお金は非常に大きなものもあると思います。

仮にこれを積み立てていった場合ということで、5年間で積み立てた場合は年5,000万円ぐらい、10年では年2,500万円、15年でも1,600万円以上のお金を積み立てていかないと、このお金がちょっと確保できないという部分があるかと思います。

そして、この煙突というか、焼却炉は停止してからもう18年たっているんですね。その間、本当にいろいろなことをお考えいただきながらも、この期間がたってしまったというふうに私は解釈はしているんですけども、やはりこの焼却炉を使わせていただいていた世代というのは、やはり今納税させていただいている世代の人たちがこの焼却炉を使わせていただいているわけです。

これがその撤去・解体が遅くなれば遅くなるほど、その受益者負担という部分では恩恵を受けていなかった人たちが負担をしていただくという、場合によっては、そこで解体するときに、仮に起債などをした場合には、その後の方が負担をしてもらわなければいけないということになってくるのではないかと思います。

できれば今から少しずつでもお金をためて、基金などをつくって、確保をしていって、普通に計画を立てて撤去・解体をしていくようなものも考えていく必要があるのではないかと
思うんですけれども、この辺について町はどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（野村賢一君） どうですか。町長。

○町長（飯島勝美君） 山田議員さんの焼却施設の、いわゆるもう使用されなくなったものについて、これは確かにダイオキシン等の非常に問題のあるものであることはもう間違いないですし、これを何とか撤去する必要はもう間違いなくあるわけですね。

もう期間も大分過ぎているということで、私どもも大変その辺につきましては、どうやってやるかというのは検討はしてきたところでございます。

それで、特にこの問題につきましては、昨年まで夷隅郡2市2町で、共同でゴミ処理施設を建設ということはずっとやってきたんですが、今年度、要するに昨年ですかね。中止ということになりました。

そういうことで、2市2町でのゴミ処理施設については、建設中止ということは決定しましたので、改めて、じゃ、それぞれの市町でどうするかということになるわけですね。

本町につきましてもいろいろ検討している中で、一つは今私どものゴミ処理につきましては、いすみ市に委託をしているというか、お願いをしているところでございます。ただ、それもいずれまたその施設もまた老朽化してくるということの中で、例えば近隣でも勝浦市さん、御宿さんはもう既に炉が相当老朽化して、早急にやらなければならないという状況の中にありまして、その中での中止ということで、それぞれ各市町も大変この問題については頭を痛めているところでございます。

この中止の理由になったのは、もう既に議会でもお話をいたしましたけれども、140億というお金がかかるという中で、その補助金も5割と出ませんので、そうなると、この負担はあまりにも人口減少の中で難しいということで、基本は一番出すのはいすみ市さんでしたから、なかなかそこは前に進まなかったということで、中止になったところでございます。

そのことを踏まえまして、今は町でもどういう形でやるかというのは、もう既に今動き出しまして、一つは今委託という考え方もあります。それは、いすみ市さんを含めて、近隣の市にお願いすることも一つはあるんですね。その中で、やはり輸送費がどのぐらいかかるかといいますと、結構遠くなりますので、輸送費は莫大なお金になってくるということもある。

じゃ、一方じゃ建設をするかというのと、1町でできるものではないわけでございますけれども、それにしましても、もう既に建設費が高くなるということで、できなかったというこ

とで、そういうことも含めて、今町もPFI方式でできないかということで今検討しているところでございます。

PFIにもいろいろな方式がありまして、事業者が全部造って、我々のごみを入れて、それでお金を払うというやり方もありますし、自治体が造って、それを委託管理すると、いろんな形はあるんですが、基本的にはどちらにするか、それはいろんな施設を今視察をさせていただきながら、また、今はいろんなやり方が新しい技術の開発等で、そういったものがどうやって使えるかということで、今まさに検討している最中でありまして。

その中で、このいわゆる施設の廃墟となりましたこの施設の解体撤去もやっぱり検討していかなくちゃなりませんので、これが膨大なお金になるので、こういった資金の調達をどうするか。それも民間の力をいかにそこにに入れていくかということで、そういったことが今まさに動き出したところございまして、ある程度我々の方向性が決まりましたら、また議会のほうにも報告してまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町長、ありがとうございました。

解体だけではなくて、建設という部分等も含めて町としては検討していただくということになるのかなと思いました。ありがとうございます。

やはりその際に、もう既に18年が過ぎていて、今般の自然災害の影響などもございますので、また耐用年数だとか、財源の問題とか、いろいろあるかとは思いますが、やはりその辺もご考慮をいただきながらまたご検討いただければと思います。できれば倒れる前に何とかお願いをしたいなと、ちょっとその辺思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、大綱2、福祉避難所の見直しについて質問させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、災害発生時の避難対応も見直しの必要が迫られております。私もお検討をお願いさせていただいたものなどもございますが、町ではマスクや消毒液をはじめ、段ボールベッド、間仕切りテント、簡易トイレなどの備蓄品の購入や、備蓄場所を増やすこと、職員の皆様による訓練なども実施をしてくださっていると伺っております。

また、避難場所についても、より身近な場所を増やすなどの検討もしていただいていると伺っております。その避難場所の中で、教室の利用など個別の対応も考えていただいている

ようでございますが、要支援者名簿に記載されている自力避難が困難な高齢者や障害者の方々の中には、直接町の福祉避難所に避難を必要とする方もおられるのではないかと考えられますことから、引き続き福祉避難所は必要ではないかと考えております。

その場合に、現在、福祉避難所は町の特別養護老人ホームが指定されておりますが、コロナ禍において、特老では厳重な面会管理の下、感染防止に取り組んでいただいている状況です。

このような中、万一災害が発生した場合に、一般の住民の方が特老に避難させていただくことは難しいのではないかと考えております。特老を福祉避難所として継続使用することが可能なかどうか、まず町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問について、総務課のほうからお答えさせていただきます。

特別養護老人ホームは、入所者、障害者に対応した設備を備えているということで、福祉避難所として特別な配慮を要する方の避難所として指定しているところでございます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、現在、新型コロナウイルス感染が拡大している中で、特別な配慮を要する避難者の受入れについて、特別養護老人ホームの入所者のことを考慮しますと、避難者が利用できる設備を制限する必要があります。その中でも、入浴設備など、入所者が利用しております場所は利用できないものと考えます。

しかしながら、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため、施設の出入口も非常口を使用するなど、人の行き来はもちろんのこと、完全に入所者と避難者のゾーンを分けるなど、十分な感染症予防対策を施すことにより、緊急的、一時的であれば避難は可能であると考えます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況下では、感染リスクを避けるためにも、特別養護老人ホーム以外の施設も福祉避難所として利用することを、状況により考えていきたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私も特別養護老人ホームは、本当に今ご入所されていらっしゃる方たちの状況を考えますと、やはり特別ないろんなものが整っているということで、非常にいいところだとは思って、今までずっと思っていました。今回の件も、コロナにおきまして、やはりこれは現実として難しいだろうと、そういうふうに感じております。

それ以外の避難する方もそうですが、受け入れる側は本当にこれはもう大変な対応が必要になってしまうということで、もう少し避難者の方にちょっどご不便をおかけしてしまうかもしれませんが、両方を守る、皆さんを守るというところで、別のところをちょっど考えてみたらどうかというところでご提案をさせていただきました。

その中で、私としまして新たな場所、候補地として、中央公民館を検討してみてもいいかなというところでご提案をさせていただきます。

町のほうでは特別養護老人ホームに避難所が移る前は、公民館が福祉避難所として指定されていたという経緯もございますし、中央公民館には畳のお部屋もあります。また、昨年でしたでしょうか。トイレなどの改修もしていただきました。今年度におきましては、エレベーターの設置や福祉車両対応の駐車場なども拡充をしていただくということ、それから、また社会福祉関係の事務所もこれから移転なども考えられているということで、非常に利点としても考えられるのではないかなということから、中央公民館に福祉保健所を設けてはどうかと考えるんですけれども、町のご見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

中央公民館の入り口等については、スロープが設置され、トイレについてもそういう配慮をする方の対応など、バリアフリー等が施されているところではございますが、下、1階にも畳の部屋がありますが、狭いということで、畳の部屋の広い場所がある2階へのアクセスは、現在階段のみとなっていて、最近議員がおっしゃられたとおり、現在計画しておりますエレベーターの設置後に、福祉避難所としての利用も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。先にオンにしちゃいました。ありがとうございます、ご検討いただけるということで。

その際なんです、今の本当にコロナの状況というのが収まっていない、そしてまた秋を迎えまして、昨年の9月の台風ということもございました。その間に、もし万が一災害が発生した場合には、この福祉避難所というのはどのような形でお考えになることができますでしょうか。

特老なのか、中央公民館なのかというところも踏まえて、どのようにお考えになっている

か、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 災害の種類にもよりますが、やはりバリアフリー化、トイレだけでもバリアフリー化がされている避難所が今は8か所ぐらいあります。そこにやはり1か所となると、やはり厳しいというところもありますので、そういう各地区のそういうトイレ等のバリアフリー化がされている避難所を、一般の避難者とは別に避難場所を設けて対応するようなことも考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

そのようにお考えいただいているということで、本当に安心をいたしました。多分一般の方はここ8か所、どこにあるのか分かりませんので、また何かのときにはご周知いただくとか、区長さんへのご周知をいただくとか、何かそういったものもご検討いただければと思います。

町として、今私は中央公民館をご提案させていただきました。ただ、先ほど課長がおっしゃられましたように、災害によってはもしかしたら違うかも知れませんので、町としてより最善の場所があるよねということであれば、そこも踏まえてご検討いただくことというのは全く差し支えないものだとは思っておりますので、少しでも皆さんが安心して避難ができるようにご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に大綱3、子育て環境の整備について（英語検定の補助金・子供広場の設置・地域施設の開放）についてということでお伺いをさせていただきます。

広報おおたき8月号にも掲載がされておりましたが、本町では切れ目のない子育て支援に取り組んでいただいております。今年度は、新規の子育て事業も取り入れるなど、より寄り添った事業を進めてくださっております。

しかしながら、夷隅地域の出生数を2015年と2019年とで比較をしてみますと、いすみ市さんが88パーセントで158人、勝浦市さんが71パーセントで46人、御宿町さんが74パーセントで23人、大多喜町では30パーセントで18人となっております。より一層の子育て環境の整備をし、子育て支援をしてはどうかと考えますことから、以下3点ご質問をさせていただきます。

1点目でございますが、実用英語技能検定3級以上の検定に合格した児童または生徒の方に、検定料金の補助金を出してはどうかということです。

本町では、特色ある保育の実施や人材の積極的な活用の観点から、英語講師による外国語授業に早くから取り組んでいただいております。このためか、外国の方との心の壁も、子供たちは少ないように感じているところです。また、英語を聞き取る耳や発言なども大きく養われていることであると思っております。しかしながら、その身につけた能力を客観的な立場で評価ができていない部分も感じております。

そこで、身につけていただいたものを生かしながら、英語検定に取り組んでいただき、見える化をしてはどうかと思います。学習意欲の向上に向けた後押しとして、町として補助金を出してはどうかと考えております。

ついては、お伺いをさせていただきますが、本町の中学3年生で英語検定3級程度以上を取得している生徒数と、学校の成績などを基に教員の裁量で相当する力があると判断された生徒さんがそれぞれ何パーセントになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、山田議員からの一般質問につきまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

大多喜中学校の3年生におきまして、英語3級以上を取得している生徒数及び学校の成績などを基に3級に相当する力があると判断できる生徒数ですが、現在の3年生においては、今回のコロナ禍の影響により、英語検定が試験日が例年より1か月ほど遅れております。そのため、合格者がまだ発表されていない状態です。そのため、受検人数だけ申し上げさせていただきます。今回、3年生につきましては生徒数57名おります。そのうち10名が今回英検3級のほうを受検しております。

また、英検何級に相当する力があると判断できるものなんですけれども、これが千葉県英語の学力状況調査というものがございます。こちらは毎年10月中旬から11月中旬までの間に実施することから、まだ結果のほうが出ておりません。そのため、直近で実績が出ています昨年度の卒業生の結果につきましてご報告をさせていただきます。対象生徒数は52名おります。そのうち、英検3級合格者は8名、全体の15パーセントとなっております。

次に、英検何級に相当する力があるというふうな、この学力状況調査につきましては、英検3級レベルが13名、準2級レベルが1名、3年生全体の26.9パーセントというふうな状況となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君）　ありがとうございます。

過日、全国の公立中学校を対象にした2019年度の英語教育実施状況調査の結果が公表をされておりました。政府は目標50パーセントということであるようですけれども、英検3級以上の力がある中学生というのは、全国では44パーセントであったとのことでした。

今の課長さんの話でもございませんけれども、本町では受検に挑戦しているお子さん自体は少ないのかもしれませんが、若干やはりここから見ると、数字的には低い状態になっているのかなという気がいたしております。ですから、受けていただければその力というのは十分に持っているのではないかと、私はこのように思っております。

そこで、この検定料金に補助金を出して、町として支援をしたらどうかと考えます。町の見解をお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　山田議員のおっしゃるとおり、本町では平成23年度から保育園児を対象にした英会話教室、小学生及び中学校につきましては、ALTを増員して英語の授業を行い、英語保育の充実を図ってまいりました。

また、大多喜町第3次総合計画の子ども教育におきまして、成果指標を中学校3年生の英検3級程度の英語の保有力率としていることから、多くの児童・生徒に受検していただきたいと思っております。

このことから、英語検定の料金の補助につきましては、英語教育に関わる意欲の向上を図る動機づけの一つとして有益となることから、前向きに対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ありがとうございます。

前向きに検討いただけるということでございましたので、私のほうとしてはもっと前向きに、来年度からの実施を検討していただけないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　今のところ、前向きに対応させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○11番（山田久子君）　それでは、私からもう一步前向きに、もう一点お願いしたいと思い

ます。

実は、英語検定の受検なんですけれども、本町の場合はほとんど学校で受検される準会場という方式だと思うんですが、多くの一般の方も皆さん受けられる本会場という形でも受検することができます。

学校で受けられなかった方、もしくは学校で落っこっちゃったんだけど次にもう一回挑戦したいというような方なんかは本会場で受けることもあるかと思うんですが、この2020年度から、3級の試験では本会場で受ける場合、1,000円程度受検料が上がる形になりました。今までは同一料金だったんですけどね。

できたら、ここにつきましては生徒さんが頑張ったところで準会場の費用、もしくは本会場の費用で助成をしていただくことも、前向きにご検討いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 今、山田議員がおっしゃいました本会場の受検費用につきましては、確かに2020年度から上がるというふうに伺っております。

それにつきましては、その補助金の額、補助金の交付、あとは補助金の対象者、そちらにつきましては、県内でも幾つかの市町村が英語検定に対しまして補助金のほうを出している事例がございます。そちらを参考にしながら、関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。できるだけ本当に早い時期でのご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2点目としまして、子供広場の設置についてお伺いをいたします。

子育て支援として、公園の設置について、ほかの議員さんからも質問が出されておりますが、私も以前、県民の森へ設置ができないかと質問をさせていただきました。その際、町長には前向きにご検討いただいたところがございますが、残念ながら実現することができておりませんでした。

そこで、私は小さい子供さんが遊べる遊具やお砂場があるような公園を、B & Gのテニスクエアの場所を活用させていただき、設置することができないかと考えました。

この場所は言うまでもなく生涯学習エリアであり、スポーツ施設やプール、それから読書、

図書館や公民館活動など、いろいろな物事を展開しやすい場所でもあるということが一つの考え方でございます。

ここでは、ご兄弟やお父さん、お母さんがほかの施設を利用しているような場合でも、子供たちがまたそこで遊ばせることができる、また、その子供を見ている人、親御さんが一緒に遊ばせることができるのではないかと考えたからです。

使用に関する、ここはB & Gとしての施設でございますので、ここを使用するということは規則的にまず可能なかどうか、また、そのテニスクエアの場所に子供広場を設置することに対して、町はどのようなお考えを持たれるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） ただいまの山田議員のご質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

B & G テニスクエア内にあります3面のコートは、現在有料にて幅広い年齢層の方にご利用いただいているところでございます。議員からご提案いただいた場所は、テニスクエア内の南側、町道中野大多喜線から進入してすぐ右手側にあるオープンスペースで、面積は約2,500平方メートルでございます。テニスクエア内の敷地ではありますが、テニスコートとはフェンスで仕切られており、当該スペースに対しての使用料金設定はございません。

当該スペースの利用としましては、テニスほか柔道など、各種大会での臨時駐車場や、大会運営上の選手退避場所、それからウォーミングアップ場所などとして年間で約20日程度利用がある現状となっております。

また、このオープンスペースなんですけど、隣接する町道中野大多喜線に沿いまして、相当な高低差がございます。現在も敷地外周にフェンスは施してございますが、周囲は崖地であることから、事故の可能性が完全に払拭できる環境とは言い難く、子供さんが遊ぶ広場等としては適さないのではないかとこのところで考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。

確かにおっしゃるとおりに高低差があって、今もフェンスで囲っていただいているというところがあるので、その危険性という部分で考えると、課長のご答弁は理解できる場所もございますが、本当に芝生というような場所でもあり、なかなか割と子供さんが遊んでもらうには、ちょっと広さ的にいいかなというような思いもございました。

ですが、危険性との兼ね合いというようなこともあるかと思いますので、ここはほかの議員さんもお質問させていただいているところでもあり、町としても公園ということにおいてはご検討いただいているところではあると思いますので、山田としてこういう提案もあったなというところをお含めいただきながら、またぜひ公園の早期の設置についてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に地域施設、農村コミュニティーセンター、多目的ホールの中学生への無料開放についてお伺いをいたします。

中学校の統合により、長期休暇時など中学生がお友達とバスケットボールをしたりなどのエネルギーの発散場所が、自転車で集える範囲にあるといいのではないかと感じております。中学生が本当にこう集まっているところを、何度か目にもしているところでございます。

農村コミュニティーセンターはその設置目的に、大多喜町における農村の健全な発展を期するため、農業経営の合理化、生活の改善普及及び健康の増進、地域連帯感の高揚と農村の環境整備を推進することを目的とした施設として、農村コミュニティーセンターを設置するとございました。

農村コミュニティーセンターには多目的ホールもありますことから、旧西中学校区の生徒さんが少人数、5名程度以下ということで考えさせていただければと思うんですが、使用する場合などに、地域の子供たちを町として育むという立場で、施設利用を免除して使わせていただくことができないものかと考えるところでございます。町の見解をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして農林課よりお答えいたします。

農村コミュニティーセンターについて、中学生を含む未成年者に利用していただくことは可能でございます。しかしながら、現在、農村コミュニティーセンターは、会計年度任用職員1名が常駐し、住民票や各種証明書の発行、年金や各保険関係の事務をはじめ、各課の代行が可能な事務を処理しつつ、電話対応や学校施設を含む施設全体の維持管理、予約の受付等を実施している状況でございます。

そのような中で、未成年者が体育館を使用していただく際に、職員が事務所を離れ、見守ることは困難であり、監督者不在で利用していただくこととなりますが、けがやトラブル等になる可能性が拭い切れません。

特に、現在の状況下において、運動についてはコロナウイルス感染症や暑さによる熱中症

などのリスクも問題視されています。現状でけがやトラブル等に十分対応できる体制ではないため、未成年者だけの利用については難しいと考えます。利用していただく際には、けがやトラブル等に十分対応できる保護者、もしくは保護者に代わる監督者等の同伴の下、利用していただきたいと考えております。

また、施設利用料の免除につきましては、町のほかの施設についても有料であるため、均衡を図ることから利用料の免除の実施については現在考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

私は今、担当課長さんがお話しになったところで、あそこに役場の出張所があり、職員の方がおられるので、むしろ目が届くというか、何かあったときの緊急対応とかもして、通報とかですね。できるのでよろしいのではないかなという、逆の立場で考えさせていただいたところでございます。

いろいろ取り方というのは、右と左と上と下とありますので、なかなか難しいところがあるかなというところではございますけれども。そういったものの中で質問をさせていただきました。

やはり、その中で子供さんだけではちょっと難しいよということでございましたので、そこも監督者とか、保護者といった部分もあるということでございますので、ここについてはいろいろと検討していく必要があるのかなとは思いますが、できれば町のいろいろな関係が変わってきているんだと。今までだと地元に学校があったり、小学校があったり、中学校があったり、いろいろなところがあったというところもあると思うんですけれども、やはり中学校の統合がありました。小学校で遊ぶこともできるといえばそうなんですけれども、そこも小学生がいたり、場合によっては学童のお子さんがいたりということもありまして、なかなか若い子たちがいるところがないというのが現状です。

こことは直接関係ない案件になってしまうんですけれども、私も若い方々から、若い人が若い人の時間帯で集まれるところが町ではないんだと、エネルギーを発散させてもらえるところがないんだと。また、夜集まるところもないんだと。やはりここが非常に若い人たちにあって楽しみがないというか、若者のエネルギーを受け取ってあげるところがないというのが一つあるように感じております。

その中で、農村コミュニティーセンターで中学生が集まっている、例えばあそこ、駐車場

などでも何かできるというわけじゃやっぱりないんですね。そうなったときには、体育館があるじゃないかと。何でこんないい施設があるのに使うことができないんだろうかというのは思ったところでございます。

また、そこにおきましても、地域のお子さんという考え方になってしまうと思いますので、場合によっては旧老川小学校さんにも体育館があります。聞くところによると使っていないということでございますし、また、ほかの地域も、地元にあるいろいろな町の施設を多目的に活用させていただきながら、今までと、要するに昔とは状況が違ってきている中で、本当に子供たちの目線でも、町の施設を使わせていただくようなことも今後検討していただいくことができればありがたいのかなと、ちょっとそんなふうに思うところでございます。

これ以上の答弁を担当課長にお願いしてもなかなか難しいと思いますので、この件の担当課だけではなく、町の中でもまちづくりとして、また子供たちの目線というところでも酌み取っていただきながら、また何かいい案がありましたら、ぜひご提案をまた施策として実施していただくことができればありがたいかなと思うところでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中ですけれども、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食を摂り、午後 1 時 20 分から会議を再開します。よろしくお願いします。

（午後 零時 18 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 19 分）

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、2 番志関武良夫君の一般質問を行います。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 私は 3 点ほど一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に、以前にもこの問題については取り上げましたけれども、河川の整備の重要性というところについて提案させていただきます。

以前にもこの河川の整備の提案をしたときには、近隣の住民の田畑は横山地区、小土呂地

区のほうの圃場の先にあるわけですけども、その耕作ができない状況になっているんだということをお話ししたと思うんです。

それは、赤道がそのときにもう今から8年ぐらい前から、私はその問題について言っていたんですが、当初はまだ川の中に柳が生えてまだ崩れて、そういう状況のときがありました。

今は議員になっておられます末吉議員も、そのときにその当時の課長でありまして、そのことについて現地を視察され、県の支所長を連れてこられまして、現地を視察していただきました。それで、これはちょっとひどいなというような、そういうご意見をいただいた中で、上瀑橋をつくるときに一緒に護岸工事をやろうかというような、そういう話まであったんですが、県の予算的なものが非常に厳しいというようなことで先送りになっていた、そういう経緯があります。

その中で、4軒ほどの方が橋の向こうに田んぼと畑はあるんですが、あってもその場所に、自分の土地に行くことができない。といいますことは、雨が降るたびに大水が出る。すると、夷隅川がちょうどそこがカーブになっているんですよね、川が。だから、外に外にこう大水が出ると圧力がかかって侵食される。そのために、赤道があったんですが、その赤道がなくなってしまっているんですね。それで、そのところに行く道がなくなっちゃった。

そういう状況が現在の状況なんですけど、課長、吉野課長がお話をしたときに、県のほうにも上げてあるというようなことでありました。しかしながら、非常に長い期間こういう状況が続いて、耕作ができない。自分の土地があっても、自分の土地へ行く道がなくなっちゃったと。そういう状況の中で、非常に私どもに言われても返事のしようがないんです。

そこで、建設課長のほうにもお願いをして、ぜひそのカーブのところを、夷隅川が河川がカーブするところを、そのところだけでも護岸工事をやって、水の圧力を抑えるようなそういう工事をやっていただけないかということで、課長のほうにもお願いをしました。

今まで県のほうとの、私も県のほうの方々とそのお話をしましたけれども、県のほうでは、そういうことはもう口がうるさくなるほど言ってこないとやらないよということを言われたんですが、地域の方々の思いを込めて、そして、またぜひその赤道のを回復をして、その自分の土地を耕すだけの、そういう環境をつくってやってもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか、課長。

○議長（野村賢一君） 志関君、ちょっといいですか。写真を撮るのにマスクをちょっと一時的に外してもらいたいと、事務局のほうから。

○2番（志関武良夫君） はい。

○議長（野村賢一君）　ありがとうございます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君）　志関議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

河川の重要性ということで答弁をさせていただきます。

今の河川は国土の地形的な特徴から、急勾配で流れも速く、比較的短時間で流下する特徴があり、ふだんは穏やかな表情を見せる河川も、洪水時には大きく変化し、毎年日本各地で甚大な被害が発生しております。一方、この洪水を安全に流下させるための河川整備は、まだまだ十分とは言えない状況です。

河川整備の重要性とのご質問でございますが、この夷隅川におきましても、久保地先の堤防を越水する洪水は発生していないものの、夷隅川の水位が上昇することにより、支流の水位も上昇し、支流の隣接土地だけでなく、夷隅川の隣接する土地も冠水が多く見られるところでございます。

このような洪水対策は、防災上はもちろんのこと、まちづくりの観点からも大変重要なことと認識をしております。この洪水対策としましては、河川の流量、流れる水の量を想定して、計画高水位や河川の断面を決定するなどの河川整備計画を策定して、改修工事を実施する必要があります。現在のところ、夷隅川ではこの河川整備計画は策定されていない状況にあります。

このようなことから、本町では平成30年から今年度まで、千葉県に対しまして河川整備計画策定の要望書を提出するとともに、昨年8月には知事との意見交換会でのテーマとしても取り上げ、また県町村議会議長会の定例会におきましても、昨年及び本年度も要望を提出させていただいている状況でございます。

千葉県では、これまで夷隅川について浸水被害が発生した箇所の河川整備を実施してきましたけれども、今後、下流域の津波対策の検討を踏まえ、河川整備計画を策定していく予定とお聞きをしており、これからも引き続き、早期に河川整備計画を策定するよう、様々な機会を捉えまして要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君）　今、課長が言われたこと、計画に沿ってということですが、緊急な問題の一つになるんじゃないかなと私は判断しているんですが、先に自分の土地が、皆さんもそうだと思うんですが、自分の土地があってもその土地に行くことができない、道がなく

て行くことができない、そういう状況が生まれた場合のことをよく理解していただいて、早急にそういう対応策を取っていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひ早い時期にそういったことが完成させられることを望んで、私のこの質問は終わりにしたいと思います。お願いします。

次に、財政のことですが、この新型コロナウイルスの拡大によりまして、地方行政にも多大な影響を及ぼすんじゃないかということで、私はこの一般質問に挙げましたけれども、挙げた後、県の議長のほうでもこの問題について、地域の国会議員を通じまして、政府のほうに申入れをするというような話が出ております。

したがいまして、私も町の財政について、町長のほうからもそういう点についてお話をお伺いしたかったんですが、県の議長のほうで、そういう国のほうに上げるというような、そういう話がありますので、その県の動向を、議長の動向を見ながら、また機会があれば質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

非常に私どもも人口が減少している中で、税収が上がらない。また、そういう交付税もなかなか厳しい状況になってくるんじゃないかということから考えますと、我々の町のことを第一に、やはり財政の健全化を目指さなくてはならないということから申し上げたわけでございますけれども、その問題については議長の動向を見ながら判断していきたいというふうに思いますので、送らせていただきます。町長のほうで何かあれば。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま志関議員のほうから、この新型コロナウイルス感染症の今、国も大変な出費をし、またそれを都道府県も多大な出費をし、また市町村にも多大な影響が出ているところでございます。

そういう中で、この後ですね。やはり来年度以降の財政というのは相当厳しくなることは私どもも想像できますし、また、もう既に入っている情報でも相当厳しい財政事情になるということはもう承知しております。

それで、これから千葉県の町村会を通じ、あるいは全国の町村会を通じながら、国のほうへも交付金につきましてはなるべく堅持していただけるように、また要望はしていくことになるわけでございますが、それと同時に、我々はそれぞれの自分の自治体においても、財政というものはやっぱりしっかりと見極めていく必要があると思っております。

それで、今我々のほうに入っている状況としましては、地方交付税というものの、交付金ですね。こういったものは、やはり国の税収とやっぱり連動してくるものですから、当然のこ

とながら、地方交付税は相当減るということはもう覚悟しなければならんと思っています。

ですから、その規模はまだ我々も大体ある程度想定をしながら今組んでいるところでございますけれども、やはり国は、じゃ、それをどうするかといいますと、臨財債、そういうことで地域で借金をしてくださいと。その借金をいずれ国が年数をかけてお返ししますよというのが基本的な考え方にまず来るであろうという考え方がまず一つありまして、多分その方向で進むのではなかろうかということで、私どもの今、大多喜町は取りあえずその基金というのはある程度蓄えております。

そういうことも含めて、いわゆる地方で借金する金額を、できるからといってどんどんしたらまた公債が増えます。そういうことで、その臨財債の活用と、また基金をどこまで崩していくかということの中で、今内部でも検討しているところでございます。

特に、財政課につきましては、多分2年、3年でこれが済む話ではないだろうと。向こう10年間のやっぱり財政を立てていく必要があるということで、今組み立てているところでございまして、やはり相当厳しい財政ということが強いられることは間違いございませんので、これから総合計画にもうたっている事業がございしますが、それがその計画どおりいけるかどうかということも含めまして、今財政のほうに検討をさせているところでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。

私も町の財政状況の中で、非常に厳しくなるんじゃないかという予想は立てていたんですが、町の基盤づくりですね。そういうものもこれからしっかりしてやっていかないと、非常に町民に対しても十分な理解が得られなくなってくるんじゃないかなというような、そういう観点からお伺いしました。また、この問題についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

3番目に、町の発展に欠かすことのできない埋立事業ですね。条例などがありますけれども、そのことについてお伺いしていきたいというふうに思います。

まずは、この条例は誰のためにつくられた条例なのか、ちょっとその点についてお聞きします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） この条例につきましては、誰のためにつくられたのかということでございますけれども、この条例につきましては、平成27年頃から、再生土、改良土による埋立ての問合せ等が地域の住民の方から多く寄せられました。

特に、大規模な埋立事業で、災害や環境への汚染が発生した場合、町民の健康や財産、生活環境に重大な被害を及ぼすことが危惧されたことから、県の残土条例の適用除外を受け、埋立事業の信頼性等と使用される土砂の安全性を確保するということで、良好な自然環境、町民の安心・安全な生活環境を守るということで制定されたものであります。ですので、町民のためにということで制定されたものだと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 前にも私はこの条例問題について取り上げましたけれども、そのときには不備なところ、また修正しなくてはならないような場所があれば、修正するような方向で行きますというような回答があったと思うんです。

その中で、今までその条例の問題について、協議期間をどのくらい持ったんでしょうか。協議したんでしょうか、しなかったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そちらにつきましては、実際にまだ協議は行っておりません。

しかしながら、想定される状況について洗い出しを進めておりまして、以前、一律で500メートルはどうなんだろうというような話もありましたので、その辺につきましては、商業地区ですとか、散在地区ですとか、村落地区ですとか、そういったものも含めまして、今洗い出しをしているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） この問題についても私、友達が埋立てをしたいというようなことで、町のほうに許可をお願いして、それで許可をもらって現在埋立てはしているんですが、その前に、この埋立てが始まる前に、私はこの埋立事業の重要性について、町の開発をする上において、非常に重要な位置を定めているということから、この埋立事業については細かく私も前回言ったと思うんですね。

それで、そのときからもう半年は過ぎる中で、その開発をしていく、大多喜町を良くしようという、そういう考えの中で開発をしている人もたくさん考えていると思うんですね。そういう中で、こういう重要な問題については、早急なやっぱり対応していなければいけないと思うんですね。

だから、今の状況では、私、直接その友達が埋立て、そういう中で間に入って、いろんな

話を聞きながらやってきたんですが、ちょっと対応が遅過ぎる。そういう重要なやっぱり開発、大多喜町を本当にもう良くしよう、そういう思いの中で、町民のためになる条例をつくり上げてやらなきゃいけないんだというような、そういう考えがあるのであれば、早くやっぱり対応すべきだと思うんですよ。

それで、その業者にも私は言った。私が直接その前回埋立てしたときの業者にもお願いして、役場で言われたこういったものを用意してくれというから、それを言ってやった。その中で、それじゃ駄目、これじゃ駄目というようなことを言われたので、その業者はもう大多喜の仕事はもうやらないよと。もううるさくてどうしようもないと。だから、よそへ頼んでくれと。いや、それじゃちょっと困るから、そういうことじゃ困るから、ひとつお願いしますよと。

それで、私らもそういった機関はよく分からないですよ。だから、その人にお願いして何とかやってもらいたいと。お願いして頭を下げteやってもらいました。

そうしたら、これじゃまだ足りないから、ほかへまた何か所かやってくれと。そういうことを次から次へ細かく言ってくるから、結局はその近隣の業者は、大多喜町に対して非常に警戒しているんですよ。大多喜町には入れないよと。大多喜町はうるさくてどうにもならないとね。

それで、一番、じゃ、埋立てについて大事なことは、何が大事だと思いますか。何が大事なのですか。それをちょっと聞かせてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 埋立てについて、何が一番重要かというところでお答えさせていただきますけれども、埋立てをするのは、まず一つの目的ではなくて、手段の一つということで考えております。埋立てについては、その埋立てた後に、どのようにその土地を使うかということであると思われます。

志関議員が言われるように、開発をして土地を埋立てて、開発して土地を使っていくということでもありますので、埋立てをしてしまった後に何か有害物質ですとか、そういったものが出てくるといけませんので、埋立てをする際に、そういった有害物質ですとか、そういったものが出ないようにということで検査、水質検査、土壌の検査ですね。そういったものが重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2 番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） この埋立てについては、今遠回しにぐるぐる回っています、答弁しているけれども。一番大事なことは、近隣の住民。近隣の住民とか、そういうものに被害を与えたり、環境を破壊するような、そういう残土を持ってきて埋立てされたりなんかしたらこれは困るよと。そのために、持ってきた残土は問題であるから検査所に送って、専門的に検査を細かくしてもらうのが、これが町の方法でしょう。

だから、その残土を持ってきて埋めて、埋める残土に問題があるんだよ。埋める残土に問題がある。その検査をしてもらうためには、専門家に頼んで細かくテストしてもらうんですよ。今まで耕作していたその田畑については、何ら問題はなく耕作して、提出もしていた。食べ切れないお米を出したりなんかもしていた。そういう経緯もあるんですよ。

それで、問題が埋める土に問題があると思うんだけど、町で言うのは、そのところの土を田んぼの土、畑の土を取って、検査結果を出してくださいと。それはちょっと違うんじゃないかと。そう思いませんか。

埋める残土に問題があるといけないから、その残土の検査を出してもらうの、これは話は分かりますよ。だけど、今まで耕作していた田んぼや畑の土を取って検査の結果を出してくださいと。何のためにそんなことやるんですか。ただじゃできないんですよ。高いお金を払わないとやってくれない、どこも。

それだって、この木更津のほうにそういう検査所があるんです。そこなんかはもう公の仕事はやらないよと。私の会社ではやりませんから、ほかへ頼んでくださいと。そういう状況なんですよ。

それはちょっと、そういう不備なところは一刻も早く修正してやらないと、開発なんかできませんよ。そうでしょう。問題は、埋める残土に問題があるんでしょう。環境を破壊したり、人体に影響を及ぼしたり、そういうことはされないための検査なんでしょう。

それを何でここに今住んでいる人が、ここの土を持って検査結果、6か所ほじくって検査して、その結果を出しなさいと。そういうことはちょっと考えられますか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） まず、持ってくる土砂、これについては志関議員おっしゃるとおり、何か有害な物質ですとか、そういったものが入っているとけないということで検査をいたします。

元の土地なんですけれども、土地については、例えば当然農地であればそこで耕作していたということで、そういうことはありますけれども、その実際土の性質、そういったものを

見るために検査を行うということでもあります。

ですので、持ってきた土砂と、その現地にある土砂を合わせた段階で、どういうふうになるかということで、原因がどちらにあるか明確になりませんので、あらかじめ元の土地を調べておけば、もともとの土地の土質だったということで、原因は、じゃ、入ってきたほうの土が原因になっているということで、原因が分かるという形になると思われます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） そのための埋立ての残土の検査でしょう。提出するわけでしょう。

専門家に頼んで、その残土を持って行って、埋立てする残土に問題があるか、ないかのその検査。私もちょっと見させてもらったけれども、横文字でいっぱい書いてあるから分からないんだよ。何とかピーピーエムとか、何とかとこうこういっぱい書いてあるので、あれで30項目ぐらい書いてあるかな。それを細かく書いてあるんですよ。その検査の結果がどうだろうだと、こう書いてある。それ、私らは専門家でねえから分からない。

それで、私は担当課の人に、これは、じゃ、何だいと。何を意味しているのと言ったら、いや、私らには何も分からないと。私らには分からないようなことを何でやらせるの、じゃ。その畑や田んぼの土を検査して、埋立てする土に問題があるか、ないかの問題でしょう。その問題なのに、何で下の今まで耕作していた残土を検査するんですか。そんなことする必要はないじゃないですか。

問題が持ってきて埋立てする、その残土が人体に影響を及ぼしたり、環境を破壊したりするような、そういう問題が起きたら困るから、専門家に依頼して、細かく分析した結果を提出してあるわけでしょう。

そういうことを、不備なところはやはり早急に改善していったらやらないと、だから、これだけ町にも不動産屋が少ない。入ってこない。不動産屋が入ってこないと、町の発展はないですよ。本当にもう不動産屋は今の大多喜町の中に、不動産屋がどんどん入ってくるようになきゃ発展はない。不動産屋が入ってきてこそ、初めてどんどん開発が進む、発展していく、そういうことなくなりますよ。できませんよ。

だから、そういったところのこともよく考えて、申請してから1年半もたってからやっと許可が下りた。そういうようなことじゃ困るんだよ。開発はできないんだ、そんなことをやっていたら。そう思いませんか。町を本当に良くしようと、町を本当に発展させて良くしようというような考えを持っているのであれば、やはりそういった見直すところは見直して、

厳しさも確かに埋立てをしたりなんかするときには、よそから残土を持ってきますから、そういう部分に対しての厳しさもなきゃいけない。それを近隣の方々の人体に影響を及ぼしたり、環境を破壊したりなんかするようなことがあっては困る。その中に、厳しさもなくちゃいけない。それは分かりますよ。

それで、やはり地権者の方々の中にも、地権者の中に入り込んで物事を言っている。そういう状況も聞いております。そういうことじゃ、私は立場が違うと思うんですよ、それは。地権者の立場、行政の立場、そういったものの区分けはやはりきちんとして中々やるべきだというふうに私は思いますよ。

やはり近隣の市町村のそういう私も不動産屋さんにも友達がいます。そういった方に聞いても、いや、大多喜はちょっとうるさくてどうしようもねえよと、こう言われる。そういうようなことを言われるようじゃ、やはり町の発展はないよ。もうちょっと考えて、早急な対応をひとつしてもらいたいなというふうに思いますよね。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 誰に答弁してもらいますか。

○2番（志関武良夫君） いいですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員さんが現実にはいろいろ残土の埋立ての中でご苦労されている、いろんな問題点とかのお話をいただいたところでございます。それはきちんと意見として私どもも受け止めてまいりたいと思います。

それで、この残土条例はもともと町でつくったというのは、実はやはり500平米未満は今まで町の管轄であって、500平米以上は県の管轄でだったという中で、実はやはりいろいろ産業廃棄物というんですかね。産廃のような、ごみのようなものを結構各地で捨てられまして、それがなかなか町では500平米未満ですから、そうすると、なかなか町ではそこは手を出せない。それで、県のほうに言うと、なかなか県は動いてくれないんですね。

そういうところが何か所も実はありまして、地域の皆さんからも大分苦情もありまして、やはり町としてはこの条例をつくるべきだということの中で、この残土条例、いわゆる500平米以上につきましては撤回していただいて、町での条例をつくったわけですね。そういう中でいろいろ意見を伺いながら、この残土条例というのは作成されたんだと思います。

今課長の答えたように、そういったことをいろいろ網羅してつくられたものであると思いますが、議員のおっしゃるように、いろいろやっている中でこの問題があるよとか、ああいふ問題があるよというお話をいただいたわけでございますので、なかなか内部でそれをどう

こうということじゃなくて、町にも環境の審議会もございます。

それと同時に、それは公害の問題の審議会なんでございますが、その中でまたそういう残土条例のこういった問題も含めて専門的な意見を、いわゆる関係をされますそういう事業者の方々、また、あるいは専門的な皆さんをそこに交えまして、そういったことをもう一度やはりきちんとまた見直してみることが必要ではないかと思いますので、そういった審議会をしっかりと立ち上げまして、そこで審議をさせていただきたいと思います。そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。

今、町長から答弁がありましたけれども、今の条例の中では、はっきり言って現状に合わない、そういう条文もあります。500メートル範囲とか、そういうものの中での埋立てとか、500メートルは、あれって地図の上で500メートル範囲という、それを中心に埋立てのところを基準にして、500メートル範囲のところをコンパスでぐるっとやると、とんでもないところまで行っちゃうのが現実なんです。山があろうが、川があろうが、そんなもの全然問題にならない。そういう地域全体を指しちゃう。そういうふうな状況が生まれてくるんですね。

だから、そういう山があったり、川があったり、いろんなそういう特殊なそういうものに遭遇した場合には、特例としてこういうような扱いにするとか、そういうような判断力というのが必要になってくると思うんです。その現況に合った判断力ね。そういうものの中でやっていかないと、円満な町民のためにはならない。

やはりこれは条例というのは、先ほども言ったとおり、町民のためにやっぱりつくられた条例だと思うんです。だから、やはりそれに沿った形でひとつやってもらいたいなというふうに思います。

町長の答弁がありましたから、これで私の質問は終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、根本です。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は4項目について質問させていただきます。

大多喜城の今後の在り方について、買物弱者対策として行われている移動スーパー等の地域生活支援事業について、進む少子化、止まらない児童減少が続く中、これからの小学校教育の在り方について、大多喜小のプールを取り壊して新たな学童保育の校舎を建設する件について、以上4点について質問させていただきます。

まず初めに、大多喜城の今後の在り方について。

千葉県では博物館を1つに統合して、大多喜城は地元に移譲、県により指定管理者制度を導入しないとの方針を決定いたしました。その件で伺いたい。

県は町に利活用するような方針を決定しました。県の方針を受け入れるのか、それとも、拒否するのか。これは私、3月にも同じような質問をしました。その件も踏まえて答弁していただけると助かります。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 根本議員のご質問に生涯学習課からお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、現在既に決定しています県の考え方を示すものとしては、平成28年に示された公の施設の見直し方針となります。この方針では博物館に関して、一つに、現状の分散型の施設配置を見直し、機能の集約化を検討すること。さらに、地元市町への移譲の可能性を検討することといった内容となっております。

現在、県が作成作業を進めております千葉県立博物館の今後の在り方、こちらは今後の県の取り組む方向性を示すもので、大多喜城分館についての記載は、地元町における有効活用に向けた協議を進めますとなっております。

現時点では、この在り方については案の段階であり、県担当者に確認しましたところ、今後パブリックコメントを取りまとめ、所要の修正を行った後に、本年の秋頃までには県教育

委員会議での審議を経て、県の取組方針である在り方、いわゆる地元町と協議を進めていくという考え方が正式に示せるようになるということです。

したがって、県の考え方が正式に示されて以降に、県と町により活用や諸条件について協議を進め、移譲に対する一定の方向性が見えたその次の段階として、いつどのようにといった移譲に関する具体的な実施計画の作成に移っていくといった進め方で伺っております。

町にとりましても、当然大多喜城は重要なシンボルとして、また、その存続が切望されているものと認識してございます。移譲受入れの是非につきましては、今後の県との協議が進む中で判断していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、県のまだ案の段階で、県の正式な決定が出ていないから、具体的に動かないんだということですけれども、県の正式な決定が出てからこれを覆すことは、ほとんど不可能ですよ。県も何十回、10回、20回、30回と有識者を含めていろんな会議をやっていて、じゃ、町が嫌だからといってこの案は撤回しますよと、そういったことはあり得ないんですよ。

ですから、案の段階で、県が正式な決定する前に、町のほうもいろんな準備をして、向こうが10回、20回、30回会議を開いたなら、大多喜町においても10回、20回、30回会議開いて、本当に精査された案でもって対応しないと、私、協議、交渉というのはそういうものだと思いますよ。

町さん、県のほうは、じゃ、30回会議を開いた、大多喜町さんは会議何回開いたんですかと。1回か2回です。それでは交渉にならんですよ。もう交渉の場から大多喜町が不利な状況に置かれます。私は一刻も早く協議を開始してもらいたいと思います。

続きまして、前回の質問のときに、協議会を設置して町民、関係団体と一致協力して大多喜城の在り方について検討するとの答弁がありましたが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） ただいまの大多喜城分館の在り方に関する町協議組織の進捗状況について、生涯学習課からお答えさせていただきます。

今後の協議を進めていく上で、現在、協議の方法や時期等を想定し、組織づくりの準備を進めております。参加いただく委員の決定はこれからとなりますが、今回、委員の報償費につきましても補正予算を計上させていただいております。

これまでコロナウイルス感染症対策としてなかなか一堂に会する会議の開催が困難な状況が続いておりましたが、設置する組織としては、なるべく多くのご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、議会、文化財審議会、商工会、観光協会など、各方面の方々にご協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 県のほうは、今年度中に協議会を設けたいという方針を打ち出していると思います。町のほうは、仮に県のほうが今年度中に1回でも協議会を開きたいといったときに、それを拒否できないと思いますけれども、それまでに何回ぐらい協議会、精査された意見を持って県に対応できるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 県で協議会を既に開催したいというお話であります。現時点で確認できておりますのは、県のほうとしましては、協議の方法であるとか、時期につきましては、今現在明確になっているものはないということでございます。

ただ、教育委員会、秋頃開催を予定しておりまして、それ以降で担当者レベル、もしくはそれぞれの話の段階でふさわしい役職の方と協議を進めてまいりたいということで伺っておりますので、町としましては、県との協議に入ります前に、まだ案の段階ですが、最低でも本体会議、もしくは部会を設置して、協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 県の議事資料というのがホームページで紹介されていまして、大多喜町の大多喜城分館については、耐震性に課題があるため早期に結論を出す必要があるというような、もう文書が公表されていますよ。早急にということは、これはもう今年度の初めに公表されているものだと思います。

早期にということは、1年も2年も後じゃないんだと思いますよ。それで、耐震性があるからというから、仮に耐震性を直すのであれば、県もそれなりの予算をつけなければいけない。ということで、早期にということだと思いますよ。

やはりコロナの影響もあつたりなんかして、県の財政も非常に圧迫してきています。果たして町が思うようなことを県がやってくれるのかどうか。やっぱり早くに交渉して、県の予算をもらえるなら早めにもらって、そして今、千葉県で5つほどですか、何かこういった協

議に入っていると。まだどこも正式に決定したところはないと思っています。早く手挙げて、県がくれるというんだから、喜んでもらって、喜んでお金をたくさんもらうように協議をすれば、県のほうは大多喜町さん、5つの町で初めていろんなことでやってくれば喜ぶんじゃないかと私は思っているんです。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 議員さんの私は励ましの言葉として受け取って、例えばこれからいろいろ協議の体制に入っていくんでしょうけれども、町としては、町への移譲の方向ということになれば、やはり長期的な管理運営が可能となるように、また現在ご存じのように博物館法の縛りがあります。そうすると、かなり運営が縛りがきつくて、自由な運営ができない状況なんです。

そういったものを加味しながら、柔軟な運営も心がけて、県との協議をなるべくというか、有意義に進めるように、励ましのお言葉に答えて対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） どうか早期に対応していただきたいと思います。

続きまして、これは県がそのまま維持する、大多喜町が移譲を受けて大多喜城を運営するにしても、町だけでは運営はできないと思っています。活性化できないと思っています。

やっぱり県の力も相当借りないといけない。県が仮にやるとしても、町の力を相当借りないといけない。ということは、町と県が一体となって協力して入場者を増やすとか、周りの整備をするとか、県と協力して大多喜城を維持していくんだという姿勢がないと、今後また統合とかいろんな面が出てくるんじゃないかと思いますけれども、その辺はやはり県と町がいろんな面で協力して、できた当初もそうでした。県がやることはやる、町がやることはやるということで、今大多喜町に大多喜城があること自体、今考えてみるとあんな立派な城があること自体本当にうれしい限りで、私は奇跡的なことじゃないかと思っています。

県が大多喜町のためにつくってくれて、大多喜町はあの城があるおかげで観光面を含めていろんな面で恩恵を受けています。私は県については本当につくってくれて感謝していると、本当にありがたかったなと。今後はやっぱり県と町が本当に協力し合って、大多喜城を運営していくようにすべきだと思います。

それと、城下駐車場、いろんな理由があって有料化にしたんだと思います。しかし、駐車場を有料化したことの計画も、いろんな面で大きく変更になっている状況がうかがえます。

城下駐車場の無料化については、前回の議会でもほかの議員さんもいろいろ言ったと思いますが、トイレの使用の問題、あそこにある物産店の業者の問題。

それで、県のほうとしてみると、ほとんどは県のお客さんです。ほとんど県のお客さんだと思います。そこで町が200円の入場料を取って、町だけ潤って、県は何もメリットもない。やはり私が県の立場だったら、人のお客を取って町だけが喜んでお金を取っているようなことで、私は非常に県の立場としたらどうなのかなという気持ちを強く思っています。

その辺も含めて、今後は県と町が一体となって、協力し合って運営する体制を整えないといけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） ただいまのご質問に、商工観光課からお答えさせていただきます。

観光の面で協力しているというところで、ご説明をさせていただきたいと思います。

大多喜城の入場者数を増やすための施策につきましては、これまでお城まつりやさくらまつりにおきまして、大多喜城をお祭りの会場の一つとして活用させていただいており、入場者数の増加に一定の効果があったものと考えております。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりお祭りは中止になりましたが、今後も県の協力をいただきながらお祭りを開催し、入場者数の増加に貢献していきたいと考えております。

また、直接入場者数の増加につながる協力ではありませんが、大多喜城につながる町道や二の丸公園の管理、また、大多喜城のライトアップ等について協力をして、維持管理、運営をしているところでございます。

現状では、直接大多喜城の入場者数の増加につながる県との協力については、お城まつりとさくらまつりの開催であります。城下町、養老溪谷等の他の観光資源、観光施設との連携や協力により、大多喜城を含めた町全体の観光客の誘客につなげていく必要があると考えております。

次に、城下駐車場の無料化については、城下駐車場は平成31年4月1日から5年間、指定管理者により管理されること、また、料金は条例で定める額の範囲内で指定管理者が定めることになっていることから、現状では町として無料化する考えはございませんが、今後県の決定した方針を受け、大多喜城の運営等について協議される中で、利用料金について考える必要があれば柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） では、城下駐車場に、状況によっては無料化に戻すということでもいいですか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） この場で無料化というようなことは言えませんが、料金設定について協議が必要ということであれば、それは柔軟に対応していくような形で考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひお城の県のほうとよく話し合って、この件は解決してもらいたいと思います。

それで、次へ行きます。

私は県の方針を変更することは、さっきも言いましたが、できないと思っています。県はもう20回も30回の会議を開いて、答申出ているわけです。前回の町長の答弁の中でも、県のことを変更することは難しいじゃないかという答弁もあったと記憶しております。

それなら、もうあそこは閉館することができないわけですから、町としては閉館するようなことがあってはならないわけですから、私は喜んでもらって、喜んで運営して、千葉県に喜んで多くの助成金を出してもらうように、早くやったほうがいいんじゃないかと。嫌々もらって、ごねてごねて仕方なしにもらうというんじゃないかと、思いますよ、私。

大多喜町にとってかけがえのないお城です。やはりこれ、町民と協力して、やっぱり喜んで、県がせっかくつくってくれて、50年前やっているわけですから、私の立場としたって、嫌々最後に来て仕方ねえからもらったよということじゃなくて、やっぱり気持ちよく喜んでもらうべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜城の、県のほうの施設をそれぞれ市や町に移譲するという話は、既に方向性としては決まっております。

ただ、あの大多喜城につきましては、やっぱり耐震の問題、それからまた屋根瓦の問題、またバリアフリーの問題で5億円かかりますね。年間の維持費が大体3,000万かかります。

そういうことで、無条件で我々がこれをもったら大多喜町は破綻しますので、このことはやっぱり一番これからの交渉の中で重要な話になるわけです。

それで、ここはこれから県とやはり維持費の問題、また5億円かかる費用の問題、県はまだお金を出すということは一言も言っていないんですね。移譲するという話はしていますけれども、我々は町として裸でもらうというつもりは全く持っていません。これ、もらったら大多喜町は破綻しますので、そういうことも含めてこれから協議していくんですが、大体県の見通しとしては、3年ぐらいで決着したいと。

それ以上はかけたくないというのがありますので、私どもは先ほど申しましたように、町としていろんな使い方というのは、今の博物館のままでいくとあまりにも縛りがあって、利用ができないわけで、それを1段下げた、同じ博物館の規模は申しても、もう一度下げた中で、自由度を高めた中での考え方と、そういった使い方が今水面下ではこれから進めていくわけで、ただ、その交渉事は相当難航すると思いますが、県は結局一つにするということは、お金がないから、お金を絞りたいがために移譲という言葉を使っていますけれども、格好のいい言葉で言っているんだけど、それは町にとってとんでもない話でありまして、こういったことを我々はしっかりと踏まえながら、これから県と腰を据えてやっぱり交渉していく必要があります。

県もやはり大体3年をめどに考えているようでございますので、これからいよいよ今、根本議員のおっしゃるような腰を据えた交渉事がこれから始まるわけで、我々もその使い勝手につきましては、これからまたいろんな団体の皆さん方のお力で考えをいただきながら、また議員の皆さん方の考えをいただきながら、やはり町にとって何とかこれは持続できるような、負担のある程度はできるような方向性の中での移譲というものを目指していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひ県と早めに交渉して、少しでも有利な条件で、熱意を持ってもらえるように、少しでも多く金をもらうようにやっていただけると助かります。

続きまして、買物弱者対策として行われている移動スーパー等による地域の生活支援事業について。

大多喜町では買物難民を支援し、併せて高齢者や単身世帯の見守りの役割を担うため、NPO法人が移動スーパーの事業を行っています。しかし、大変厳しい経営状態にあると思われます。

その件で伺います。現在の利用者数と、今後の見通し及び地域の貢献度、今、移動スーパーが置かれている経営面についてはどのように認識していますか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） ただいまのご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

現在、町内を巡回している移動スーパーは、事業者が国の補助金を活用し、車両の購入、移動経路等の検討について町も協力し、平成26年1月から開始されたもので、今年で7年目になります。

現在の運営状況ですが、事業者にお聞きしましたところ、営業日数は年間252日、週5日の営業、利用者数は令和元年度延べ9,826人で、利用者は固定され、一定の利益につながっているものの、利用率は少ないとのことであります。また、課題として、ドライバーの不足、老朽化により車の修理代がかかること、個人宅に伺うケースが多くなっていること、適当な集合場所がないことなどがあるとのことであります。

また、売上げの20パーセントは事業者の収入になるとのことですが、ドライバーにかかる人件費、車両にかかるガソリン代や修理費等の支払いをすると、収入も残らないような状況で、運営は厳しいとのことであります。そのため、お困り事相談のチラシを配布し、相談を受け、収入増を図っているとのことであります。

地域への貢献度については、買物に行けない方にとっては週に1度の楽しみとなっていること、また地域のコミュニティ形成に役立っているものと考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

コロナの影響が長引いて、経営面も厳しい状況が続いているものと思われます。せんだっでも私聞いたんですけれども、最近は1日収入は5万円ぐらいのときが何件かあると言っていました。5万円、1日ドライバー車入れて、1日5万円、ガソリン代もつくって、車の経費入れて5万円で、とてもこれはやりきれないと思います。ボランティアでやっているわけじゃないですから。

それで、1会社ですから、いつ、じゃ、やめたと言って撤退されてもおかしくないんですね。やはりこれには町の協力がある程度ないと、維持も難しくなってくる時期が来るのではなかろうかと危惧しています。

町としては、どのような支援を考えているのか。今後、新たな支援も必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 町からの支援ということでございますが、移動スーパーを実施している事業者への支援につきましては、現在行っている支援はございません。

ただし、これまでに移動スーパーと経路の検討等について支援を実施したことがありますので、今後も事業者からお話があれば、その都度支援が可能か考えたいと思いますが、町内には移動スーパーを行う事業者とは別に、注文を受け配達を行っている地域の商店等もございますので、その方々の営業を妨げることがないかを考慮し、慎重に対応する必要があると考えております。

また、この支援が十分であるかどうかということではありますが、移動スーパー立ち上げ当初の移動経路の検討などの支援については、ある程度の支援につながったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁の中で、移動スーパーをやっているところだけじゃなくて、付近で宅配をやっているところもあるからということでしたよね。そういったところも考慮しないといけないということで、そういった人たちも重要な地域のために貢献している業者であると私も認識しています。

そうした今後この買物弱者をどうするかという協議会をあらゆる面につくって、移動スーパーの方だけではない、宅配便の方だけではない、地域の小さな商店の皆様を集めて、今後、地域のそういった買物弱者対策をどうするのかという会議を開いて、皆さんとともに地域の買物弱者をどうするのかという会議を開いて、打合せを開いて、皆さんが納得できる形で支援をしたらいんじゃないですか。協議会等とかもつくってやったらいいかかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 町のほうで協議会をつくって買物弱者のことを考えていったらどうかということでございますが、今移動スーパーを実施している事業者は、この移動スーパーを始める前に、町のほうとしましてもこういう買物弱者の問題があるということで、町の中で平成25年ですかね、協議を進めたことがございます。

そういう協議をしている中に、移動スーパーの事業をやりたいという事業者が現れて、そこで一度その協議はなくなって、そういう問題がなくなったということでその後はやってお

りませんが、今のところ移動スーパーの事業やっている方も継続していただいておりますので、あと、今後そういうような必要が出てくれば考えたいと思いますが、今現在ではちょっとそこまでの考えはございません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、行きます。コロナの影響で、高齢者の方々が3密を恐れて混雑しているスーパー等に行物に行くことを控えている方が多いと思います。3密を避けて青空の下、他県の人と接触のない移動スーパー等で買物することは、コロナ対策の面からも重要ではないでしょうか。そのためにも、移動スーパーを利用する人たちが利用しやすい環境をつくる必要があると思います。

それで、4番続けて行っちゃいます。関連があるんで。

それで、大多喜町の高齢化及び新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ますます移動スーパーの役割は重要になってきています。住民生活の維持、日常生活の維持のため、新型コロナウイルス感染症対応のために交付されている地方創生臨時交付金、これは雑誌を見ると、移動スーパーのために使えるよというようなことも書かれています。その交付金を使って、何らかの形で援助できないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 移動スーパーを利用する人たちの環境づくりと、地方創生臨時交付金を移動スーパーのほうに使えないかというようなご質問でございますけれども、環境づくりというところでは、コロナ対策という面では、大勢の人がいるスーパーに行物に行くより、移動スーパーでの買物のほうが有効ではないかというふうには考えられます。

が、移動する先々で環境が違ふこと、また場所が変わる可能性があることなどから、物理的な面でなかなか環境づくりをすることは、現実的には難しいというふうに思います。

ということで、既にある集会所ですとか、公民館等を活用して環境づくりをしていくことが有効ではないかなというふうに考えています。

それから、移動スーパーに対する地方創生推進交付金の活用ができないかということでございますけれども、移動スーパー事業に地方創生臨時交付金を活用することについては、根本議員のおっしゃるとおり、国の示す事例として移動スーパー事業等による地域の生活支援事業が示されておりますので、内容により地方創生臨時交付金を活用することができると思いますが、買物弱者とはいえ、単に移動スーパー事業の運営状況が厳しいという理由で、地

方創生臨時交付金を移動スーパーの事業に活用するのは難しいのかなというふうに考えております。

また、先ほどご質問の中で答弁しましたとおり、本町では移動スーパーを行う事業者とは別に、注文を受け配達を行っている地域の商店や、町外の事業者などがありますから、そのような方々も考慮すると、さらに難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） いろんな面で難しいという答弁がありました。では、やっぱり買物弱者対策は町にとって非常に重要な政策であると認識しています。じゃ、今後、買物弱者対策をどうするのか。その計画書なり、今後どうするという計画書を早急に協議して、出していきたいと思います。

今後ますます買物弱者は増えますし、大多喜町にとって非常に大切な政策の一つですから、今後どうするのかという計画書をつくってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 今の計画書という話でございしますが、急にそのようなお話をいただいたところですけれども、今現在計画書をつくるというような計画は今はございませんので、今ちょっと出してくれと言われても、ちょっと難しいということでお答えさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これ、重要な政策であると、重要な問題であるという認識はありますか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） お買物に困っている方は確かに多いかと思いますので、政策、重要な政策の一つではあるというふうには思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、重要な政策であるというのなら、計画書の一つぐらいあってもいいんじゃないですか。今後どうするんだという計画書ぐらいあっても。いや、これはどうってことねえよと言えば、つくらなくていいでしょうけれども。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 先ほどもお答えいたしました、今つくって出せるというような状況でございませんので、この後すぐ出すというようなことは、ちょっと難しいということ。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、協議してもらおうということでもいいですか。

○議長（野村賢一君） 大丈夫、商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 協議するというか、今の現状、移動スーパー事業の方、確かに運営には困っているのかなということはあるんですが、営業を行う一事業者でありますので、そういうところでもう少し頑張っていただければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 分かりました。ぜひ非常に大事な政策であると思います。やはり今後の大多喜町過疎化に伴って、非常に重要と思いますので、極力努力して何らかの形で計画書をつくっていただければと思います。

続きまして、行きます。コロナウイルスの感染防止対策を行っている事業者に対して、1事業者へ以前10万円を支給していました。これは感染拡大防止をしていた旅館業、飲食業に限定した1事業者10万円でした。

なぜ、これ業種を限定したのか。他の業者の方でも感染拡大防止策、休業したり、パーティションというんですかね。そういったものをやってみたり、席を離してみたり、事業者はたくさんあったと思います。なぜそこにはこの協力金が支払わなかったのか。

それぞれこれは私は事業者の方に支払われるものだと思っていましたら、住所が大多喜町にないと支払われなかった。これ、事業者に支払うということは、住所がどこにあらうと、じゃ、大多喜町の住民である人だけそういった感染防止して、よそに住所のある人が店やっていたら感染防止対策しなくていいんだよというふうに受け取られて、非常に不公平な気がします。

やはりこれは透明性とか公平性を考えると、大多喜町の経済は他の市町村から来てお店をやってくれる方々の力が非常に強いと思っています。茂原市に住んでいる方が、わざわざ大多喜に来て店開いてやってきてくれているわけです。茂原市に住んでいる方が、茂原市に住んでやればうちも近いし何かと便利なのに、わざわざ大多喜に来て、大多喜の経済の活性化のために店開いてくれているわけですね。やっぱりそういった人たちと差別をしているんじゃないかという声が上がっています。これはやっぱり公平性を持ってやってもらうべきだと

思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を、飲食店や旅館関係に限定した理由ということと、町内に住所がある人に限定した理由というようなことでございますが、まず最初に新型コロナウイルス感染拡大防止対策協力金の対象を宿泊業と飲食業とした理由につきましては、この2つの業種の施設では、他の業種の施設と比べ、不特定多数の者が出入りし、密閉、密集、密接の状態となりやすく、飲食時にはマスクを外す状態となり、飛沫が飛びやすくなるなど、感染リスクが非常に高く、クラスターが発生しやすいことから、休業や営業時間の短縮の取組とともに、間仕切りやつい立ての設置、消毒液の設置、換気の徹底強化、座席のレイアウトの変更や改良など、感染防止対策を行い、お客様と従業員の安心・安全を確保する必要がある、その対策にはそれなりに費用もかかること、また、町から感染防止対策の依頼をする前から感染防止対策を行っていたことなどを考慮し、協力金の対象を宿泊業と飲食業としたものです。

なお、密閉、密集、密接の防止対策については、緊急事態宣言期間中はもとより、緊急事態宣言解除後もお客様と従業員の安心・安全を確保するため継続してもらうことを前提に、感染防止対策の協力を行っています。

それから、町内の事業者限定した理由でございますが、この協力金につきましては、町内の事業者を支援することで制度設計のほうをしてあります。町としては、あくまで町内に住所のある法人や個人を支援することとし、町外の事業者につきましては、事業者の住所地の市町村等で支援があるかどうかは分かりませんが、そちらのほうで支援がいただければ、そちらの支援をいただければということで考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど言いましたように、大多喜町の経済を支えているのは大多喜町民だけじゃないんです。他の市町村から来て、一生懸命やってくれる業者はたくさんいますよ。そうした人たちにも温かい目を向けていただければと思います。よろしくお願いします。またこれは次の機会にやりたいと思っています。

次に行きます。進む少子化、止まらない児童減少が続く中、これからの小学校教育の在り方について質問いたします。

子供たちが非常に減り、若者は都市部へ流出し、過疎化が進み、児童数も減少しています。

このような現状の中、町ではどのような計画を持ち、これからの小学校の教育の在り方についてどのように考えているのか。

これは1番と2番を一緒にやっちゃいます。現在及び将来の出生数、児童数はどのようにすると推計しているのか。また、その根拠は。

また、旧老川小、総元小、上瀑小の現在及び将来の空き教室の状況及び西小、大多喜小の現在及び将来の空き教室の状況はどのように想定しているのか。また、空き教室解消のため、具体的な計画はどのようにになっているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問に対しまして教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、現在の出生数及び児童数ですが、令和2年4月から8月末までの出生数は13名です。参考までに、昨年度につきましては出生数は18名おります。

続きまして、現在の小学校の児童数ですが、西小が90名、大多喜小が229名の合計319名となっております。また、昨年度、令和元年度、先ほど言った18名、この子供たちが令和8年度、6年後に小学校1年生になったときなんですけれども、これは全ての児童がその学区の小学校に入学した場合となります。その場合の小学校の児童数は、西小が62名、大多喜小が182名、合計で244名となる見込みでございます。

続きまして、将来の出生数及び児童数についてですが、こちらは平成27年10月に町が策定しました大多喜町人口ビジョン総合戦略に基づき、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度改訂版の推計を参考に算出いたしました。なお、将来の出生数につきましては、推計の試算が大変困難なことから、児童数についてお答えさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度改訂版の推計によりますと、10年後の令和12年度のゼロ歳から14歳までの年少人口は520名であります。令和元年度の昨年のゼロ歳から14歳までの大多喜町の実数が700名おります。このうち、小学生の構成比率は45.5パーセントとなります。

この構想比率を利用しまして、10年後の令和12年度、20年後の令和22年度の推計児童数を試算しますと、令和12年度のゼロ歳から14歳までの520名に対し、小学生の比率を考えますと、小学生の人数は237名となります。今年度、小学校別の比率で計算しますと、西小が65名、大多喜小が172名となります。

次に、令和22年度のゼロ歳から14歳までの377名に対しまして、小学生の人数は172名とな

りまして、西小が47名、大多喜小が125名となります。

続きまして、2つ目の質問なのですが、旧老川小学校、旧総元小、旧上瀑小の状況、西小、大多喜小の空き教室の現在及び将来の想定、空き教室解消のための具体的な計画につきましてお答えさせていただきます。

旧上瀑小の現在と将来の空き教室の状況ですが、現在1階部分の2つの教室を放課後児童クラブのほうで利用しております。2階部分につきましては、サテライトオフィスとして利用可能となっております。将来の具体的な計画は、今後作成する予定であります。

続きまして、西小、大多喜小の現在の空き教室の状況ですが、空き教室を学校の教育活動に全く利用していないという概念に基づいて試算した場合、西小では、放課後児童クラブが使用している教室を除くと、空き教室はない状況です。大多喜小学校も、空き教室がない状況となっております。

両校とも、理科室などの特別教室や図書室を除き、増加傾向にある配慮を要する児童の居場所や、教育相談室などの確保、各学年による習熟度別学習の推進を図る上での教室の確保、放課後の委員会活動や学級担任による翌日の授業研究などに教室を使用しているところです。

このほかにも、35人学級や30人学級、現在のコロナ禍の状況を踏まえた20人学級など、将来の国の学級編制基準の改正も想定した対応も考慮した場合、現在の教室の使用状況で今後とも推移していくと考えます。

以上のことを踏まえると、現在と同様に教育活動が推進されるため、空き教室とならないと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁で、やはり児童数は年々減っていき、将来、計画人口の予定より現在非常に厳しい状況になっていると思います。

それで、今後は少人数学級になることはもう避けて通れないんじゃないかと思っています。そうしたときに、やはり少人数学級になったときに、教育の内容、学童保育、学校の統合の問題、通学問題、地域との連携、複式学級、学校給食、部活動の諸問題について検討し、よりよい教育環境を整備するための計画をつくるべきではないでしょうか。

今までの検討委員会は、統合を進めるための検討委員会であったと思われます。今後は少人数学級になることを前提に、様々な問題について検討するときに来たのではないのでしょうか。

全体計画をつくるのに、2年から3年ぐらいはかかると思います。一刻も早く協議会を立ち上げて検討すべきであり、その中には少子化を防ぐための対策も必要であり、教育課だけではなく、全庁挙げて取り組まなければならないことは当然であると思います。

それで、私は先ほど統合と言いましたけれども、私は西小と大多喜小を統合することは難しいと、やるべきじゃないと考えています。小さい小学校1年生の子供がバスに揺られて1時間、1時間半かけて、遠くのところに来るとするのは非常に無理があります。保育園みたいに行って遊んでいればいいということでは可能かも知れないけれども、1時間、1時間半かけて学校に来て、勉強しなくちゃならないということであれば、小さい子供はそれは到底無理です。

ですから、今後は統合を考えない中で、少人数学級の在り方について早急に検討しなければならないと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

今後、10年、20年先には、先ほどの推計に基づき報告したように、児童数は減少するものと考えております。そして、場合によっては、西小で複式学級となる学年が発生することもあると考えられます。

以前であれば、規模の小さな学校というのは統合という考えもありましたが、現在はICT技術の普及によりまして、学校間の教室同士をつなげることにより、児童・生徒同士が学び合うことができる遠隔教育システムを活用することで、統合せずに小規模校の利点を生かした教育活動を推進させることが可能となると考えております。

西小と大多喜小で例えると、両校の各学年の時間割を一部合わせ、同じ時間帯に同じ教科を遠隔教育システムにより授業を実施します。これによりまして、少人数では難しかった多人数による授業が行えまして、現学習指導要領が目的とする、主体的・対話的で深い学びにつなげることができることを考えています。この遠隔教育システムを利用した授業は、全国の過疎地域において、実証事業として平成30年度から行われております。

以上のことから、教育行政諸課題検討委員会等の立ち上げにつきましては、現在のところ必要ないと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） なぜ必要ないんでしょうか。検討しなければいけないでしょう。学校教育の在り方について、その場、その場の口頭だけではいけないんじゃないですか。

やはり教育は大多喜町にとって非常に大事な、これから大多喜町の命運を分けていくかも知れないですよ。それを計画書一つなくて、今後想定されるんですよ、もう少人数は。それをみんなで研究して、今後の大多喜町教育方針どうするのかということをつくらないで、そのとき、そのときの思いで、思いつきのままにやるんですか。課長が替われば変わる、町長が替われば変わる、教育長が替われば変わる、そういうことではなくて、やっぱり一貫して誰がどうなろうと大多喜町教育方針はこうなんだという、しっかりしたものをつくって進んでいく、それが必要ではないですか。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 将来、10年後、20年後、日本国内も1億人の人口を割って、この地域も。

（「マスクで聞こえないよ。マスクちょっと聞こえない。マスク取って」の声あり）

○教育長（宇野輝夫君） 取っていいですか。はい、すみません。

将来の10年後、20年後等の小学校教育、中学校も含めるんでしょうけれども、その中で、今私も常々考えておりましたICTの技術がこんなに進歩するとは私も正直言って思っていなかったと。特に、このコロナ禍において、非常にGIGAスクール構想も前倒しでどんどん進んで進歩してきていると。

そういった環境が整う中で、私も平成30年の文科省のほうから実証実験をしました遠隔教育システム、これは例えば日本全国では何か所かもうやっていますけれども、地域において取り組むと。これは画期的な取組だと思います。

そして、まさに少人数学級というものは今現在も進んでおりまして、8月4日、文科大臣もさらに段階的に少人数学級を推進すると。今現在は学級編制は40人編成という国の規定がありますけれども、これは後々に今現在は小学校1年、2年、3年が35人学級、4年、5年、6年になるとはそれが取り払われて、今まで2クラスが1クラスに戻るとか、そういう状況。中1も同じですね。それが段階的にさらに進んでいくと。これについては、もう日本全国どこも同じだと思います。

そういった中で、この遠隔教育システムを今現在、大多喜小にも非常にこのICT技術の優れた教員がおりますので、調査研究をぜひしてもらって、これをいずれ本町に生かして、

また夷隅郡市2市2町においても、当然これは使えると思います。さらには、東上総教育事務所と。

ですので、大きな流れは遠隔教育システムと、そしてそれを利用することによって、今まで小規模校だったこの良さを生かせる、これこそ大きな教育のシステムの基本になると思っています。ですので、大きな変化とはまさにこういう変化を言うのであると思いますので、これを柱に進めば、大きな食い違いはないものと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひもう想定されているものですから、今言った思いを書面にして、計画書としてつくればいいじゃないですか。今、口頭だけそういった強い思いがあるんですから。それを文書にして、計画書として残せばいいじゃないですか。

その場限りの口頭だけで、申し訳ない、その場限りと言っては申し訳ないけれども、やっぱり文章にして、ちゃんとして、教育長の思いで、今後はこういうふうに進んでいくんだからこうしなくちゃいけないという計画書をつくればいいじゃないですか。なぜそういったものを文章にして残して、計画書として残さないんでしょうか。

やはり今、熱い思いを語っていただいたんですから、それを文書にして残して、大多喜町はこうするんだということをやっていったらいいじゃないかと思います。どうでしょう、つきりませんか。教育長は熱い思いあるんですから。つくりましょうよ。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 計画書というよりも、その実態をつくっていきたいと。実現に向けて、そういうふうに取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に熱い強い思いを持っていますから、つくりましょうよ、みんなで協力して。教育長中心になって。つくりたいでしょう。俺つくりたいと思っていますよ。やりましょう。

じゃ、次へ行きます。すみません。ちょっと時間がなくなっちゃったので、足早で申し訳ございません。大多喜小のプールを取り壊して新たな学童保育の校舎を建設する件について。

大多喜小学校のプールを取り壊して、その跡地に学童保育用の新しい校舎を造るという話がこの間ありました。補正予算で設計が上がってきました。また、今度の補正予算で7,000

万上がってきました。

ちょっと時間がないので、すみません。最後のほうだけやらさせていただきます。

今、大多喜町の商店街をはじめ、農業、商業、コロナの影響で非常に大変なことになっています。多分コロナの影響があと1年、2年、3年と続けば、多くの商店街の商業はなくなっていくし、農業の後継者もいなくなったり、いろんな面で問題が起きてくると思います。今あの学童保育の校舎を建てるのが今なんでしょう。

コロナの影響が落ち着いてから、これ、学校教育の施策の一つとして、別に学校の教育にお金かけることについては反対しませんので、今はコロナ対策に、弱者の対策に、小規模事業者の対策に7,000万のお金を使って、コロナ対策に邁進しませんか。

今はやっぱり何せ地場産業の弱さというのを私、このところ痛感しているんです。その前からも地場産業弱いなということは非常に痛感していましたが、コロナの影響でやめる、やめようか、もうやめちゃおうよというような声を聞くと、本当に地場産業の育成が今後非常に大切だと思っているんです。

私、学童保育の施設をつくるより、今は地場産業の育成に全力を挙げるべきではないかと。それで、コロナの影響が収まった段階で、1年後に収まるか分からない、そうしたら学童保育の施設をつくれればいいじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、根本議員さんのほうからお話ありました件につきまして、現在、町のほうで補正予算などにも上げております地方創生の臨時交付金に関することといたしまして、企画課のほうから回答させていただきます。

今回の地方創生臨時交付金でございますけれども、感染症にも経済危機にも強い、強靱かつ自律的な地域の社会経済の構築に向けて積極的に取り組むことが期待されているところです。

根本議員もご指摘のとおり、本町の経済活動の修復は必要であると考えますが、これまで国が実施しました個人向け支援策、また事業者向けの政策に加えて、国の2次補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対策関係経費といたしまして、約31兆9,000億円が措置されております。そのうち、地方創生臨時交付金としましては、2兆円という数字でございます。そのほかに、資金繰り対応の強化、また家賃支援給付金の創設など、経済支援策として約16兆円以上が措置されているところです。

事業者等に対する直接的な損失補填は、地方創生臨時交付金の対象外であることから、直

接的な経済支援活動につきましては、国や県の支援策をご活用いただきまして、本町の地方創生臨時交付金の使途としましては、地域の実情に応じた必要な事業として、これまでも予算措置させていただきましたが、そのものに加えて、今後も将来の感染症リスクに対して、強靱なものへと改革することを推進する事業というのを、取組を積極的に計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、多分最後になると思います。

今まだ将来お金があるから、それで経済の発展をやるんだということの答弁だったですかね。それで、だから私はそれよりやっぱりそっちを早く優先して結果が出てから、やはりこの学童保育の建物を建てるということについては、今何で建てるのという声が多いということも、私はぐるっと回っていろんな方に聞く中で、いろんな疑問の声も出ているんです。

やはりそういった声にも配慮して、これはちょっと立ち止まって考えてみるということはないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 時間ですので。

○4番（根本年生君） じゃ、今の部分だけ。立ち止まって、どうしても最後の部分を。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） では、マスク取らせていただきますんで。

やはりコロナの感染症拡大の防止もこれは一つの柱として、先ほど課長のほうからありましたように、バスの移動による3密、施設内における3密の回避等、そして今現在も議員各位の皆さんもご存じのように、台風9号、10号と、これも想像を絶する台風10号だという、かなり非常事態が取られている状況ですけれども、やはり近年もこの自然災害も含めて、非常に巨大化、被害も大きくなっている。

そういったもろもろの状況を加味すると、コロナ対策の柱を、これは当然ですけれども、さらには保護者の皆様が安心して学童保育、これについて安心して預けられる。そして、学童保育預けていただいておりますご家庭については、共働き、あるいはお母さん、あるいはお父さん、そういった事情の家庭であって、家庭で見られないお子さんを見ていると。それは少なくとも安心して預けられる環境があれば、例えばこの間ちょっと調べたんですけれども、ひとり親の方は年収100ちょっとですかね。100万、120万弱だったかな。そして、それ以外の家庭については290万ぐらいだったかな。そういった年間の中で収入しかないわけだから、

預けられない環境となれば、経済的にこれは困難はさらに大きくなると。

そういったものをもろもろ考えた中で、まさにコロナ禍における学童保育の在り方、そして学校長も敷地内にもしあるのであれば、非常に子供たちがいざ何かあったときには協力して立ち向かうことができると。そういったもろもろを総合的に捉えまして、建設のほうを打ち出しておるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

じゃ、また補正予算で出てくるでしょうから、そのときにまた質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） ここでしばらく休憩します。

3時25分から再開します。

（午後 3時14分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、議長さんからご指名いただきましたので、一般質問をやらせていただきます。

本日は3項目、旧田代分校の管理等について、2つ目、町道整備について、3つ目、大塚山農村公園についてお伺いします。

初めに、田代分校の管理等についてお伺いします。

これは7月の町だよりですか、新たに地域おこし協力隊ということで2名を委嘱しまして、そのうちの松本さんという方は、今、田代分校を会場にしているいろいろと計画があるということで資料を頂きましたけれども、問題は十分あそこはシニアフレンドが常時活用して、コロナのあれでこのところその活動が停滞しまして、時期的にちょうどその空きを利用して今

改装していますけれども、資料を頂きました中に、問題、気になることは、大分傷んでいるんですよね。

当初から何人か質問しまして、屋根がもうあまり、棟が波打っていたりして危ない、危険校舎ということで、今後どうするんですかと過去にも質問したことがあります。急遽聞きましたところ、町と3区長とその松本さんの話合いで、こういうすばらしいプランニングです。それが発表されました。

問題はその維持経費、改修する費用とか、目的も一般町民はまだ知らないと思うんですよね。自分はたまたまこの資料を頂いたんですけれども、それで今日は一般質問をさせていただきたいと思います。

伝統ある町、城と溪谷の町と、教育の町ということも一つ、教育長さんは先ほど答弁されましたけれども、やはり城と溪谷の町と、やはりそういう各地区の施設の有効活用、廃校舎を当初は危険校舎で壊すということで、実際行って見てみました。本当に傷んでいるんですよね。トイレとかもそういう昔のままで、それでもう脇の壁とかなんとかも大分傷んじゃっていて、これをどういうふうに改修するか。その人、松本さんが一生懸命今1人でやっている。土日になると、大勢またお手伝い来ているみたいです。

この資料とかは一般質問で、ちょっと私も勉強不足で分からなかったんですけれども、どのくらいかけてこれを修復するか。目的は町民は知りませんので、こう一般質問をさせてもらって、これがまた広報に出ると思うので、その費用についてどのくらいの改修費用を見ているのか、町としてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 吉野君、質問には管理方法と書いてあるんですけれども、経費のことは書いていないんですけども、経費のことで質問しますか。

○5番（吉野僖一君） 田代分校の管理等についてということで、一般質問でお願いしたものですけど。

○議長（野村賢一君） それは間違いはないんですが、だけど、その次の項目で管理方法って、経費とか、そういう財政的なあれは質問では出ていないんですけれども、聞きますか、それ。

○5番（吉野僖一君） うん。管理していれば当然費用はかかりますよね。

○議長（野村賢一君） 取りあえず、では、企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの吉野議員の質問に企画課のほうからお答えさせていただきます。

今、旧田代分校の管理ということで、まず初めに、これまで旧田代分校は民俗資料の保管

場所として使用されておりました。それを中央公民館のほうに現在移動したことから、これまでのそういった用途を廃止して、地域おこし協力隊が地域の活性化のため活動拠点とすることを目的に、7月末に生涯学習課のほうから建物の管理を企画課のほうに引継ぎいたしました。

8月からは地域おこし協力隊が提案する、今、吉野議員さんのほうのお持ちになっているような資料になりますが、提案する旧田代分校を活用した地域活性化につながる事業のために、現在老朽化している建物の修繕は、活動に必要となる設備の整備を計画して、事業実施に向けた準備を現在進めているところでございます。

地域おこし協力隊員の任用期間でございますけれども、更新することで最長が令和4年度末までとなっております。その間は地域おこし協力隊員と連携しまして、企画課で旧田代分校の管理を行っていくことで考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

マイク、すみませんね。質問事項の2も、文化拠点の位置づけについて、今後どのようにするのか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのお話でございます。地域おこし協力隊員の提案でございますけれども、旧田代分校を活用した親子向けのものづくり、ワークショップや作家たちの活動など、また発表の場とするイベントなども予定されておまして、そういった文化的な活動も構想の中には入っております。

しかし、そのほかのものといたしまして、キャンプ等宿泊施設としての活用なども計画しており、一概に文化拠点としての位置づけをされた計画ではございません。

現在、まだ正式に修繕のほうを行っている状況ではなくて、現在、建物の老朽化による今後の整備計画などを現在計画しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 私もこの町だよりとかを読みまして、その松本さん1人でこれ、この計画をやっているということですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 町のほうで地域おこし協力隊として8月から委託という形で、お願いしているのは1名になっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今8月1日からもう動き出したということで、たしか予算的なあれはまだついていないんじゃないですか。ついていますか。改修工事とか、そういうものの今後の活動をするに当たり。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 予算のほうといたしましては、地域おこし協力隊員に対する委託料として予算計上は既にしております。

その内訳といたしましては、地域おこし隊員の報酬部分といいますか、そういった部分に対するものと、併せて施設を計画のための整備に関する委託料として、あと、本人が大多喜町に居住しておりますが、それに対する家賃の助成だったり、もろもろの経費というものに対しての活動経費ということで、委託料として予算を取っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、委託料ということで予算を取ってあるということなんですが、あれを改修整備するということになると、相当な傷み具合ですよ。それで、この計画を見て、いろんすばらしい計画でいいんですけどね。もっとこれ、地域おこしというか、そういう地域創生というか、国・県の予算とか、引き出しがいっぱいあると思うんだよね。

だから、それを予算をもっと国・県のあれを引っ張ってやらないと、これは続かないんじゃないかと思うので、そこを心配しているんですけども、その辺は今後予算面で、国・県の地方交付税というか、地域おこしとか、そういうあれを考えているかどうか。町の執行部はどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 国・県の補助というか、交付税ということで、この地域おこし協力隊員の活動費用の財源について、ちょっと財政のほうから説明させていただきます。

地域おこし協力隊員の活動費につきましては、報酬に当たる人件費、給料に当たるところで年間200万円。あと、活動費用、要は地域おこし協力隊員として活動するときの費用として、一部制限はあるんですが、先ほど企画課長が話したような家賃の補助であったり、活動

するために必要な物品消耗品であったり、備品であったりとか、そういったものが年間200万円というところで、特別交付税で措置されるものとなっております。

また、活動期間が最長で3年間ということで、2年目、3年目になりますと、地域おこし協力隊員は、要は町外の方が大多喜町に住んで、その活動をしている間に町での生活基盤を築いて、その後も町で事業を展開、もしくは大多喜町に定住していくため、そちらのほうの準備にかかるものについては、それとは別個に特別交付税で措置されるようにはなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、企画課長からいろいろる説明ありましたがけれども、行ってみれば分かるんですけども、本当にあれを改修することになると、その材料費だけでも相当な金額になるんですよ。

その辺をすごく私心配しているんですけども、トイレとか昔の小学校だから、本当に男のトイレなんかだと低いやつだし、それで昔のトイレであるし、そこら辺の改修とか考えた場合に、人を呼ぶにはあのトイレじゃいけないと思うんですよ。

屋根もやっぱり修復とか、そういうことも考えた場合に、今の企画課長の説明だと、予算的にどこからあれを個人でやるということはちょっとそれは無理だろう。材料費ぐらいは、自分で大工さんか知らないけれども、自分でつくることはできるかもしれないけど、その材料費だけでもやはり町、金がないなら国のその交付金とか、ふるさと創生とかいろいろあると思うので、その辺の対応をしたほうがいいと思うんですけども、その辺をどういうふう

に今後。
青写真というか、全然その計画、これをもらっただけで詳しくは分からない。どの程度修復するか分からないので、その辺町はどの程度そういう改修、材料費とかを見込んでいるか。そのとき、そのときで請求どおり払うのか、前もってこういうあれでやってくれとか、その辺はどうなっているんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、地域おこし協力隊員ということで、今回採用というか委託しておりますが、もともと地域おこし協力隊員として旧田代分校を使って地方おこしをやりたいと、地域の活性化を図りたいと、本人のほうからこの建物を気に入ったと。傷んでいるのも十分分かります。その中で、自分のできる範囲で最低限の修繕を自分でやりながら、

少しずつ自分でお金をかけずにやりたいという、そういった申出がありました。

その中で、町のほうとしては、やはり今言われたように交付税措置されるもので使える財源については支援するような形で計画を、これから現場を見ながら細かいものの計画づくりをしていって、どの程度修繕する、幾らまでお金をかけられるか、そういったものは隊員のほうで考えながら、町と協力しながら改修していくような形でおりますので、最終的にどこまでのものを完全に改修するというような状況ではまだございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 大体見えてきました。

今現時点では、じゃ、その地域おこし協力隊に200ですか、人件費とかなんとか。その改修のそういう資材ということは自分個人でやるという、今、課長の答弁。それでよろしいですか。はい、分かりました。

大変だと思います。計画そのものはすばらしい計画なので、支援はしたいと思いますので、その辺はまた本人から予算計上ちょっと応援してくれということになれば、やはり町と議会としても、執行部としても考えなきゃいけないと思うので、せっかくのこういうまちおこし、一生懸命何とかしようということやってくれるのであれば、それなりの支援というのはしないといけないと思います。今のところ、じゃ、個人で改修はするということだな。分かりました。

それで、ただ今質問した中で、この一般質問の（2）の文化拠点の位置づけ計画についてということで、そこら辺が絡んでくるので、その辺をちょっとお伺いします。一般質問の中に入っていますよ。

○議長（野村賢一君） さっき答弁したような気がするけど。やったでしょう、さっき答弁。

再度しますか。僖一君、さっき企画課長がやった。

○5番（吉野僖一君） さっきの答弁で。

○議長（野村賢一君） だから、次へ行ってくださいよ。さっき答弁したから。

○5番（吉野僖一君） だから、計画を見ると、地元の人たちのコミュニケーションのシニアフレンドの方のサポート、宿泊施設。宿泊施設というのが入ったんだね。旅人、自転車、バイク、エトセトラ、子供の習い事、合宿場所の提供、イベント、ワークショップの拠点、親子向けものづくりワークショップ、作家たちの活動、発表の場としての活用、災害時の避難場所としての活用、水、食料、電気、燃料の備蓄、寝床の確保と、すばらしいあれがあるの

で、それに対して、やはりせっかくこういう文化拠点でやるのであれば、さっきはこれまでは答えていないよね、今言ったような。こういう計画書があるので、それで心配で、これ個人ではなかなかできないと思うんでね。

町長さん、どうですか、この辺。せっかく、まちおこしでやってくれるというから。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） じゃ、私のほうで分かりやすくお話ししましょう。

要するに、地域おこし協力隊というのは、先ほど財政のほうからもお話がありましたように、ほぼ国のお金で全部やるわけで、町の財源を使うということではありません。

（「全部国で」の声あり）

○町長（飯島勝美君） そうです。これは交付金で来るわけですね。

ですから、あとはその地域おこし協力隊員になられた方が、恐らく大体皆さんいろんな友達、友人がたくさんいるんですね。今回の方も結構いろんな友人がいて、建築士もいたり、土木屋さんもいたり、そういう仲間がいるんです。ですから、さっき質問されたように、土日とか休みに人が大勢来るというのはまさにそういうことで、ボランティアでやるということなんです。

ですから、計画はそういうものをやりたいというものの中で、まだまだ具体的な計画は町に上がっていませんので、ただ、どちらにしても地域おこし協力隊をうちのほうは委託しておりますので、皆さんの思い思いの中でその事業を進めていくんだと思います。そこまで町がとやかく言う話ではないと思っています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 何か質問がダブっちゃって申し訳ない。とにかく確認で、やはりすばらしいことなので、これ1人では、確かに土日になると大勢の方が応援に来ていますよ、見に行ったら。それはそれでいいんだけど、やはり資材とかなんとかね。やはりせっかく来た人なので、それを何とか有効活用してほしい。

では、1番目に関しては以上で終わりにします。

2番目の町道整備についてお伺いします。

町道整備について、次のとおりお伺いします。町道に覆いかぶさっている支障木の伐採についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、吉野僖一議員の質問に建設課からお答えをさせていた

できます。

道路の通行の支障となる樹木の伐採につきましては、原則はその所有者に伐採をしていただくことと、これまで議会で答弁をさせていただきました。

現在の状況ですが、集落内の道路は、区長さんからの要望を受け、地域でその所有者に伐採の了承を取っていただき、町で伐採を行い、その後の処理を地域の方々で行っていただくなど、地域と町との協働の考えで進めております。

一方、主要幹線における私有地の樹木の伐採は、地域の方々の協力をいただくには難しい場合が多いことから、町で所有者を特定し、伐採の同意書を頂いた上で実施をしてまいりたいと考えており、現在、所有者の特定作業を進めております。

また、町有地における樹木の伐採は、準備の整ったところから順次進めております。一例を挙げますと、町道中野大多喜線、中央公民館入り口から大多喜方面左側の斜面約90メートルの区間、また町道旧千葉勝浦線、ガソリンスタンド先の茂原方面の両側それぞれ40メートル、計80メートルを実施をさせていただきました。

この区間につきましては、電信電話会社の通信ケーブルがあったため、ケーブルの周辺につきましては電信電話会社に伐採の依頼をして、伐採した樹木については町で処分するなど、連携をしながら進めてまいりました。

今後の幹線道路における通行に支障となる樹木の伐採につきましては、準備が整い次第順次取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

広報でこれは小内地区で、やはり道路にはみ出した樹木等の伐採ということで、写真入りで出ています。やはり町内にそういうところはいっぱいなんですよ。救急車両が入れないというのがやっぱり一番気になる場所なんですよ。

今後ともそういう町道の整備について、計画的にインフラ、大多喜線もそうだし、中野紙敷大多喜線もそうですね。せんだって中野地先で、やはり町道覆いかぶさっているやつを建設課と地元区長さんと伐採しました。その地主さんが初めは断りに行ったときに、いや、うちはいいんだけど、紙敷弥七谷線はどうなんだというふうに逆に怒られて、そういうわけで、町民もやはり私も毎回、毎年、もう3回目、3年目だな。その町道の覆いかぶさった木、緑のトンネルという表現をされた方は町民もいましたよ。

だから、そういうことでなくて、やはり計画的に地主さんをまだ把握していないということで、基本的には地主さんが切らなくちゃいけないんだけど、過去の質問の中で、地主さんに言わせると、高齢者が、年寄りが下を車を通っているのに、それは切れねえよというのが答えが出ているんですよ。

だから、それは何回も議長さんも知っていると思うので、もう何回もやっていますからね。だから、そういうところをやっぱり町条例とかなんとかで、たまたま私は野球部だったから、野球もルール、基本的なルールあるけれども、そのグラウンドルールというの。だから、町道に関しても、町の町道のそういうルール、町道整備に関してのやはり町条例をこの際つくったほうがいいかなという私は提言しますので、議長さん、今後ともよろしくお願いします。

それと、2番目の交通安全対策で、カーブミラー等のそういう設置してあるんですが、やはり青カビが生えちゃって、見通しはそういう樹木が覆いかぶさっていたりして、なかなか機能していないというのが現況です。

これはやはり皆さん、町の各課長さんたちも、老川、西畑の課長さんも毎日あそこを通っていて、それは肌で自分で感じていると思うんですよ。やはり町民もそれを見えていますから、やはり町は何やっているんだというふうに言われちゃいましたよ。

だから、そういうふうな交通安全対策の今後、昔はだからそういうこさ切りなんかも警察と、交通安全協会と、そういう地元の区長さんと一緒に協働でそういうこさ切りやったんですよ。私もやりました。うちのおやじなんかの時代もそうだったんですよ。そういうあれは今はなくなっちゃっているからね。こさ切りがなかなかできないと。

だから、そういう昔のいいあれはやっぱり継承、伝統というか、継続しなくちゃいけないと思うので、交通安全協会と、もうこれを言えば地主も何とも言えないんですよ。交通安全協会、建設課、大多喜土木、みんな出てもらって、そういうこさ切りをやった経緯があるんでね。

一応そのカーブミラーについて、課長さん、どういうふうに。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） カーブミラー等の交通安全施設の管理につきましては、通常の業務などで町内を走行する際などで注意して発見するよう心がけているとともに、住民の皆様からの通報により、ミラーの向きが変わったり、老朽化により見えにくいものについては、直ちに修正したり、順次交換するなどしております。

また、カーブミラーの周辺の草木が伸び、確認しにくいような場所につきましても、確認

に支障がないよう伐採するようにしております。

町内には多くのカーブミラーがあり、その全てを町で確認することは大変難しいことから、そういうようなところがあれば建設課にご連絡いただければ、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

続きまして、建設課ですかね。町道、県道、国道もありますけれども、そういう町道で狭隘道路というか、狭い道路ですね、町道。それについて私は前から言っている。板谷の区もそうなんです。板谷の区の出入口。それと、堀切。堀切も、堀切橋から奥のほうは地主さんみんなオーケーしたんですけども、手前が本村の人たちの土地なので、そこら辺のあれは私もじかに話したんですけども、これはなかなか口説けないんで、やはり町長さんが行って頭を下げないとこれは、ちょっと1メートル広げてくれれば救急車両も入れるんだよね。

だから、やはり自分ができると、町の長である町長さんがひとつ何とか協力してくれと頭を下げるか何かであれば話が分かる人だと思うので、ちょっとそこら辺が私も先月か、町長、町議会に立候補したのもそれが一つはあるので、消防救急車両が入れないと、板谷もそう。

あと、泉水の人も泉水区、朝生石油のほうから月出のほうに抜ける道がありますよね。そうすると、そこがやはり救急車両に本当に狭いんだよね、行ってみるとね。それで、その私が一般質問しているから見て、よし、何とかしてくださいよと。昔からその2軒がもうごたごたしていて、それでいつも話があって、だから、コロナで議場がなくなってなければあの後話できたんですけども、なくなっちゃって、だから、そこら辺を、じゃ、誰がやるかという、やはり町長が出かけて、区に行って、やっぱり救急車両が入れねえようじゃ嫁も婿も来ねえよ、人口は増えねえよと。少子化も本当にあれですよ。みんな出ていっちゃいます、これじゃ。

だから、そういう意味では、自分のそういう生命をかけてやっていますので、頼まれればやらなくちゃいけないから、やはり聞いてみたり、実際に何回か通ってみたんですよ。本当狭いんだよね。

だから、やはりみんなで50センチずつ、片方50センチ、1メートル広がれば楽に救急車両通れるしね。だから、昔からのそういう隣近所のいろいろあって、それがネックで……

○議長（野村賢一君） 吉野さん、本題に入ってくださいよ。お願いします。

○5番（吉野僖一君） はい。そういうわけでございます。

だから一応、ほかにもいっぱいあると思うんですよ、そういう町道の整備ということで。その辺は区長さんが1年で変わっちゃうからね。申し送り事項でちゃんと継続していればいいんだけど、その辺はやはりみんなでそういう狭い道路の改良、町のやっぱりメインの事業計画でぼーんと出して、やはり救急車両が入らなくちゃいけないようなことを、やはり町長自ら訴えてほしいんだよね。

一応、じゃ、町道整備についてはこの辺で、2番目は終わります。

それでは、3番目の……

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君、言ってください。手を挙げないと進行上うまくいかないから。

○5番（吉野僖一君） ごめんなさい。

○議長（野村賢一君） 何か意味が分からない。今は3番目ですね。

○5番（吉野僖一君） はい。

○議長（野村賢一君） はい。やってください。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 議長、すみません。3番目入ります。混乱しちゃった。

3番目、大塚山農村公園についてお伺いします。

過去に地元議員、何回もそれぞれ質問しております。西畑のシンボルでございます。大塚山の農村公園についてお伺いします。

現況の道路、施設状況についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして、農林課よりお答えいたします。

町道から大塚山農村公園に向かう道路は、林道大塚線となりますが、通常、林道の維持管理は地元で行っていただいております。そのような中で、軽微な修繕や予防施工につきましては、管理者による施工をお願いしているところであります。

林道大塚線においても、管理者において管理や修繕を実施していただいております、今後も同様をお願いしたいと考えます。なお、施工に必要な資材につきましては、大多喜町農林道等維持管理及び資材の支給に関する要綱により、資材を支給することができますので、事前にご相談をいただきたいと思います。

次に、大塚山農村公園については、地元からの要望により県営中山間地域総合整備事業で造成したものでございます。地元区と設置、施設の維持管理等に関する協定を締結済みであり、軽微な補修等につきましては、管理者で実施していただくこととなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） この件につきましては、30年12月5日に一般質問をしまして、これは、大塚山については平成18年から平成19年にかけて県営中山間整備事業で整備されたもので現況はあるわけですね。

この事業で管理用道路、丸太の階段、あずまや、道路の砂利の敷設、転落防止柵などが整備されております。これらの管理については、今地元の区が維持管理と、課長さんが説明したとおりでございます。

ただ、これも残り1キロですかね、約ね。舗装をコンクリでやってあるところと、舗装してあるところは本当にいいんだけど、去年、おとしの災害ですか、台風ですごい土砂崩れて、2か所。議長さんも知っていて、町長さんも現場へ見に行ったと思うんですけども、私も消防団が車を置きっ放しで行方不明だからといって、足の悪いのにてっぺんまで久しぶりに上がって見てきましたけれども、ただ、その地元の人たちも高齢化になって、今まではみんな若かったけれども、区長さんはここにいますけれども、やはり高齢化で維持管理が非常に難しくなってきた。

砂利だと大雨が降るたびに、実は昨日、亀田病院へ行って帰りに登って見てきたんですよ。やはり雨が降ると、水はけがちゃんと勾配して片方U字溝に流れるとかなんとか、そういう頭を使ってやればいいんだけど、ただ砂利を敷いてあるだけだから、みんな流れちゃうんです。

そのくんだところ、2か所ありますよね。そういうところもみんなそこへ水が集中しちゃう。それもある程度アールをつけて、勾配をつけてくれればそっちに流れるんだけど、平らにのしちゃってあるから、またそこに水が行っちゃう。そうすると、またくんじゃう。

この間も修復したんだけど、またひびがいて、昨日も現場見てきて、いや、このままじゃやはり毎年毎年地元でこれ維持管理というのは、これはえらい難しい問題。

だから、これはやはりテレビ塔、共同アンテナはあるんだから、NHKと民放とのね。そういうテレビ塔の維持管理道路で、今まではいろいろ自然道路とか、農村、山村公園とか、

いろいろ名前が変わってきているけれども、そのテレビ塔の前、維持管理道路で国・県のやはり補助で補修、そういう舗装、簡易舗装でいいですから、砂利が流れるようにそのくらいは行政がやってやらないと、毎年毎年これ材料支給で地元でやれといったって、高齢化で先が見えちゃっている。

だから、これはやっぱり地元でなくちゃ言えないと思う。実際に私も昨日行ってきたんですよ。この間の雨でまた少し流れちゃっていて、大きくくんだところは直してあったからいいんだけど、柵はないんだよね。もうそのままだ。

だから、これに対して、やはり町はもう少し地元の人たちとよく、議長さんがそのうちやるからということで一時言われて、議長さんに本当にお願いしたいんだよね。だからこれ、やはり国会議員をうまく使って、やはりそうしないと、猪口さんはあそこへ登ったんですから。猪口さんは重々地元出身で知っていますからね。猪口さんをよいしょよいしょして、国の予算でそういう管理道路にしてやれば、国からは引き出しがいっぱいあると思うので、そういう方向で話を進めたらいかがでしょうかということで、質問でございます。

どうですかね、今の。やはり知恵ある者は知恵を出せと町長もよく言うし、知恵がない者は体を使えというね。その辺で予算づけというか、町長さん、どうですかね。そういう方向で。

○議長（野村賢一君） 農林課長、2番目の施設計画で答弁してください。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、今後の整備計画ということでよろしいでしょうか。ただいまのご質問に対し、農林課よりお答えします。

今後の整備計画についてとのことですが、林道の維持管理は地元で行っていただいております、現在のところ町での整備計画はありません。

しかしながら、管理者である地元区から、林道の補修に関する要望をいただいておりますが、林道大塚線の道路面につきましては、急勾配な箇所が多く、碎石での路盤補修では降雨により碎石が流出してしまうことの繰り返しとなるため、舗装をすることが望ましいと考えます。

勾配が急な箇所は、アスファルト舗装の施工が難しく、コンクリート舗装が適していると思われるため、コンクリートにて計画的に舗装を実施することが効果的と考えます。

今後、管理者からコンクリート舗装を実施される場合は、町の資材支給制度において、コンクリートの資材支給が可能であるため、事前にご協議をいただきたいと思います。

なお、大塚山農村公園につきましても、現在のところ整備をする計画はありません。今後、管理者である地元区と、必要に応じ協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） あくまでも地元管理区の三条区ということで今、課長からあったんですけれども、やはり見るに見かねての私の一般質問でございます。

やはり改善するところは改善しなくちゃ。みんな高齢化で無理だという声を聞いているんですよ。そして、じゃ、おまえら議員は何をやっているんだ、もっと知恵ある者は知恵を出せと町長はよく言うけれども、やはりそういう電波塔の維持管理道路、やはり舗装じゃないといけないという、課長が言ったそのとおり。コンクリでやれば完璧ですよ。

それで、その上のほうの遊歩道もくんじゃっていて、危ない状態なんですよ。手前のくんだところと、上のくんだところのちょうどカーブのところ、大分崩れていましたよ、また。その上にも歩道があるんだよね、遊歩道は。だから、すごい危ない状態で、あれもちょっと移設しないと危ないと思うよ、あの状態だと。

その辺やはり生きているうちに、知恵ある者は知恵を出せということは町長がよく言うし、やはり地元のためにおまえは何やっているんだと言われちゃうと、やっぱり立場がないからね。やはり口酸っぱく何回も言って、本当に渡辺議員もいい質問して、山田議員もやっているし、やっぱり地元町民見ているし、やっぱり三条区だけにおんぶにだっこは、あれ大変ですよ、本当に。昨日も行ってみてきました。

だから、その辺よろしく、今後いろいろあるかと思いますが、やっぱり見直し、あいう電波塔の管理道路ということで、国・県の予算を何とか引っ張り出すのはあなたたちの仕事なんだから、その辺はやっぱり町長さん、今後どうですかね、今の考え。ご指名で。

○議長（野村賢一君） これは吉野僖一君のテーマですから、大塚山のは。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大塚山につきましては、何度かご質問をいただいておりますけれども、やっぱり大多喜町には林道、農道、また町道というのはそれぞれ規定がありまして、その規定に沿って、また総合計画の中でもそういういろいろ町道についても進めているところでございまして、大塚山だけ特別にこうしてほしいというわけにはいかないわけですね。

それは大多喜町にはそういうところも結構ありまして、やはりそこだけというわけにはいきませんので、やはり一つの大多喜町の決まりというのはありますので、それで進めていく

必要があります。

それで、その中でやはり町が高齢化になったから全部町がやるというのは、なかなかそれは難しい話ですよ。ですから、やっぱり地域の皆さんが、じゃ、それ毎回そうやって流れたら大変だということであれば、この間も地域の区長さん方が要望に来ました。そういう中で、じゃ、コンクリートにしたいということであれば、コンクリートの資材は町が出しますと。ですから、労力はそちらでやってくださいねということもお話もしてございます。

ですから、やはりこれを高齢化になったから全部町でやれよという話は、それはそこだけじゃありませんので、大多喜町は広いですから、いろんなところがございますので、やはり地域の皆さんがやっぱりやる気になっていただかないと、なかなか難しいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

町長の立場もいろいろあります。やはり国会議員をうまく活用するのも一つの策でございますので、本日いろいろ答弁、また先輩たちが前段に一般質問をした、すごくやはり町を思っている質問でございます。担当課の皆さん、今後もまたまちづくりに頑張っていきたいと思っています。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 4時08分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和2年9月3日（木）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 僖 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	市 原 芳 則 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	宮 原 幸 男 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
商工観光課長	西 川 栄 一 君	環境水道課長	和 泉 陽 一 君
特別養護老人ホーム所長	木 島 丈 佳 君	会 計 室 長	多 賀 由紀夫 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生涯学習課長	米 本 敏 克 君
代表監査委員	滝 口 延 康 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	麻 生 克 美	書 記	市 原 和 男
書 記	鈴 木 孝 一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第10号 継続費精算報告書について
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第57号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第58号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第59号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第60号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第61号 いすみ市と大多喜町における適応指導教室事務の委託に関する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第62号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第63号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第64号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第65号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 改めて、おはようございます。

昨日の会議に引き続き大変今日も引き続き会議を開きます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員でございます。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 初めに、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

なお、野中眞弓君は自席で質問してよろしいです。よろしくお願いします。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 1番野中です。

通告に基づいて質問させていただきます。

皆さん、除草剤のラウンドアップというのを聞いたら「ああ」って、ほとんどの方が、農村で生活している方は思われると思うんですけども、その除草剤のラウンドアップは、日本では広く使われております。生み出された当初、自然環境内では分解されて人体にも安全だと宣伝されておりました。ところが、2012年、グリホサートの安全性に大きな疑問が、フランスのカーン大学の実験、マウスに腫瘍ができたということで、覆されてきました。

WHO（世界保健機構）の下部機関である国際がん研究機関（IARC）が、除草剤ラウンドアップに含まれるグリホサートを発がんリスク分類5種のうち上から2番目の2Aに分類いたしました。グリホサートの研究をしている世界の研究者は、グリホサートがほかの要素と結びついて、重度の慢性腎臓炎を引き起こしたり、悪性リンパ腫の一種のリスクを増長させることや、生殖障害や子供の発達障害と関連している研究なども発表しています。今年に入っては、千葉大のグループがグリホサートのパーキンソン病や自閉症発症への影響を指摘しています。

もう一つグリホサートの重要な性質は、ワシントン大学の発表によりますが、グリホサートの影響は被曝、つまり薬を浴びた本人やその子供の代よりも、孫・ひ孫の世代に発生率が急増するということです。自分が被曝したら孫・子の代までそれが出て、孫・子のほうが強く出るということだそうです。

これを作っているのは、アメリカの有名なモンサント社ですが、昨年8月末までの1年間で3件の巨大代償を求められました。日本とはちょっと訳が違います。個人が起こした賠償です。18年の8月に320億円、19年3月に87億円、19年5月には、去年の5月には、2,200億円を支払えという判決が出ています。集団ではありません。個人への賠償です。そして、今年、2020年6月には、モンサント社を買収したドイツのバイエル社は、アメリカでは5万人に膨れ上がった原告に対して、日本円に直すと1兆1,600億円にも上る額で、原告と和解したということです。

このグリホサートが民間の食品分析センターの分析で、市販のパンから検出されたという情報を目にしたのが昨年8月のことでした。こういう「農民」という新聞なんですけど、こういう形で出まして、どういう結果が出たかということ、市販のパン全てから出たのではなくて、アメリカ、カナダから輸入した小麦粉を使っている大手製パン会社の製品からでした。国産小麦のみを使ったパンからは検出されませんでした。

私も、子供を育てています。子供には安全な食品で健康に育ってほしい。今、食品添加物に怪しいものがたくさん使われているからと、どの親も、自分の子供の食品については、気を使っていると思いますが、自分の手から離れた学校給食、日本の学校給食は国民食と呼べるほど大きな位置を占めていると、私は思います。給食が最大の栄養源だというお子さんも少なからずいるということも耳にします。

そこで、本町の給食について伺いますが、給食における食材購入の基本的な考え方と実情について説明してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 野中議員からの一般質問につきまして、教育課からお答えさせていただきます。

保育園及び学校教育用食材の購入につきましては、安全かつ安定供給ができる信頼性の高い業者から購入しております。

その業者の選択につきましては、米、卵、野菜などは、可能な限り町内業者を優先に購入しております。

また、食材につきましては、千葉県産を最優先としまして、調達が困難な場合には、国内産を基本的に発注を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 基本的に県内、県内産を中心にやっているということでした。分かりました。2000年代に当初、中国産の冷凍ホウレンソウから農薬が検出されたということで、給食の食材の調達で大騒ぎになったことを覚えておりますが、それ以来改善されてきたのだなということで安心しましたが、県産といえども、食材の残留農薬の検査などは実施されているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に関しまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

食品中の残留農薬につきましては、平成15年の食品衛生法改正によりまして、食品中に残留する農薬などが一定の量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止とする新しい制度、ポジティブリスト制度が平成18年5月29日に施行されました。

この制度によりまして、国内に流通する農作物や食品は都道府県が行い、輸入したものは国の検疫所において年度ごとに監視指導計画を定め、残留農薬検査を実施しております。

また、千葉県におきましては、流通前の農作物について農薬の使用状況調査、千葉県学校給食会では、給食で使う食品を選定して残留農薬の検査を実施しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 残留農薬のその検査の結果というのは、通知されている、公表されているのでしょうか。

学校給食の先ほどの続きなんですけれども、市販のパンについては出たよということで、今度は給食のパンをちょびちょびと集めたんだそうです。そうすると、学校給食のパンからもグリホサートが検出されたと。これは、学校給食のパンは外に持ち出してはならぬということになっているのだそうで、その検体を集めるのも大変だったという話ですが、これは14検体のうち12検体からグリホサートが検出されています。検出されていないものは、埼玉県の小麦を100パーセント使ったパンと、米粉パン、それから県外産、これ、九州なんですけれども、県外産のものを30パーセント使ったパン、この2つからは出なかった。あとは全部出ているということなんです。

アメリカ、カナダ……日本はグリホサートについて言えば、2017年までは、小麦への残留農薬上限が5 p p m以下だったのが、17年度に改正してアメリカ並みの30 p p mに5倍、6倍に上げたんですね。その頃ちょうどT P PとかF A Tとか、貿易自由化を促す動きがあって、低いままだと、アメリカ、カナダの小麦粉、輸入できなくなってしまうということだと思いますけれども、ところが、世界の流れというのは——ここにあるんですけれども——国単位でグリホサートを使わないようにしようというのが流れなんですね。幾らこれに発がん性物質があるのどうのと言っても、一番肝腎要の命のもとである食料から取り入れたのでは、元も子もありませんので、そういう意味では、日本というのは……日本と言うとおかしいですね。20年間続いた自公政権というのは、非常に特殊な政権だと、国民の命よりもアメリカが大事、国民の命よりも大企業のもうけが大事という、その犠牲に子供のうちから残留農薬の入っているパンを食べさせるというのは、国を挙げての犯罪だと思うんです。

今の説明ですと、いろんな段階で残留農薬の検査はしているということなんですけれども、それは本当に前進だと思います。でも、私たちにはそれが伝わってこない。安心感があると、また、人間って、随分前向きに学校生活も楽しくなるもので、教員への信頼感も湧くもので、全体がよくなると思うんです。残留農薬とかそういうものなどについて、給食だよりか何かで、保護者に周知、分かっていただく、食べることの大切さや食育の一環として、そういう数値を知らせる考えてありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に関しては、給食センターの栄養教諭がおりますので、そちらと協議をしまして考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） すみません。それとできるだけ町内から調達するようにしているということなんですが、パンの小麦を冬の間作っていただいて、自前のパン、小麦によるパンというような政策は取れませんか。というのは、今度のコロナ騒ぎで物流が止まりました。私、臆病なものですから、あまり買物に行かないんですけども、都会あたりでは小麦粉がスーパーの棚から消えたという話を聞きました。消えたのは、マスクやティッシュペーパーだけではなくて、食料も消えた。新自由主義というのは、とにかく効率的で、自分が蓄えていくよりも安いものを必要なときに買ったほうがいいということで、備蓄がない。そのことの危険なことを今度のコロナ騒ぎは教えてくれたと思うんですけども、食料は命そのものですから、自前で生産し、自前で備蓄しておくということが大切だと思うんです。

いすみ市なんですけれども、豊かな学校給食をということで、今、いすみ市、有機農業を一部やってらっしゃる方がいらっしゃって、有機、無農薬でやっていて、だんだんメンバーが増えてきた。4年前からある研究会で、太田市長が話していたんですけども、その頃は学校給食に使うという話ではなくて、おいしいのと安全なので、1俵3万だ4万だってばんばん売れるんですって。これからはこういうことですねという話をなさっていたんですけども、その後、体にいいもの、おいしいものをということで学校給食に使っていると。市の負担は、市販のお米代と給食用の有機無農薬米の差額を市が負担して、その負担額、全部の子供たちの分で、1年間で二百何万だと言っていました。この差額の分だけ、いいものを使う差額の分だけ市が負担しているというんですが、そうやって農家を支援するし、子供の健康も保障していくという、そういう考えはありませんか。

うちだったら、取りあえず小麦とか、そういうものを冬の休耕で作ってもいいのではないかな。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 通告外なんだけれども答弁できますか、農林課長。通告外だと思うんだよね、よろしくお願いします。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今のご質問なんですが、大多喜町内でそのような有機農耕ですかやっている方が、ゼロではないとは思いますが、学校給食に適用できるだけの量を町内から産出するのは非常に難しい、現状では難しいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） いすみ市とか御宿町とか、町主催で先進地というか、住民にとって面

白そうな取組をするときには、講演会というか、町主催で講演会を開いて、面白い、ありがたいお話を関心のある方に動機づけして、その後、有志を育てていくということをしています。

ところが、大多喜はそういうふうな動機づけの講演ってほとんどないんですね。実るか実らないか分からないけれども、よそではこんなこともやっているよ、ちょっと面白いんじゃない、というような情報周知の活動までされてはいかがでしょうか。

私も何かの機会で、数度、夷隅町や御宿町のそういう講演会に参加させていただきましたけれども、面白いです。そういう面白いこと、それが役に立つことを進める中で、これ、まちづくりにも関わっていくと思うんですけども、7月ぐらいに議員の皆さんのところに、婚活のNPOか何かのお手紙が入っていて、その中に16、17、18、19年の出生者数、子供の数が何人生まれたかという一覧表が載っていたんですけども、いすみ市はこの4年の資料の中で、まる中3年間で、人口減が88パーセントでした。御宿と勝浦は七十数パーセント、大多喜町は30パーセントまで出生率が下がっています。16年を100とすると、19年かな、18人しか生まれなくて、30パーセントまで下がっているんですね。若い人たちがいなくなっているということだと思えます。

やはり農村ですから、面白い農業をやることによって、行政がそれを応援することによって、人口が定着していくんじゃないか。年寄りにやれと言われても、なかなか農業って、体力を使うし、先が見えないし、「おら嫌だ」ということになると思いますけれども、若い人たちにけしかける、そういう意気込みで、まちづくりに取り組めないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまのご質問に関して教育課のほうからお答えさせていただきます。

現在、町のほうでは、学校給食として1日約570食、保育園で約260食を提供しております。

給食の献立につきましては、1か月半前に作成しまして、使用する20日前に食材の発注を行っております。

給食に使用する食材につきましては、品質や数量に加えて、それぞれの品目が、安定して供給ができるかが、非常に重要になってきております。このことから、地元及び県内産の食材だけにこだわらない状況もあります。

野中議員がおっしゃるとおり、地産地消につきましては食育の推進の面でも大変有効だと考えております。

現在も、地元で調達できる食材は、地元優先で調達しております。例えば、主食でありますお米、こちらにつきましては、ＪＡに頼んでおりますけれども、こちらは大多喜産を優先して納入していただいております。また、地元で調達できない食材につきましては、安定供給の観点から、県内産または国内産を調達する方針で、食材の購入に努めております。

今後も、地元及び県内産農作物を積極的に給食に導入しまして、安全で安定供給の観点に立った給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 人口の定着とか産業振興とかというのは、なかなか一朝一夕に出来上がるものではないので、まだそちらに座ってらっしゃる課長さんたちはお若いので、これから先、半農何とかという生活設計も含めて取り組んでいただきたいなと思います。

4 点目にいきます。

町内で給食費を保護者が負担しているのは、保育園の3歳から5歳児だけであります。ありがたいことに、本町は3年ほど前からでしょうか、給食費が無料に、学校の給食費が無料になっております。千葉県でも先陣を切った実践です。

ところが、保育園の給食費は、国のごまかしによって無料化には至っておりません。無料化するには幾らの予算が必要でしょうか。19年の出生数は減りに減って、1年間18人しか子供が生まれていません。安心・安全の子育て支援強化として、ぜひ3歳から5歳児の給食費の無料化を実現していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に教育課のほうからお答えさせています。

昨年10月1日から国によります幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いを受けまして、町では10月以降も副食費を徴収している現状でございます。これは、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることから、この取扱いを変更せずに、無償化をしないということで、町のほうは実施しております。

先ほど、現在、副食費を徴収している3歳から5歳までの人数につきましては、91名おります。こちらが1か月で40万9,500円となります。この方たちを全額無償化とするには、これの12か月ということで491万4,000円必要となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） あの手この手で子育て支援していく必要が今あると思います。約500万円のお金が必要だということですが、500万のお金、品川バスがなくなるという願いを込めて、お金が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、やる気があるかないかだと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 先ほど答弁させていただいたように、こちらは在宅で子育てをする場合も生じる費用であることから、こちらのほうを、今のところ無償化することは考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 3歳から5歳までというのは、在宅でって言いますけれども、ほとんどの子供が幼稚園か保育園に通っているのではないかと思うんです。在宅で過ごす子供は、ほとんどいないに等しいと思うんですけれども、そうすると、その理屈は通らなくなります。どの子も大多喜町の場合は保育園に行っているわけですから、どうぞ遠慮なく、在宅の子供に遠慮しないで実践していただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま教育課長が答えたとおりでございまして、私も教育課長の答えと同じでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） では、本町において、在宅の子供というのは、3歳から5歳在宅の子供というのは何人ほどいると把握していますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちら3歳から5歳の在宅ということなんですけれども、正式な数字は分かりませんが、10名程度だと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） どういうお子さんが在宅でいらっしゃるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 申し訳ございません。詳細につきましては、こちらのほうでつかんでいません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） しつこく確認します。3 歳から 5 歳までというのは、大体通園していると考えて、私はいいと思うんです。とても重篤な病気や障害を抱えていない限りは、大多喜の場合は保育園に通っていると思うんですね。そしたらその年の子供全部が無償化の恩恵を受けるわけですから、不公平にはならないと思います。ぜひとも来年の予算に組んでいただけますようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

通告の 2 番目に行きます。

昨年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症は、まばたく間、「瞬く」じゃなくて本当に目をぱちんとやっている、その一瞬にして世界的流行となりました。まだその勢いは収まってはいません。安倍政権がこの感染症の対応で有効な対策を打たず、迷走を続けています。

本町においても感染が確認されるなど、じわじわと身の回りに迫り締めつけられるような恐怖感があります。また、これから先、冬に向かって猛威を振るうインフルエンザとどういう競合をするのだろうか。これもまた恐怖です。

現在、住民の最大の関心事は、特に高齢者は、このコロナ対策ではないでしょうか。感染拡大抑止には、PCR 検査の拡大が不可欠だと専門家は言います。ところが、日本の検査数というのは世界で最低部類です。

コロナ対策の最も重要な点は、感染ケースの 4 割を占める無症状感染者からの感染をいかに防ぐかにあると言います。検査数を増やし、感染者を見つけ出し、ほぼ隔離治療ができなければ、無症状感染者が感染リンクとして次々となつがり、感染がくすぶり続け、社会経済活動の再開とともに、感染拡大が拡大します。

そこでお尋ねします。今、本町あるいは本町を含む地域の PCR 検査は、どのように実施されていますでしょうか。質問は非常にシンプルですが、回答は分かりやすく、多岐にわたっても構いません。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

検査体制ということで、回答させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、県の帰国者・接触者相談センターに直接電話をして指示を仰ぐか、あるいは、ご自分のかかりつけ医を受診して、医師の判断を仰いで、必要であれば、PCR 検査を受けるということになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、検査機関とか検査の対象は疑いのある人で、相談センターか医師に相談して、その後の指示を仰いでくれということですね。それはそれとして、例えば、私たちは費用がどうなるのかとか、この地域では、私たちの生活圏では、1 日の検査能力どのくらいあるの、いつまでもやるの、などというようなこと、それから、無症状で感染しているかどうか、保菌者かどうか調べてほしいんだけど、どうするかなどというようなことはどうなっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ご自分が感染していると思われる行政検査と、対象となる方以外については、費用は有料となります。行政検査の対象となる感染症法でうたわれております、まず感染症の患者、あと無症状病原体保有者、あと疑似症患者、そして当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者、こちらは医師の判断ということになりますけれども、こちらについては無料となります。あと、また、新型コロナウイルス感染症患者に対する国立感染症研究所から出されております積極的疫学調査実施要領においても、PCR 検査の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症と診断された者、あるいは疑いのある者、または濃厚接触者となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 費用はどの……そうすると、本当に無症状に人が、自分がどうかというを知りたいという人はどうすればいいんですか。そのときの費用はどうなんですか。

それから、今、言いましたけれども、この地域ではどのくらいの検査能力を、1 日の検査能力、どのくらいあるんですか、取りあえず。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、費用についてなんですけれども、あくまでも行政検査の対象とならない場合については、任意の検査となりますので、こちらはよく報道等では言われているのは2 万円から4 万円程度になるのかなと思います。

それと、あとこのエリアでの検査能力ということですが、こちらは正式に公表されているものはございません。しかしながら、いすみ医療センターが、今、PCR 検査が実施できる状況になっております。検査能力については、1 回当たり機械の、1 回当たり96 検体、

1人につき2検体を入れるということですので、48人分の検査が1回に可能となっておりますけれども、実際には、検体の採取に係る感染症対策などを考えますと、1日の検査件数は、現在のところ20から30件となっているとのことでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） PCR検査のほかに抗原検査というのが最近言われてきています。抗原検査の計画というか、計画及び費用はどのぐらいですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 抗原検査の金額ということですが、こちら非常に幅が広いのでございますので、明確な数字は、すみません、押さえておりませんけれども、抗原検査はPCR検査に比べて精度が低いと言われております。

現在のところ、この管内でそのような検査が受けられる機関はないというふうに把握しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そういう基本的なことも私たちは知らされていないのですが、もしもおかしいなと思ったときに慌てふためかないためにも、こういう基本的なことは住民に知らせていただきたいなと思います。

住民の立場で、本当にこのコロナ感染症を終息させ、社会活動、経済活動を回復させるために、いつでも誰でも何回でもPCR検査が受けられる体制を整える考えはありませんか。

千葉日報の8月13日付だったと思いますけれども、東京の世田谷区が、いつでも誰でも何回でもPCR検査が受けられる体制をつくるということを打ち出しまして、といっても、今まで、1日に300だったのを600人検査体制にするとか、実際の無制限にいっぱいできるというのではなくて、お金がかなりかかるので、前進部分というのは、歩幅がそんなに大きくはないんですけれども、行政の姿勢として、住民はありがたいと思うんです。うちのほうでも、取りあえず誰でも受けられるという体制ではないということが、今の答弁で分かりました。だけど、誰でもいつでも受けられる体制を整える考えというのはありませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 行政検査の対象になるのは、先ほども申し上げたとおりでございます。また、このエリアにおいて、検査能力についても、いすみ管内においては、いす

み医療センターでPCR検査が受けられることから、ほかの近隣のエリアに比べると比較的多いほうかと思いますが、それでもかなり数には限りがございます。

ですので、誰でも受けられる体制というのは、本来、本当に有症状者やあるいは濃厚接触者など急を要するようなハイリスク者の検査にも悪影響を及ぼすと思われるので、現在のところ、何度でもいつでも誰でも受けられるような検査体制については、考えていないことにご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） コロナの問題は、かかっている人を治すことももちろん重要なんですけども、無症状感染者が問題であるということを言われていて、それを見つけ出して、そのところを保護していかないと、社会活動、経済活動、無理だ、できない、どんどん感染が広がるばかりだという指摘を受けていて、行政がしなきゃいけないのは、感染者をどうやってを見つけ出して、感染のリンクを断ち切るかということだと思うんです。それは、本町だけのレベルではできないのは、現実的に分かるので、せめていすみ医療センターが管轄するエリアで、無感染症状者に対しての検査をできる体制を組んでいただきたいと思います。

そしてもう一つは、そこには2つ問題があると思います。抗原検査の場合、1万円前後だという話を耳にしております。精度が落ちると言われましたけれども、それなりの効果はあるわけで、クエスチョンマークが出たら一人一人のPCR検査にすればいいので、その抗原検査の導入についても提案していただきたいと思います。

誰でも、特に高齢者は重症化しやすいのですが、PCR検査で2万から4万、抗原検査で1万前後、これ、抗原検査はやっていないからどうしてもといったら、2万から4万、やはり高過ぎると思うんです。松戸市は、65歳以上の高齢者と施設の従業員に、1人5,000円の抗原検査の費用助成をすることを決めました。資料も、小っちゃな資料なんですけれども、資料もいただいたんですが、たったこれだけしかないので、私の言ったことだけしか書いてありませんが、インフルエンザでは、高齢者のワクチン接種に、全員、誰でも受けてくださいということで誰でも所得制限もしないで、助成をしています。コロナ感染症でも、高齢者に対して助成をする考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 助成というのは、PCR検査を高齢者に対してということでよろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） この額からいくと、PCR検査の値段だと思うんですけども、でも高齢者で、行政検査にクエスチョンマークがかかるような人、それでもちょっと心配だからということで、受けたいような人がいれば出していただきたいし、でも本当は抗原検査でも、悉皆調査みたいな形でやるのが本当はコロナウイルスについては有効だと思うんですけども。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 検査体制は先ほどから申し上げているとおり、まだそれほど能力がございません。また、感染者を見つけるのに、PCR検査もあくまでもその検体を採取したままで、そこまでの感染があるかないかを確認する。また、検査をしても、感染した直後ですと、陽性反応が出ないという事例もかなりありますので、検査をしたからといって必ずしも安心ということではございません。

ですので、一番やはり効果的なのは、一人一人が感染症対策、マスクを着用するとか、手洗い、うがいとか、そういうようなことをするのが一番と考えておりますので、高齢者等に助成をすることは現在考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 野中さん、重要な問題ですけども、時間がなくなったので、2番と3番、よろしいですか。

○1番（野中眞弓君） いいです。

○議長（野村賢一君） じゃ、次やってください。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） やはり検査の件ですけども、人と密接に関わる職種、具体的には教員とか、給食関係職員とか、保育士、学童保育の職員、介護施設・医療従事者など、こういう人と密接に関わる職種に関わる人たちに、定期的にPCR検査をすべきだと思いますが、その考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に関しましては、教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、教育課関係職員におきましては、文部科学省が作成しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に感染症対策に取り組むなど、飛沫を飛ばさないようマスクを着用しています。

また、毎朝の検温や風邪症状の確認など、健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養するなどの対策を講じています。

また、先ほど健康福祉課長が答弁したように、検査に限りあることから、こちらにつきましては、職員に対して、より一層の感染症対策を講じてもらうように考えておりますので、定期的な検査のほうは、今のところ行わないというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長、何かありますか。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 教育委員会関係以外にも職員がおりますけれども、先ほど健康福祉課長が答えたとおり、PCR検査の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症と診断された者、また疑いのある者、濃厚接触者となっており、職員についても行政検査の対象となりませんので、定期的な検査は、物理的にも実施することはできないものと考えております。

また、先ほど教育課長から答弁したとおり、感染症予防対策を十分に実施していくことが現在有効であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 答弁を聞いていると、検査はやらせたくない、やらせたくないというふうに国と同じように聞こえるんですけども、これは、新聞、赤旗の8月十何日の記事なんですけれども、首都ワシントンのあるメリーランド州のPCR検査、無料で、予約あったりなかったりで数分で終わる、診断書も要らない。ここのメリーランド州は、コロナを押さえているんだそうです。本当にやる気があるかないかだと思うんですが、国と歩調を合わせてやらない方向で進むのではなくて、経済活動も社会活動もしながら抑えていくというのは、本当に有識者が検査を徹底してやることだ、無症状感染者を見つけ出すことだと言っているわけで、この地域もその方向でやっていただきたいと思います。

その次に行きます。

経済活動が縮小している中で、アルバイトなどがなくなり、学費や生活費に困難を抱えている学生が増えていると聞きます。学生には国の支援制度として、学生支援緊急支援金がありますが、1人10万、非課税世帯の学生には20万ですが、対象者が43万人、全学生の1割にとどまっています、いろんな条件があつて。各地の学生団体の実態調査には、二、三割の学生ぐらいが学業継続断念の今後の選択肢に悩んでいると聞いています。

若者は未来そのものです。後の世にコロナ氷河期などという言葉が残らぬよう学生に町独自の支援をする、返還不要の奨学金や助成金を給付する考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

初め、町の奨学金制度についてご説明させていただきます。経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、個人及び団体の方々からの寄附金を原資とした奨学金を一定の条件を満たす方に無利子で貸与を行っているところです。また、今年の5月からは、コロナウイルス感染症または災害等の関連により、保護者の収入の減少や解雇により仕送りの困難、学生等のアルバイトの収入減少が原因によりまして、学生生活の継続が困難となった生徒または学生に対して、一時金や入学準備金の費用として貸与できるように改正も行っております。

野中議員がおっしゃる給付型の奨学金につきましては、全国的に見ると、幾つかの市町村で実施している事例があるようです。県内では、東金市が4年制の大学に在学する方に限り奨学金を給付しております。これは、個人が蓄財した全財産を苦学生の奨学金給付のために使ってもらいたいとの意向により寄附を受けたものを基金として運用されております。また、国におきましても令和2年4月から、授業料等減免と給付型奨学金の支給の2つの支援を合わせた高等教育の就学支援新制度もスタートしております。

このことから、本町の奨学基金が限られた原資であることから、給付型を導入する計画はありませんが、今後の国の制度の運用状況や県の動向などを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 2つ質問があります。町が行っている5月からの一時金とか、そういうものの利用者は何人いるでしょうか。

それから、奨学金の原資が寄附なもので、これ以上できないというんですけれども、一般会計からこういう奨学金基金に積むことについて、私は、ここにいらっしゃる議員さん、誰も反対しないと思うんです。必要であれば、一般会計から収入して運営してもいいと思うんです。その辺検討をお願い、どう考えるか伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まず1つ目の質問、この5月の改正によりまして、どのぐらい利用があったかということなんですけれども、こちらの5月の改正の関係につきましては、ホ

ームページ等で周知を行いました。それ以降1件問合せがありましたが、まだそちらのほう
が保留中で、現在、まだ正式に貸し付けたということまではいっておりません。1件の問合
せはございました。

次の質問の一般会計として、一般財源として奨学金のほうを、ということなんですけれど
も、今のところこちらの給付型の、給付型といいますか、貸与型の奨学金のほうで行って、
先ほど言ったように、今後、国・県の状況を注視してまいりたいというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（野村賢一君） 野中さん、時間ですので、よろしくお願いします。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時10分から会議を再開しますので、よろしくお願いします。

（午前11時02分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

ここで、野中眞弓君が体調不良のため帰りましたので、ご了承願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。

飛沫防止のフェンスがございますので、マスクを外して質問させていただきます。

議長のご指名をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

いつも緊張しますが、今日は一段と緊張しているような気がして。

○議長（野村賢一君） ふだんどおりやってください。傍聴がいたって気にしないでやってく
ださい。

○3番（渡辺善男君） それでは、早速、今回、質問事項としては3点提出してございます。

本町への移住を促す取組と支援策の拡充について、2つ目に、町道隣接山林の一部町有化について、3点目、林務行政の強化についてということで、今、本当に大多喜町だけではありませんが、地方と言われる各市町村、問題、課題というものが本当にたくさんあるわけがございます。その中で、限られた時間ですので、自分が思う、このようなことを提起したらいいのではないかとということで、今回提出させていただきました。

それでは、第1番目、本町への移住を促す取組と支援策の拡充について、質問させていただきます。

本町では、残念なことに、人口の減少に歯止めがかかりません。若者が都市部に一極集中する流れが変わらない限り、解消されないテーマであると言えます。

日本の縮図と言われている千葉県、その中で千葉県の縮図とも言える房総半島南部の各市町、本町もその1町に含まれています。

同じような問題を抱える各市町が、何とか現状を打破しようと知恵を絞り、各分野において施策を講じ、人口減少に歯止めをかけようと躍起になっているのが現状であります。

このような状況の下、本町においては、限りある財源の中で、割安住宅の分譲を初めとする若者の定住化や子育て支援の充実、教育環境の整備など多岐にわたり施策を展開してきましたが、なかなかイメージどおりに事が運ばないのが現状だと感じています。

そこで、今、即効性のある人口減少対策として考えられるのが、子育て世帯丸ごとの移住を受け入れる試みだと思われます。

本町においては、これまでもUターンやIターンという移住者を意識した取組を政策体系、施策に取り入れてきましたが、さらに重点を置き、人口増加のために施策の拡充を図るべきではないかと提言したく、どのような捉え方をしているか執行部の考えをお伺いいたします。

まず初めに、現状把握ということで、過去10年間の移住世帯数、これ、10年間といいますが、なかなか拾い切れないところもあると思いますが、分かる範囲で結構です。知りたいのは、子育て世帯の移住ということでお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 渡辺議員の一般質問に企画課のほうからお答えさせていただきます。

移住世帯数ということでお問合せですが、空き家バンク等の町の施策のもの以外につきましては、移住世帯数の把握はしておりませんので、先ほどお話のあった子育て世代として、小中学生までのお子さんがある世帯での転入数について回答させていただきたいと思います。

なお、現行の住民基本台帳につきましては、平成23年度にシステムのほうを更新しておりますので、把握できました平成23年12月から令和2年の3月までの世帯数で回答させていただきます。

全体では142世帯の転入がありました。内容といたしましては、毎年10世帯以上の転入の実績がありまして、一番多かったのは、平成29年度の21世帯となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。これだけ調べるのは大変だったと思います。

この大多喜町を気に入って、いろいろな諸事情あると思いますけれども、そういった子育て世帯の方が本町を選んで来ていただいた。当然その感想を聞く、移住者の感想を聞いて、施策にまた今後反映していくという感じであると思いますけれども、移住者の感想を聞き施策に反映したことがあるかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住者の感想を聞く場といたしましては、以前は、NPO法人が主催いたしまして、移住者懇談会を開催したことがあるようですが、町としては、懇談会等を現在実施はしておりません。

しかしながら、平成29年度、平成30年度に、移住希望者の情報提供を資料とする移住ガイドブックを作成しております。そのガイドブックの作成時におきましては、数名の移住者の方から大多喜町での生活について意見をお伺いしました。このガイドブックでは、移住に当たり不安だったこと、移住を考えている方々へのアドバイス、大多喜町に来て満足したこと、大多喜町での起業についてなど、実体験をご紹介いただいております。

この移住を検討されている方々が参考となるPR資料とガイドブックは成りましたので、そういう団体等で現在活用させていただいているところです。

なお、移住者の構想を聞いて施策に反映させたことはあるかということにつきましては、把握はしておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、担当課長のほうから説明をいただきました。よそから見えた方というのは、不安とい

うのがあると思います。前やっていた懇談会とかも非常にいい形ではないかなと思います。ぜひその辺のところも、また復活というのも検討していただければと思います。

また、一般的にこの移住者受入れというのはどこの市町でも、市町村でもやっていることなんです。時とともにそのニーズというのも変わってくるかと思います。一般的にそういった研究も必要ではないかと思いますが、移住を検討している人は、実際にどのようなことを求めているか。事項を把握しているかということで、担当課にお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住を検討している世帯が求めている事項の把握方法といたしましては、電話または来庁による相談時のほか、都内で行う移住定住イベント等の相談会等において、移住を検討している方からの問合せに対して、情報提供など相談窓口としての対応により把握に努めております。

具体的に求めている内容といたしましては、何点かございますが、昨年実績によりますと、台風等の被害を受けない災害に強い場所である、また、家庭菜園や農業をしたい、そういった内容の話を聞いて、こちらに移住したいという方がいらっしゃるということがあります。以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

非常に、そういった形で話を伺っていると、問合せ等もあるように伺います。実際にどのくらいあるのかなというのが関心の高いところでもありますけれども、年間どのくらいの相談とかがあるものでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 年間の問合せ件数でございますけれども、電話、来庁、相談会等全体の相談件数といたしまして、平成27年度から昨年度までを平均いたしますと、年間約150件程度ございます。一番多かったのは、平成29年度の217件となっております。

ただし、この件数は、資料の送付依頼など、電話での簡易的な相談も含められます。また、いずれも延べ件数となっております、1件の方から複数回相談いただいているケースもございますので、そういった内容であることをご承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。何か細かいことを聞いてしまって。ありがとうございます。明快な答弁をありがとうございます。

最初に質問したことに対する答弁、実際にどのくらいの移住者があったのかなということでお聞きしました。ただいま問合せに対する件数というのも伺いました。正直、私は今回これで初めて、そんなにあるんだというのが正直な気持ちです。私の周りで、たまに年配の方で、「もうこの町も」というような、ちょっと諦め感が漂うようなことに接することもあります。

こういった形でせつかく担当課のほうで、また町全体で、この移住者の関係のことをやっているのであれば、何か折に触れて、例えば先ほど言っていましたガイドブックとか、それも見せていただきました。いいものができています。その中に、実際の実績として、大多喜町にはこのくらいの実績、移住者がいますよ、こういった形で問合せもありますよということで、第三者的にこの町の魅力度というものを表した、そういったアピール、PRができるというふうにはというふうに考えますが、その辺のところ、担当課としてどう考えますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 先ほど回答させていただいた内容なんですが、移住者の世帯数であるとか問合せの件数につきましては、正確な数字とは言えない、大まかなものでありますので、その数字だけを外部へお知らせするということは現在考えておりませんが、現在、空き家バンク等、町でもやっておりますが、そちらに対する問合せも多くて、空き家バンクの登録件数というのも、これからまだまだ増やしていかなければいけないような状況でございますので、そういったものに対する皆さんへの登録制度の周知であるとか、あとは、移住に関する案内に合わせて、どこかでそういった広報であるとかホームページであるとか、できればそういったところと併せてお知らせできる機会ができればと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。

実際に、今、大変このコロナ禍で大変な思いをしております。新しい生活様式ということで、いろんな取組ができてきております。私が思うに、こういった本町のような澄み切った空気、澄み切った空間というのも、これからのことを考えると、魅力の中の一つに入ってくるのかなというふうに思っています。ぜひその辺のところも、皆さんも感じていると思いますけれども、一つの強みとして、何かこの移住者を受け入れることに組み入れていただいた

らいいのではないかなというふうに考えております。

ちょっとしつこくなりますけれども、実際に来ていただいた方へのフォローができていくかということも非常に気になります。その辺はいかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） フォローということでございますが、既存の現在の定住化に対する施策について、転入した方には、様々な転入してからの住宅取得奨励金であるとか、そういった制度について話をしながら、フォローをしているという形ではありますが、すみません、現在、行っております住宅取得奨励金は、住宅リフォーム制度、リフォームの奨励金、また、空き家の移住促進奨励金、空き家財道具撤去補助事業など、定住化に向けた施策について、今後も移住してくる方には、常にお知らせしながらしていきたいと考えております。以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） やはりせっかく大多喜のことを気に入って来ていただいた方、なかなか忙しくて緻密なフォロー、難しいかも分かりませんが、どこかで町全体として、気にかけてあげるというのも一つの輪を広げていく意味では大事な事かなと思っておりますので、また、検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

既存の施策について、これを検証するとか、見直しをするとかというのも、当然、時代が変わっていくと、世代も変わっていくというふうになって、少しずつ変わっていくと思うんですけども、その辺のところは、担当課としてしているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 先ほど答弁させていただきましたが、既存の制度につきましては、第三次総合計画に定められた施策といたしまして、実施計画に位置づけております。その内容につきましては、毎年の事業実績を踏まえた検証を行っておりますが、現計画の中でも、見直しは行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 見直しはしていないということですが、当然この近隣の市町村も同じような取組をしていると思います。営業ではありませんけれども、やはりそれぞれの財政的な理由も当然あると思いますが、自分の町の施策そのものがどういう感じになっているのかと、比較検討というのも大事な項目になってくるかなと私は思っております。その辺のとこ

ろは、折に触れてしているかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ほかの市町村との合同によります移住者相談会のときは、電話等で意見交換のほうは常に行っているような状況です。これまでもそういった中で情報収集はしておりますが、今後も、情報交換を続けながら、施策の企画、また、効果的な施策がございましたら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、子育て世代の皆さん、本当に真剣にいろんなことを調べてやっているように思います。ネット社会ということで、情報も本当にいっぱいあるという中で、各市町村の比較とかも、住民のほうがよく知っているように思います。よく聞くのは、大多喜町は子育てに手厚いか、教育環境がよくできているとかということも耳にすることが、実際に、子供さんを持っている若い方から聞くこともあります。

そういった意味で、やはりある意味、近隣市町村と、仲よくしなくてははいけませんけれども、ある意味、ライバルになるわけです。地域間競争ということで物事を考えていった場合に、一步でも先に出ていく。当然さっきも言いました、財政的なことは当然ありますけれども、そういった形で、常日頃から意識をされていていただけると、さらによくなるのではないかなというふうに感じておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

今までいろいろと伺ってきました。その中で、本町に移住を促す、戦略的に獲得するため、移住を促すためにこの取組、また支援策を充実していこうという考えがあるかどうかというところを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの質問にお答えいたします。

新たな暮らしをスタートして、地方で生活して働くことも見直されていると考えられますので、空き家・空き地を活用した移住促進、移住者の定着支援制度などに、定住化に向けた施策の拡充も必要であると考えております。

第三次総合計画における後期の基本計画を現在策定しているところでございますが、前期に引き続きまして、重点プロジェクトの一つである定住促進プロジェクトの中で、若者や子育て世代から高齢者まで、誰もが住み続けたい。住んでみたいと思える良好な住環境を整備

して、定住を促進するため、結婚、出産、子育て支援、教育、住宅施策、移住支援に関する施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 移住を検討している子育て世代の方たちに魅力を感じてもらえるように、施策の充実というのは必要ではないかと、本当にいつも思っております。また、町全体で、重点事項って本当に多いと思いますけれども、その中でもさらに重点というような意味合いを持たせて、ウェルカム、歓迎ムードのようなものを醸し出していくということも大事ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、渡辺議員がおっしゃった、魅力を感じてもらえるということで、移住先として選ばれる可能性が高まるではないかと思われまので、その施策の充実や拡充は必要であると考えます。

子育て世代への経済的な支援や特色ある保育施策などは、様々な取組を計画的に実施いたしまして、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進に努めてまいりたいと思います。

歓迎ムードの醸成というお話もございましたが、本町として、多くの子育て支援策を、これも十分に周知していくことで、町として子育て世代の移住を歓迎しているというふうに感じ取っていただければと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ずっと1から5まで質問をさせていただきました。時々ちょっと外れるところもあるかと思えますけれども、やはり私も人口が減っているというのは、特に西老地区に住んでおりますので、本当に感じております。

そういった場合に、幾らかでも高齢化というものを解消できて、抑制できて、なおかつ人口が増える方向にということで考えた場合に、子供を育てている皆さん、よそにいる皆さんをそっくりそのまま、そっくりそのままという言い方は人ですから悪いですが、世帯全員で、家族全員で子供さんも一緒にこの町で受け入れられるようなことを模した施策を講じることがよいのではないかなというふうに、自分では考えております。

本当に一朝一夕でいくことではありませんが、その意識づけ、意識というのは大事ではないのかと思っておりますが、最後に、町長の見解をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの渡辺議員の移住につきましては、いろいろとお話を、質問をいただいたところでございますけれども、私も移住ということについては、今から25年以上前ですか、30年前になりますかね。実は母子世帯、母子世帯の皆さんに、いわゆるゴルフ場のキャディーさんということで迎えたことがあるんです。実はそれは物すごく盛況でありまして、相当な数が来たことをその当時覚えています。

やはりその中で私が感じてきていることは、まず生活の基盤がきちんとできるかどうかというのは一つの大きな要素なんです。ですから、大多喜に来て生活ができるか。生活基盤がこの大多喜で用意ができれば、先ほど今ご質問がありました、母子世帯ではなくて、いわゆる円満な家庭でも、そういう可能性が十分あると思うんですが、その進め方というのは一つのご提案として、非常に興味のあるご提案をいただいたところでございまして、私も過去にそういう経験がある中で、それをそれに置き換えたら、どうやってできるかということは考えてみる必要があると思います。

非常に、それは当時、物すごく効果がありまして、非常にゴルフ場としても助かった経緯があるんです。当然、町にも人口がごとく増えたわけございまして、そこで、当然、ゴルフ場内へ託児所を設けてやったんですけれども、そういう過去の経験がございますので、それを今の質問のものに置き換えたときにどういう形ができるかというのは、これからしっかりとまた研究しながら進められるようにしてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 町長、ありがとうございます。

よその状況とかを聞いてみますと、決め手となるのは働き口だというのは、よく耳にします。確かにそうだと思います。ただ、みんなで考えて、何かいい方法はないかという、それこそ知恵を絞って、できるだけ多くの、大多喜を気に入ってくれて、家族で来てくれる人を歓迎すると、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

質問事項の2として、町道隣接山林の一部町有化についてということで提出させていただきました。

昨年、住民と協働で行う町道の維持管理の推進についてという質問をさせていただきました。今年度に入って早速、事例もできたと聞いて伺っております。

本町には、町道として認定されている路線が、1級路線、2級路線、その他の路線として

存在して、合計で500本以上、総延長250キロメートル以上に及ぶと認識しております。

この道路は国道、県道と併せて住民の生活に直結していますし、この道路に異変が生じれば通行に支障を来し、日常生活に大きく影響を及ぼすと思われます。

町では、担当課を置いて、道路の維持管理を行い、住民も自発的かつ定期的に維持管理に努めていると承知しております。

しかし、現状を見ると、道路の合計延長が250キロメートル以上もあるという、次から次へと起こる現象に速やかに対応することは困難とも推測できます。

毎年度において各区から寄せられる要望をデータベース化して、可能な限り対応していると思いますが、内容によっては、一刻でも早く対応したくても、実態の把握や権利関係確認に多大な時間を要することが予測されております。

そこで、事がスムーズに運ばない理由を一つずつ整理していくことも大切ではないかと思っていますので、次の各項目について伺います。

まず初めに、町道と隣接地の境界というのは確定しているかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 渡辺議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

本町の町道、総延長は約257キロメートルと、大変長い延長を有しており、地籍調査実施地域や道路改良工事により、用地買収を行った区域以外では、道路境界の杭が入っていない場所が多く、全体から見ますと境界が確定していないところが多く占めているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

境界確定って大事な……個人資産もそうですけれども、境界確定って本当に大事なことだと思います。地籍調査実施地域だけでも、コンクリート杭、地籍調査終了時というのは赤いプラ杭が入っていると思うんですけれども、草刈りで切ることが多くて、自然になくなる。今、技術がいいですから復元というのは簡単にできると思うんですけれども、それにしても、日常、目にしてお互いに民地、官地、お互いにここが境界だということを分かり合っていることも大事ではないかなというふうに私は思います。

そんな関係から、地籍調査成果が終わったところだけでも、コンクリート杭を入れるなどして、その境界というものを明確にしておいたほうはよいのではないかと思います。いか

がですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 地籍調査の実施地域では、民有地と民有地の境界には、黄色のプラスチックの杭を入れてございます。そして、町有地と民有地との境には、赤いプラスチック杭を設置しております。この杭の設置につきましては、本町の地籍調査実施の当初から統一させていただいております。

この杭を町道との境界だけでも、コンクリートの杭を設置してはとのご質問だと思いますけれども、町道と民有地の境界だけでも、かなりの数量が予想され、また、コンクリートの杭は、現在設置している杭に比べてかなり重量があります。

その設置につきましても、現在発注している委託費のほかに、別の費用がかかると考えられます。

このようなことからこれまで実施しているプラスチックの杭を地籍調査に関しましては設置をして、境界を明確にしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 確かに費用との兼ね合いを考えるとそうだと思います。ただ、これは、私と思う希望ですけれども、全部ということではなくて、主要道路だけでも、通行量の多いところだけでも、そういった形で、まず境界をはっきりと分かった上で管理していくということも大事ではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、昨年、台風、また大雨で、大多喜町内各地でいろんな災害を受けて、被災してしまいました。それは結果として生じてしまうわけなんですけれども、町道管理という上から、あらかじめここは危ないなというような感じで、危険な場所というのが把握できているかというところが、関心のあるところでございます。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 昨年9月の台風15号では、町内におきましても、多くの被害が発生しました。特に、このときには町道に隣接する山林からの倒木や土砂等の流出により、道路に通行止めや停電が発生いたしました。土砂の流出につきましては、町道に隣接する山林の形状などから、ある程度発生する箇所は限定されるものと思われませんが、近年の降雨の状況からすると、想定していない場所でも起こり得るというふうに考えております。

また、倒木に関しましては、昨年のような暴風では、近年では経験したことのないような風であり、暴風に対します倒木の危険箇所につきましては、町のどこでも起こり得る可能性

はあるものと考えています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

危険箇所の把握といいましても、なかなかつかみづらいというのも正直なところあると思います。ただ、その辺のところで事前に前もって手を打つか、後処理をするかという発想をした場合に、やはりできれば前もって手を打つというほうが、費用も少ないのかなというふうに、理想かも分かりませんが、そう感じております。その辺のところ、そういった意味で、まず実態を伺いますけれども、日頃のパトロールとか、あとは、ここは危ないんじゃないかという、そういう通報システム、そういった仕組みというのは現に確立されているかというのが関心ありますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） パトロールにつきましては、平常時のパトロールと災害時のパトロールというふうに2つあるかと思います。

平常時につきましては、業務等で庁内に出向した際に、危険と思われるものがないか。また、管理係、維持補修の担当が、降雨後の側溝の詰まり等を点検しております。

災害時につきましては、災害が起こるような大雨の後、パトロールを3班、そして作業班1班の編成で、現在対応しております。

また、町道に関しましては、住民の方が通行に利用されているということもあり、直接町に通報がある場合や、地域集落内の道路に関しましては、区長さんを通じて通報いただくことが現在多くあるところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 昨年の被害のときも、大変、私の知る限りでは各区の区長さんが奔走して、建設課とやり取りして、何とか早く対応しようという、目の当たりにした記憶がまだ本当に残っております。日頃のそういった連携というのは本当に大事ではないかなと思いますけれども、一方で、地域の実態調査みたいな形で、各区を通じてでも把握をしておくというのは大事だと思いますけれども、そういった一斉調査をして危険箇所を把握するような、そういった試み、また洗い出しをするということも重要だと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 危険箇所の把握につきましては、町道を維持管理する上で大変重要なことと、建設課でも認識しております。

その方法としましては、これまで土砂の流出や倒木、また、地域から通報等のあった場所につきまして、位置図やその当時の現場の状況の写真を記録して、リスト化するなどの方法により、これから担当者が替わっても、建設課で把握ができるような管理を今後していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

その関連でまた、災害を未然に防ぐ上で、町だけでは処理できない箇所、処理できないもの、対応できないものっていっぱいあると思います。よその市町では、去年の災害を教訓に、既に予算立てして、危険障害木を撤去とかというのを見たような、新聞で見たような気がします。電力会社とか、電信電話会社とか、というところとの連携も常日頃から取っておくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路脇の樹木に関しましては、通行に支障となる木や枝のほかに、電線や通信ケーブルの周りにも大変多く木が覆っている状況が見られます。

本年の7月7日には、電力会社と大規模停電等の早期復旧及び事前の対応についての相互協力に関し、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結させていただきました。

災害時の早期復旧はもとより、災害を未然に防ぐことは、住民の生活を守る上で大変重要なことと思います。現在でも、伐採等について、連絡を取りつつ進めておりますけれども、送電線や通信ケーブル等の周りは、町では対処できないことから、電力会社、電信電話会社とさらに連携を取り、推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 質問を変えます。

毎回、今までにも、この議会で議論されてきたことでもあります。橋梁の管理上、切土のり面だけでも、こさ切りというか、支障木の除去ができないものか、ということだと思います。現に何か所かきれいにした場所がありますけれども、あれを見てしまうと、ほかもできないのかなというふうに感じますけれども、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路の切土のり面は、道路改良等により地盤を人工的に切土したもので、5分から1割の勾配で、モルタルで吹きつけをしたところ、また吹きつけをしてい

ないところがございます。これらの場所では高さ5メートルに1か所、1メートル水平方向に犬走りを設け施工しますけれども、この犬走りに土砂が堆積して、そこに雑木が生え長い年月で成長して、通行の支障となっているのが多いと思います。

このような場所につきましては、町有地であることが多いと考えられますので、町の土地であれば、所有者の承諾を得ず実施できますので、準備が整い次第順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 残り時間が少なくなってきましたので、ちょっと飛ばしていきます。

○議長（野村賢一君） やり切れないのかも分からないよ。スピード上げたほうがいいよ。

○3番（渡辺善男君） 本題に入ります。危険箇所の隣接山林の一部を町有できないかと、そのこさ切り、支障木の関係も含めて、それが一つの手段ではないかというふうに思っていますが、その辺のところの見解をお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 土地を町有化するには、その土地の境界を確定し分筆する必要があります。分筆をせず、1筆全体を町有化することも一つの工法と考えますが、それでもその土地と隣接する土地との境界を確定してから町有化する必要があります。本来、道路に支障となるような物件が存在するのであれば、道路区域として町有化し、町で管理すべきと考えますが、局部的な危険箇所については、必ずあると思いますが、路線全体を町有化するには、用地測量に多くの費用が発生すると思われるので、大変難しいものと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） どんどん飛ばしていきますけれども、やはりいつも毎回議会で出ていても、なかなか個人の所有物にやたら手を出す、これは本当にみんな常識だと思いますけれども、そこを何とかしてやるためには、いっそのこと町道、全部でありませぬけれども、町道近辺を譲渡なり寄附なりしていただいて、町有化した上で、一斉ということも一つの方法かなというふうに思っております。これについては最終的になりますので、担当課をはしょって、町長、見解をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず町道に倒木等、昨年の台風でも大変な被害が出たということで、これはその教訓から、我々もいろいろどうしたらいいかというのは、検討してきているとこ

ろでございます。九州とか四国のほう、常に台風の来るところの情報を聞きましたら、民地であつてもそれを切つて、台風に備えているということで、それで倒木被害が非常に少ないというお話をお聞きしたところがあるんですね。

ですから、町に当てはめてどうかということで考えたときに、町有地として買収するというのも一つの案なんです、それは莫大な手間とお金がかかるわけですね。

そういうことで、その方法も一つなんです、もう一つは、そこを当然所有者がそれをして、しっかりと管理するのは基本であるんですけども、そういう中でなかなか厳しい中で、まず貸借の問題、そこは、無償で切らせてもらうとかという契約をするとかいろんな方法があるかと思いますが、いずれにいたしましても、この問題は進めていかなければならないことでございますので、方法を考えながらやっていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

それでは、次の質問事項3に移ります。

3番目として、林務行政の強化、体制強化について質問させていただいております。

山林が町の面積の7割を占めるという本町において、見てみると、林務行政を担う担当が少ないのではないかと、単純に疑問に思いましたので質問させていただきました。

森林を生かす、まず方策があるかどうかを伺います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして、農林課よりお答えいたします。

森林を生かす方法はあるかとのご質問ですが、森林は幅広い公益的機能を有しており、さらに、豊かな資源を生み出すことができ、適切に管理すれば、半永久的に繰り返し生産ができる循環型資源として位置づけることができるとされています。

現状は、森林の資源を有効に活用する意識が希薄になっていると思われませんが、現在実施しております木の駅プロジェクトの推進などにより、森林の資源を有効に活用する意識の高揚を図り、森林組合等と協力し、森林環境譲与税の計画的な活用を図り、循環型の森林形成を目指し、森林の多目的機能を強化することにより、森林を生かすことが可能であると考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 林業をなりわいとして、また林業振興の上で核となる団体の把握、ま

た先ほど木の駅プロジェクトということで話が出ました。大変すばらしい取組だなと私は思っておりますけれども、その浸透をもう少し図ったほうがいいんじゃないかと思っております。その2つについて、見解を伺います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 林業をなりわいとしている方や、林業振興の上で核になる団体などについては、森林整備を実施している方、森林組合を代表とした団体及び木の駅プロジェクトの会員等、ある程度把握しておりますが、十分とは言えない状況と考えます。

町内では、かつて林業に従事していた方も、担い手の不足や高齢化等で、就業者は減少し、林業専従者は非常に少ないものと考えます。

続きまして、木の駅プロジェクトが浸透するよう普及活動が必要ではないかということで、木の駅プロジェクトの木材搬入量は徐々に増加傾向にはありますが、ご指摘のとおり、知らない人も多く存在するものと思われまので、今後は、木の駅プロジェクト事務局と協議し、広報などで町民への周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

質問を変えます。なかなか今、林業に携わる方は少ない。また、技術・技能の継承もなかなか難しいという状況、これはもう皆さんがご承知のとおりだと思います。そこで林業をやっている人を、それこそよそから呼び込むとか、そういった考えはないのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

林業の担い手を呼び込む考えはあるかとのことのご質問でよろしかったと思いますが、林業に関する技術を有している担い手は、全国にも限られた人数であり、貴重な存在となりつつあると考えます。

そのような中で、本町で呼び込みを実施する場合は、他の事業体よりも魅力あるものとする必要があり、現実的に難しいものと考えます。

そこで、本町では、地域おこし協力隊の受入れを継続的に行い、事業終了後も大多喜町に根差していただけるよう努力しつつ、併せて林業の施業技術を有する企業の誘致を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

木の駅プロジェクト、また地域おこし協力隊、その辺のところをもっとどんどん、どんどん力をつけてやっていけるといいなというふうに感じております。

もう一つ考えられることが、こさ切りでもそうです。林業の間伐、枝打ち、みんなそうなんですけれども、最終的にその処分の方法というのは、みんななかなか行き詰まる場所が多いと思います。そんな関係で、よそでも、今、取り組んでいることがありますけれども、木質バイオマス発電、また木質プラスチック製造など、新たな取組を研究して考えていってはどうかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） バイオマスの計画に関するご質問であると考えますので、企画課からお答えさせていただきます。

バイオマス関係の本町の取組につきましては、平成17年に、大多喜町地域新エネルギービジョンを、平成19年には大多喜町バイオマスタウン構想を策定し、循環型社会の形成を目指してきました。

これらの構想に基づく木質系バイオマスの具体的な活用はされませんでした。近年、本町においても、木質バイオマスが無駄なく有効活用する企業の進出や、自伐型林業を行う協議会や地域おこし協力隊員の任用、さらに、竹を有効活用する企業の進出などが計画されております。

このため、地域の木質系バイオマスの原料を生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された循環型のシステムを構築して、木質系バイオマスを活用した産業創出とエネルギー利用を図り、環境に優しく、災害に強いまちづくりについて、協議を進めてまいりました。

木質系バイオマス構想の策定、そして、構想を実現するためには、行政だけでなく、事業者、企業、地域住民、専門家らが協働して取り組む体制づくりも必要だと考えておりますし、木質系バイオマスの入り口、出口をしっかりと捉えなければなりませんので、専門事業者の調査業務委託料など、関係する経費を補正予算にて計上させていただく予定でいたるところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3 番渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） 新たな取組には、プラス面マイナス面、当然あります。企業と平素の連携とかも大事になってくると思います。この辺のところ質問しようと思いましたがけれども時間がないので、次へ飛ばします。

樹木の成長は本当に早いもので、住民の高齢化を考え合わせると、今後、この10年間の取組が、その後10年間に大きく作用していくものではないかなと、影響を与えてくるというふうに思えてなりません。ぜひ新しい取組も、今まで以上に考えていただければと思います。

最後になります。その上で、質問事項の題にもありますように、林務行政の強化についてどう考えるか、担当者の増員とか、新しい係とかあると思いますけれども、その辺の考え方を伺います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして、農林課よりお答えいたします。

今後森林の多様な役割の充実や、有害鳥獣やヤマビル等の生息しにくい環境整備に関連し、森林整備の在り方について、ますます重要視されていく傾向にあると思われます。

そのような中で、森林環境譲与税の活用の方向性を示した町全体の森林計画を策定することが、国や県から求められております。

ますます業務が増すものと考えられ、現在の体制での対応はさらに厳しくなっていくものと思われます。

しかしながら、農林課に限らず、各課において同様な状態で、役場全体においてそのような状況にあると考えるため、今後は森林組合などと協力し、効率的に業務を推進するとともに、繁忙期などは会計年度任用職員の活用やアウトソーシングの活用も視野に入れて、現行の体制で可能な限り対応できるように努力をしていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3 番渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、また、7割の山を持っている、山林を持っているという町で、窓口として一つの体制があるというのは大事じゃないかと思えますけれども、町長、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま森林についていろいろご質問いただいたところでございますけれども、まさに、今お話のありましたように、大多喜町は千葉県の中で一番広い行

政面積を持っているわけです。約130キロ平米という面積を持っています。そしてその70パーセントは山林ということなので、この山林が今本当に後継者がいない。また、なかなか収入源とならないという中で、荒れ果ててきているということでございますので、このことはこれから災害がだんだん、だんだん規模が大きくなっていく中で、山の保水力というのは非常に重要な役割をなしてくるということも、間違いなくあるわけですね。そういう中で今、森林の林務係の増員は、というお話でございますが、当然、今、さっき農林課長もお答えしましたけれども、まさに森林計画を今からしっかりとしたものをつくっていく。今までそういうものが、目指すものが少なかったものですから、なかったものですから、これをしっかりとつくりながら、そういう林務というもの、また、その中に竹林もございます。

ですから、町にある7割の資源というものが、今、本当に生きていませんので、その資源を生かすということは、大多喜町の発展に非常に重要であるというふうに考えております。

そういったところがございますし、やはりその強化をしてまいりたいと思いますし、また、町の人を増やしただけでは、なかなか前に進みませんので、先ほどのバイオマスの話もありますけれども、そういう民間の事業者、幾つか私どものほうに今、そういう事業者が提案を持っています。その中で我々も精査しておりますけれども、そういう民間事業者の力も借りながら、協力しながら、行政もやはりしっかりと力を入れていく。それで、7割の資源は、価値ということが大多喜町の発展につながると思いますので、その辺は強化してまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。丁寧な答弁ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（野村賢一君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時10分から会議を再開しますので、よろしくお願ひします。

（午後 零時13分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時07分）

◎報告第10号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 次に、日程第2、報告第10号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第10号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費精算報告書について。令和元年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。款3民生費、項2児童福祉費、子ども・子育て支援事業、この事業は令和2年度から令和6年度の5年を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を平成30年度、令和元年度の2か年で実施したものでございます。

表内の全体計画の年割額は、平成30年度159万9,000円、令和元年度285万2,000円、合計445万1,000円。実額の支出済額は、平成30年度97万2,000円、令和元年度159万8,400円、合計257万400円。年割額と支出済額との差は、平成30年度62万7,000円、令和元年度125万3,600円、合計188万600円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、款9教育費、項4社会教育費、日墨友好記念碑作成事業、この事業は、日墨友好記念碑を平成30年度、令和元年度の2か年で作成したものでございます。

表内の全体計画の年割額は、平成30年度240万、令和元年度560万、合計800万。実額の支出済額は、平成30年度213万8,400円、令和元年度583万6,000円、合計797万4,400円。年割額と支出済額との差は、平成30年度26万1,600円、令和元年度マイナス23万6,000円、合計2万5,600円で、財源は全て一般財源でございます。令和元年度の年割額と支出済額との差がマイナスとなっているのは、平成30年度の年割額と支出済額との差26万1,600円を逡巡繰越したことによるものでございます。

以上で、報告第10号 継続費精算報告書について、報告を終わらせていただきます。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第3、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを

議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、5ページをお願いしたいと思います。

諮問第3号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、野口久徳委員の任期が令和3年3月31日をもって満了することから、引き続き同氏を候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所、大多喜町大田代486番地、氏名は野口久徳氏、生年月日は昭和29年8月30日生まれ、現在66歳でございます。

野口久徳氏は、大学卒業後、地元企業にお勤めされ、平成26年9月に定年退職し、現在は無職で、平成30年4月から1期3年間、人権擁護委員として積極的にご活躍されております。地域からの信頼も厚く、人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第3号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第4、議案第57号 大多喜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案つづり7ページをお開きください。

議案第57号、本文の説明の前に、提案理由のほうを説明させていただきます。

本条例案につきましては、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、及び町村議会議員選挙に供託金制度を導入するための公職選挙法の一部を改正する法律が今年、令和2年6月12日に公布されました。その施行ですが、令和2年12月12日から施行されることに伴い、法律の施行後に告示され執行される町議会議員選挙並びに町長選挙に適用させるため新たに条例を定めようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり条文の朗読を割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

第1条は、公職選挙法の各規定に基づき、大多喜町の議会の議員及び長の選挙における公費負担に関し必要な事項を定めるといふ、本条例の趣旨を定めたものでございます。

次の第2条は、候補者1人当たりの選挙運動期間における選挙運動用自動車の使用のうち、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式と言われるものでございますが、これにおける公費負担の限度額及び供託物の没収となる場合は対象とならないことを規定するものでございます。

次のページでございますが、第3条につきましては、第3条は第2条の規定を受ける場合、有償契約の締結及び町選挙管理委員会への届出が必要であることを定めたものでございます。

第4条は、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を定めたもので、第1号では、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合の公費負担額、先ほど申し上げましたハイヤー方式と言われるものでございます。第2号では、第1号以外で自動車、燃料、運転手、それぞれ契約した場合の公費負担額を定めるものでございます。

続きまして、次のページ、第5条でございますが、第5条は、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、第4条第1号及び第2号を普通契約した場合、どちらか一方の契約を適用するということを規定したものでございます。

続きまして、第6条でございます。第6条は、ビラの作成について、本条例第8条の規定により無料で作成できること、また、供託金が没収された場合は適用しないということを規定したものでございます。

次のページをお願いします。

第7条は、ビラ作成の公費負担の適用を受ける場合のビラ作成業者との有償契約及び選挙管理委員会へその旨の届出を規定したものでございます。

第8条は、ビラ作成の公費負担額を公職選挙法施行令で定めるビラ1枚当たりの作成単価7円51銭、及び作成枚数1,600枚を限度とし、その範囲内の金額を町がビラ作成業者へ直接支払うこと、また、供託金が没収された場合は適用しないということを規定するものでございます。

次に、第9条はポスター作成について、本条例第11条の規定により無料で作成できること、また、供託金が没収された場合は適用しないということを規定したものでございます。

第10条は、ポスター作成の公費負担の適用を受ける場合のビラ作成業者との有償契約及びその旨を選挙管理委員会へ届出することを規定したものでございます。

第11条は、ポスター作成の公費負担額を公職選挙法施行令で定めるポスター1枚当たりの作成単価上限額及び作成枚数上限を定め、その範囲内の金額を町がポスター作成業者へ直接支払うこと、また、供託金が没収された場合は適用しないことを規定するものです。

次のページでございますが、第12条は、本条例で定める者以外で、必要に応じて選挙管理委員会が別に定めることを規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、附則は本条例の施行期日を、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日である令和2年12月12日からとし、同日以後に告示される選挙から適用することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 皆さん大変これは関係あることで、分かりましたか、説明が。ビラが1枚幾らとか、ポスター代が1枚幾らとか、車代が1日幾らとか、運転手が幾らとか、分かりましたか。

それでは、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今、説明がありました。この1日に選挙管理委員会が開催されたように、昨日、ネットに出ていましたので、来年1月、町会議員の改選の選挙ということで、告示日が1月14日、投開票が17日で間違いないですか。

○議長（野村賢一君） ちょっと質問が変わっているけれども、今日メディアで発表になった。その件で質問だと思いますが、よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） そのとおりでございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第5、議案第58号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第58号の説明をさせていただきます。

議案つづり13ページをお願いいたします。

初めに、提案理由を説明いたします。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、通知カードが廃止され再交付が行われなくなったことに伴いまして、通知カードの再交付手数料に関する規定が不要となるため大多喜町手数料条例の一部を改正するものでございます。

それでは本文に入ります。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例の一部を次のように改正する。別表中、個人番号の区分のうち、通知カード再交付手数料に係る規定を表中から削り、次のページをお願いいたします、14ページのとおり改めるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第 6、議案第 59 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第 59 号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和 2 年 6 月 10 日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、本条例が引用している子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号は、子ども・子育て支援法第 43 条第 2 項の削除により、条項ずれが生じるため改正するものです。

附則は施行期日を定めるもので、法律の施行日が公布の日から 3 月を経過した日とされているため、令和 2 年 9 月 10 日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 次に、日程第7、議案第60号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第60号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

ひとり親家庭等医療費等助成につきましては、自己負担額などを除いた額を、償還払い方式により助成しているところでございます。

この事業は、県の補助事業として実施していますが、令和2年11月1日から、自己負担額の一部改正と助成額の支給方法が、償還払い方式から現物給付方式へ改正されることとなりました。このため県の改正に合わせ本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

なお、改正文については、一部割愛してご説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の受給資格者の一部負担額を、市町村民税所得割課税世帯については、入院1日につき300円、通院1回につき300円とするもので、第6条は、現物給付に伴い、あらかじめ受給券の交付を受けなければならないことを定めたものです。

第10条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第7条では受給資格者の届出義務を定めた規定に、受給券の返納義務を加え、同条を第8条とするものです。

次ページの第7条は、助成の方法を現物給付により行うものとし、特別の理由がある場合は償還払いができることを定めるものでございます。

附則、この条例は令和2年11月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第8、議案第61号 いすみ市と大多喜町における適応指導教室事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、これは通称、教育機会確保法と言いますけれども、こちらでは、不登校の児童・生徒に、学校以外の

教育の機会を確保する施策を自治体の責務としております。その施策の一つに、適応指導教室があります。この適応指導教室は、不登校児童・生徒に学習の機会を提供するとともに、集団の中で生活できるようになるための社会性や規範意識を身につけ、通常学級への復帰を図る目的として、令和元年度5月現在において、県内で63施設が設置されております。夷隅郡市内においても、いすみ市が平成28年度に国及び県からの委託金を受け、適応指導教室いすみほっとスクールをいすみ鉄道の西大原駅の近くにある子山こども家庭支援センター内に開設しまして、現在においても夷隅郡市内の不登校児童・生徒を受け入れていております。

適応指導教室を開設した平成28年度は、3名が通級し、通常学級復帰に向けて活動を始めました。その活動を始めたことによりまして、近隣の学校関係者及び保護者への認知が広まり、平成29年度は6名、平成30年度は9名、令和元年度は8名、令和2年度は8月末現在で5名が通級しておりまして、通常学級復帰と社会的自立を目指しております。本町でも、令和元年度に中学生1名が通級し、現在、通常学級に復帰しております。

しかし、適応指導教室も運営費のおおよそ半分を占めております国の委託金が、令和元年度に終了、さらに県の委託金は、令和2年度に終了することが確定しております。

このような状況から、夷隅郡市教育委員会連絡協議会では、適応指導教室の必要性を十分認識した上で、事業を継続するため2市2町から負担金を徴収し、いすみ市に事業を委託することにより、不登校児童・生徒の受皿として適応指導教室を存続する方向となりました。

以上のことから、令和2年10月1日から、次の規約によりまして、指導教室事務をいすみ市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定によりいすみ市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

説明に当たりまして、本文の朗読を一部割愛し、説明させていただきますのでご了承ください。

いすみ市と大多喜町における適応指導教室事務の委託に関する規約。

第1条、こちらは規約の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、委託の事務の範囲を定めるものでございます。

第3条は、経費の負担や額、負担金の納付時期などについて定めるものでございます。

第4条、予算の執行方法について定めているものです。

第5条、繰越金の扱いについて定めるものです。

第7条、連絡会議を開ける条件を定めるものです。

第8条、委託事務の管理及び執行について適用されるいすみ市の条例等に改正があった場合の措置について定めるものです。

第9条、委託事務の廃止について定めるものです。

第10条、規約に定める者が必要事項に関し、双方協議することを定めるものです。

附則、こちらの第1項は、施行期日を定めるもので、令和2年10月1日から施行するものでございます。

第2項、規約の告示の際に併せて公表するものを定めるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。こちらの適応指導教室の指導員さんというのは、どのような方が就かれているのか。また、ここではどのようなことがされているのか。実施されているのか、お伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に対して、相談員はどのような人がやっているかというのと、通級している子供たちは何をやっているのかという質問に対してお答えさせていただきます。

相談員は、現在、相談員として任用されている方は、元小学校の女性校長2名が任用されております。今までも、元学校の先生が多く任用されているという事例があります。

続きまして、通級している子供は、何をやっているかということなんですけれども、通級している児童・生徒の習熟度に応じた学習活動や相談活動を行っています。あとは、児童・生徒みんなで昼食を作ったり、あとは誕生日会を開いたり、グループ活動、体験活動なども行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、今回、事務委託をするということなんですけれども、この事務委託をするということで、大多喜町にとってどんな効果、メリットというのでしょうか。そういったものが出

てくるのか、分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） メリットなんですけれども、まず最初に先ほど提案説明をさせていただきましたけれども、本来自治体の責務ということで、本来であれば、各自治体に1つつあるのが理想だと思います。ただし、独自に開設するとなると、年間事業費として、約、これはいすみ市の費用になりますけれども、大体年間410万ほどかかります。内訳としましては、先ほど言った相談員、あと事務局の職員の人件費、あと、いすみ市のほうは、施設を借用していますので賃借料、そのほかに消耗品などで、全てで410万円程度ということになります。

ただし、これが2市2町で運営されることになると、通級する児童がいない場合でも、相談員の人数や固定経費が必要とならなく、2市2町でその分、割り振りますので、そちらのほうが適当であるというふうに判断しております。

あと、いすみ市に委託した場合、いすみ市が指導員や施設の確保、あと人件費の支払い等の事務を行うため、ほかの市町で行う事務はなくなり、効率的で、そのままいすみ市のほうで事務を行っていただくことによりまして、効率的で質の高いサービスが提供できると思われます。

以上です。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第9、議案第62号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第62号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,526万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,782万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

○議長（野村賢一君） 座ってやってください。

○財政課長（君塚恭夫君） ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、座って説明をさせていただきます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費から順次説明させていただきますので、27ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名新型コロナウイルス感染症緊急対策感染拡大防止対策7,218万2,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急対策の感染拡大防止対策で、旧上瀑小

学校で実施している放課後児童クラブたんぽぽについて、その実施場所を大多喜小学校の敷地内、現在のプールの場所に建設するもので、年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正変更。

表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的、道路整備事業債、限度額1億2,600万円に620万円増額し、1億3,220万円とするものでございます。これは町道新坂泉水線の道路改良工事に充当するものでございます。

次の公共土木災害復旧事業債、限度額2,550万円を400万円増額し、2,950万円とするもので、昨年の台風被害による公共土木施設の災害復旧工事に充当するもので、補助災害の工事費や補助金額の確定などにより借入額の変更が必要となったため変更するものでございます。

次の臨時財政対策債は、限度額1億2,000万円を1,600万円増額し、1億3,600万円とするもので、普通交付税の算定結果により変更するものでございます。

次に、農林業施設整備事業債は、限度額770万円を170万円増額し、940万円とするもので、紙敷地区の農道のり面、平沢地区の農業用排水路の改良工事に充当するもので、国の緊急自然災害防止対策事業として実施するものの財源として変更するものでございます。

それでは、次に、事項別明細書の2、歳入、及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

30ページ、31ページをお開きください。

2、歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目3農林水産業費負担金14万5,000円の増額補正は、農業用施設の改修工事に係る負担金でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,280万4,000円の減額補正は、昨年の台風により被害を受けた公共土木施設の復旧工事負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億3,700万3,000円の増額補正は、社会保障税番号制度システム改修費の補助金と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

目5教育費国庫補助金1,490万2,000円の増額補正は、GIGAスクール構想実現に向けた町立の小中学校の情報機器整備に対する補助金でございます。

款16県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金96万円の増額補正は、昨年の台風などにより被災した地区の集会所などの復旧に対する県の支援でございます。

目 2 民生費県補助金14万5,000円の増額補正は、千葉県ひとり親医療費助成制度の改正による補助金などでございます。

目 4 農林水産業費県補助金362万9,000円の増額補正は、節欄にある各種補助金の対象事業の増や確定による増額でございます。

目 7 消防費県補助金12万8,000円の増額補正は、今年度設立見込みの自主防災組織 1 地区の追加分の補助金でございます。

款20繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金3,324万4,000円増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

款21諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入9,000円の増額補正は、子育てヘルパー利用者負担金の増でございます。

款22町債、項 1 町債、目 3 土木債と次の目 6 災害復旧債、目 7 臨時財政対策債、目 8 農林水産業債の合計2,790万円の増額補正は、地方債補正で説明させていただいた土木債は町道新坂泉水線の道路改良、災害復旧事業債は補助災害の実施による補助額工事費等が決定したことによるもの、臨時財政対策債は普通交付税の算定による決定、農林水産業債は紙敷区、平沢区の農業施設等の改修工事に充当するものでございます。

次に歳出ですが、今回の補正予算では、職員の 4 月の人事異動に伴う増減でございますので、先に給与費明細書の説明をさせていただきます。

52、53ページをお開きください。

給与費明細書、1、特別職の表、区分の欄、比較の款、長等の項、共済費49万3,000円の減は、共済費の負担率の改正及び75歳に到達したことによる医療分の減によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職。1号総括の表、この2つのページの上の2つの表は、会計年度任用職員とそれ以外の職員の合計となっていますので、会計年度任用職員とそれ以外の職員と分けて説明をさせていただきます。

上から3つ目の表、ア、会計年度任用職員以外の職員の表をご覧ください。

この表と下の職員手当の内訳の表が、会計年度任用職員以外、昨年度までの一般職の正規

職員の表となっております。

区分の欄、比較の項は、職員数1名減、給料503万2,000円の減、職員手当324万6,000円の減、共済費25万7,000円の減で、合計853万5,000円の減額は、人事異動に伴う減額が主な要因でございます。

その下の職員手当の内訳の表をご覧ください。

時間外勤務手当の増額は、国勢調査とひとり親世帯臨時特別給付金事業に係るもので、その他の手当は人事異動及び扶養家族の変更などによるものでございます。

次のページをお開きください。

イ、会計年度任用職員の表で、区分の欄、比較の項は、職員数1名の増と、括弧内の2名増は、環境センター勤務職員、通常勤務と短時間勤務職員各1名、給食センター短時間勤務職員1名、計3名の増、報酬182万5,000円の増は、環境センター及び学校給食センターの会計年度任用職員の増によるもの、給料7万9,000円の減は、戸籍事務及び味の研修館勤務分の職員を減、職員手当57万6,000円の増及び共済費37万7,000円の増は、会計年度任用職員の増加によるもので、合計269万9,000円の増で、職員手当の内訳については、その下の表のとおりでございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書により歳出を説明させていただきますので、34、35ページにお戻りください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費86万7,000円の増額補正は、人事異動に伴うものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費69万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、右側のページ目内一番下の事業、男女共同参画推進事業の消耗品、通信運搬費は、男女共同参画計画策定のための町民意識や実感等のアンケート調査を実施するためのものでございます。

目5財産管理費789万円の増額補正は、公有財産管理事業の修繕料は、旧総元小学校の浄化槽のプロアー及びポンプの修繕、施設補修工事は、旧老川小学校体育館の屋根の塗装工事、庁舎管理費は、役場前の元農協倉庫の土地の取得に係るものでございます。

目6企画費180万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった台湾との交流イベントに係る補助金の減でございます。

次のページをお開きください。

目 8 諸費 1 億1,108万4,000円増額補正は、右側のページ上から、コミュニティ育成事業は、昨年の台風などにより被災した地区の集会所などの復旧に対する補助でございます。

外国人技能実習生受入れ事業は、特別養護老人ホーム事業会計の繰出金の増額で、実習生 3 名の介護技能等が向上したことなどにより、勤務日数の増加などによる増でございます。

税務事業還付費は、還付金の不足見込み額の増でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策感染拡大防止対策は、来年 1 月に執行予定の町議会議員選挙時の 3 密防止のための物品の購入と、放課後児童クラブの施設整備、夷隅地域の感染症対策として、病床を確保するためのいすみ医療センターへの支援でございます。

その下の経済対策は、都市交流センターの改修工事に係るものでございます。

養育医療給付事業還付費は、前年度の実績による国庫支出金の返還金でございます。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費 74 万 9,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目 2 賦課徴収費 146 万 3,000 円の増額補正は、地籍調査の登記完了による地図情報データの修正でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費 75 万 5,000 円の増額補正は、人事異動及び育休の取得による人件費の減と——次のページをお願いします——住民基本台帳ネットワークシステム事業のシステム改修委託料は法改正に対応するためのマイナンバー制度に係るものでございます。

項 4 選挙費、目 3 大多喜町議会議員選挙費 968 万 1,000 円の増額補正は、公職選挙法の改正により先ほど可決いただいた条例改正に伴うもので、来年 1 月に執行予定の町議会議員選挙に係る費用でございます。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費 1 万 5,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

目 2 各種統計調査費 29 万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症予防のため国勢調査の実施についての調査員説明会を少人数で回数を増やして実施するため職員の時間外勤務手当を増額するものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 474 万 8,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減と、国民健康保険特別会計の人件費の繰出金の増でございます。

目 2 国民年金費 2 万 7,000 円の増額補正は、人事異動によるものでございます。

目 5 介護保険事業費336万2,000円の減額補正は、高額医療に係る介護納付費繰出金の増と、人事異動に伴う人件費が減額したことによる繰出金の減でございます。

次のページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1 万4,000円の増額補正は、人事異動に伴うものでございます。

目 3 母子福祉費53万6,000円の増額補正は、ひとり親家庭等医療費等助成事業の制度変更に伴うシステム改修費や医療費助成の増額と、国がひとり親世帯に支給するひとり親世帯臨時特別給付金の事務費の増でございます。

目 4 児童福祉施設費 6 万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、みつば保育園の給湯器の交換工事、放課後児童クラブの旧上瀑小学校の浄化槽のブロアー交換などでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費41万2,000円の減額補正と、目 3 環境衛生費 1 万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。

目 4 母子保健事業費 9 万2,000円の増額補正は、——次のページをお開きください——子育て応援ヘルパー利用見込みの増によるものでございます。

目 5 火葬場費36万3,000円の増額補正は、斎場無相苑のトイレ、男女及び多目的トイレ各 1 台ずつ、計 3 台のウォシュレットの取付工事でございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費70万6,000円の増額補正は、コミュニティ・プラントのブロアーの修繕料と臭いの臭気の測定器の借上げ料でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費549万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と会計年度任用職員の増によるものでございます。

目 2 塵芥処理費111万6,000円の増額補正は、廃棄された蛍光灯・乾電池の処分に係るものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費74万8,000円の減額補正と、目 2 農業総務費564万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目 3 農業振興費348万3,000円の増額補正は、昨年の台風被害に対する県独自の被災した農業施設等と、新規就農者に対する支援などでございます。

次のページをお開きください。

目 5 農地費226万9,000円の増額補正は、国の緊急自然災害防止対策事業として実施する紙敷地区の農道ののり面、平沢地区の農業用排水路の改良工事と、事業の実施面積の変更など

による交付金の増によるものでございます。

目 6 農業施設費28万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員の人件費の増減と、備品購入費はC S F（豚熱）対策で、県内で発生が確認された場合に備えるものでございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費17万5,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、会所地区に設置した大型おりの管理に係るものでございます。

目 2 林業振興費144万9,000円の増額補正は、県単森林整備事業の間伐、竹林整備、木材等の搬出の事業量がまとまったことによる委託料と、間伐材の取扱量の増加による補助金、及び令和元年度事業費の確定による基金の積立てでございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費1,250万7,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

目 3 観光費430万8,000円の減額補正は、観光施設管理事業の修繕料は、大多喜城の参道の街灯と養老溪谷観光センターの女子トイレの修繕、手数料は町営の小田代駐車場の立木の伐採でございます。

観光センター管理事業の手数料は、観光本陣の城下村の清掃手数料、観光振興事業は——次のページをお願いします——新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったお城まつりの開催に係る補助金の減でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費462万1,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目 2 登記費384万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、未登記町道に係る用地測量委託料などでございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費213万9,000円の増額補正は、作業用車両の修繕料と、旧上瀑小学校地先の立木の伐採、町道維持作業に係るチェーンソーなどの研修会の参加負担金でございます。

目 2 道路新設改良費325万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の減額と、町道新坂泉水線の道路改良工事費、町道川畑下線の道路改良に必要な用地取得費でございます。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費22万8,000円の増額補正は、昨年の台風により傾いた夷隅神社境内地先の竹垣の修繕でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費103万9,000円の増額補正は、町営住宅の浄化槽ポンプ、給湯器などの修繕でございます。

次のページをお開きください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費 9 万 4,000 円の増額補正は、葛藤・中野・下大多喜地先の防火水槽及び自然水源の修繕に必要な材料でございます。

目 4 災害対策費 196 万 4,000 円の増額補正は、今年度新規に設立される自主防災組織の備品購入補助と、使用期限となる防災無線のバッテリーの交換でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費 96 万 1,000 円の減額補正は、人事異動等による人件費の増減と新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった東京オリンピック・パラリンピック観戦のための車両借上げ料の減、いすみ市設置の適応指導教室負担金でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 3,368 万 5,000 円の増額補正は、小学校 2 校の消防設備と西小学校の放送設備の修繕と、G I G A スクール構想の実現に向けたタブレット端末の購入に係るものでございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費 1,980 万 2,000 円の増額補正は、小学校に同じく G I G A スクール構想の実現に向けたタブレット端末の購入に係るものでございます。

次のページをお開きください。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 381 万 8,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減などでございます。

目 4 文化財保護費 37 万 5,000 円の増額補正は、旧田代分校の民俗資料に関する冊子の作成費などでございます。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 343 万 6,000 円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減でございます。

目 2 体育施設費 247 万 6,000 円の減額補正は、海洋センタープールのろ過装置の修繕と新型コロナウイルス感染症の影響で今年度はプールが使用中止となったため、監視業務委託料を減とするもの、及びトレーニングルームのランニングマシンを更新するものでございます。

目 3 学校給食費 458 万 1,000 円の増額補正は、人事異動に伴う人件費と会計年度任用職員に係る人件費の増でございます。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費と目 2 河川災害復旧費は、国の補助金の確定などによる財源内訳の変更でございます。

以上で議案第 62 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

なお2時20分から会議を再開します。

(午後 2時06分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

○議長（野村賢一君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 質問させていただきます。

私、ページ、37ページの中ほどの工事請負費、学童施設新築工事の件についてお伺いします。

この件につきましては、朝のうち、突然の資料の要求をいたし大変申し訳ございませんでした。大変参考になりました。ありがとうございました。

この件について質問します。学童保育の校舎は何よりも優先して、今すぐ建築する理由があるのか、の件について質問します。コロナが収まってから建築してもいいのではないかという思いでおります。国については、この間、厚生労働大臣が8月28日、記者会見いたしまして、イの一番に、高齢者や基礎疾患を有する方への感染防止の徹底が第一であるという記者会見を行っております。大多喜町においても、規制が解除され都心からの移動が始まり、大多喜町、近隣市町村での多数の感染者が発生しており、町民は非常に不安に思っています。今は学童保育の校舎を建築するのに予算を使うのではなく、高齢者への感染を防ぎ、コロナ前の経済状況に戻すことが大切であり、そのために予算を使うべきではないかと考えます。

多くの町民もそれを望んでいるのではないかと考えています。大多喜町にコロナが広がっては取り返しのつかないことになります。対策はまだ不十分です。なぜその対策が今回の補正予算に計上されてこないのか。

また、空き校舎を現在、多く総元、上瀑小学校にもあります。総元・上瀑地区の方々からなぜ大多喜に全てを持っていってしまうんだ、総元・上瀑小学校の空き教室が有効利用されてから行くのなら分かるけれども、そこをそのままにしておいて、なぜ大多喜に持ってい

っちゃうんだという声を聞くことがあります。周辺市町村の状況を調べましたが、ほとんどは空き教室を利用しており、将来の少子化のことを考えると、空き教室を有効することがベストであるとの見解でした。

大多喜町においても、大多喜小学校は、今後、人口減少により空き教室が増加すると思われます。

○議長（野村賢一君） 根本さん、質疑やってもらえないかね。討論やっているみたいな気がしてどうしようもないんだけど。

○4番（根本年生君） 分かりました。質問の内容を絞って、まずなぜ今、学童保育の施設が何よりも優先して建築されなければいけないのか。高齢者への感染症対策がなぜこの学童保育の学校建設より遅れてやるのか。同時に上がるなら少しは分かるけれども、今回の補正予算には、高齢者の感染症対策の費用は入っていないと思っています。

空き教室が増える段階で、学童保育所もそこを使ったらいいのではないのでしょうか。その件について伺います。

○議長（野村賢一君） 工事請負費のことで質問ということですね。ページ数。

○4番（根本年生君） ページ数37で、工事費そのものよりなぜ今、学童保育の施設なのかということですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に対して回答いたします。

まず、なぜ今、学童かということなんですけれども、この前4月の会議のときにもご説明いたしましたが、まず、大多喜小学校が放課後児童クラブへ向かう上瀑小学校の送迎バスのほうが密になっている状態だと。あと、旧上瀑小学校につきましては、2階部分がサテライトオフィスになっております。そちらのサテライトオフィスを利用する場合は、玄関が1つしかないため、そちらのほう、不特定の人、そちらを利用した場合、不特定の人と接する機会が増えるということで、児童・生徒へのコロナウイルスの感染及びその拡大のリスクが増えてしまうということで、そういうことを敬遠されまして移動を考えております。

それと、もう一つは、やはり大多喜小学校の近くにあるほうが、メリットがあるというふうに判断しましたので、そのような、今、学童を建設するというふうに至りました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 質問に答えていない部分がある。なぜ空き教室を利用することは考え

ないのかということと、高齢者の感染症対策の、今の学童保育の施設の必要性については説明していました。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） すみません、空き教室の利用を考えていないのかということなんですけれども、こちらは、やはり昨日、答弁のほうで回答させていただきましたけれども、今後将来につきましても、教育活動におきまして、空き教室のほうは有効に使うということでご説明させていただきたいと思います。

そのようなことで、空き教室の利用は考えていないということで回答させていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） すみません。私も学童保育の施設、これは非常に大事だということは強く認識しております。せんだって学校にもお伺いして、いろんな説明も受けたし、送迎のバスが非常に密であるということも説明を受けて認識しております。しかし、今、必要なのは、この7,000万という高額、感染症対策で7,000万という費用は飛び抜けています。今まで幾つも感染症対策で10個ぐらいやっていますかね。本当に飛び抜けているんです。今、必要なのは、高齢者への感染を防ぐ取組、これがイの一番ではないかと思います。大多喜町に感染症が広がったら取り返しのつかないことになります。だから、学童保育の施設は、今は7,000万のお金を感染症対策に十分使って、落ち着いたら考えればいいんじゃないですか。いかがなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいま感染症対策に使ったほうがいいというお話でございますけれども、7,000万の今回の工事の経費のうち、6,000万円を今回の臨時交付金事業に充当することで今、計画しております。

今回の臨時交付金につきましては、これまで行ってきたソフト事業のほかにも、今回のような学童保育の建設等、そういったハード、コロナウイルス感染症の対応のために必要な施設の整備費用等、ハード部分に対しても対象としております。

この後、9月の終わりに、第2次の交付の計画書の提出もございますが、それ以降も第三次ということも予定されておりますので、その内容を含めてそれまでにまた新たな対策についても、そちらで対応するようなことで、予算のほうの要求も、今後まだ発生することもあるかと思うので、その辺でご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。後で、後でということですがけれども、高齢者の感染症対策がイの一番であると、防止するなら、それは同じ認識であると思っていますよ。そうですよね、それでいいですよ。それなら、何で学童保育の建築費より高齢者への感染症対策費が先に来ないんですか。普通は優先度を優位して、優先度のあるものから予算計上して実行に移すのであるんじゃないんですか。

今、以前は、大多喜町は感染症予算を起こしていなかったけれども、大多喜町も発生しました。近隣市町村でも多数発生しています。そういった危機感があれば、学童保育より、この感染症の防止対策に重点を置いて、予算が計上されるべきではないですか。その辺、ちょっと私、本当に納得いかないんです。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 高齢者のそういう感染症対策ということで、そういうところにお金を使っていただきたいというふうなお話をいただいておりますけれども、ただもう既に、町は、これは国のお金を持って、もう既に11億近くの国の交付金、持続化交付金も含めて、11億近くのお金を既に配っているわけですね。ですから、決してやっていないわけではないんですよ。ですから、先ほど企画課長答えましたが、この後またこれからそういう対策を出しますけれども、既にそういう面では、本当に1年間の税収以上のものはもう既に、町のほうに配っていることは間違いありませんので、だからこれだけが突出して大きいということでは、私はないと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 先ほどは失礼いたしました。すみません。

私も37ページの今の学童施設の新築工事の件でお伺いしたいと思うんですが、私はこの既存のプールの場所を解体して、そこへ施設を造る、要するにプールは全部解体するのだと思っていたんですが、先ほど頂いた資料を見ますと、放課後児童クラブを建設するに当たり、できるだけ本プールを有効に活用することというのが、諸条件の中にうたわれていたんです。ちょっと私の今までの認識と違うので、これはどのような考え方になっているのかということとで教えていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君）　こちらは、先ほどお配りした資料のほうに書いてあるということで、今回、プールサイド、プールの底面は全部コンクリートづくりしてあるのですけれども、そちらのほうは、建物を建てる上で支障のないところにつきましては、全てそのまま再利用とさせていただいて、必要なところについては、取り壊すということで、なるべくコストを下げた建築を考えて、建築というか工事を考えております。

○議長（野村賢一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　プールは、水で約300立米入るんですね。そしたらそれは300トンという意味です。ですから、あのプール自体が、300トン以上の耐久性のある施設であるということで、それをあえて壊すのは、建物は恐らく100トンとないと思いますので、ですからもう、何といいますか、耐震性といいますか、そういうものも含めまして、今あるものを活用したほうが、より丈夫なものになるということで、あのプールをそのまま使うということでございます。

プールに、いわゆる埋め戻しをして、その上に建てるということでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君）　今、皆さんからご意見をいただいておりますけれども、根本さんの言うのには、総元小学校、上瀑小学校、教室がいっぱい空いているので、これに、大多喜小学校のプールの解体をやって、そこに新しく建てるということについて、7,000万の経費をかけてまでも、そこに建てる必要がないのではないかと。さっき教育課長の答弁の中に、教室の中で行き来する、そういったところに感染の予防などがあるといけないから、そういったものも避けるためにというような、そういう答弁がありましたけれども、それは私は違うと思うんです。

それは、考えようによって、そういったものは防げる問題だと思うんです。この時期でありますから、非常にこの7,000万という額は、非常に高額な金額になると思うんですね。それで、町としても、財政状況、私もこのことについて財政の問題で、昨日は質問は避けましたけれども、そういったことを、財政、大多喜町の今後の財政について、非常に心配しているんですよ。

そういったものから考えますと、少しでも経費を抑えて、そして、今後のためになる財政をつくり上げておかなくちゃいけないと、そういうふう考えるんです。そういうものを、全体的なものの中で考えていきますと、やはり教室が空いていれば、その教室をなるべく利

用して、そういう経費は削減し蓄えておくべきだというふうに考えるのが普通だと思うんですけれども、執行部の皆さん方もどういう認識を持っているのか、ちょっと伺ってみたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 志関さん、さっき根本君からもその件の話の質問がございましたけれども、その質問でよろしいですか。

○2番（志関武良夫君） はい。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 今回の地方創生の臨時交付金ですけれども、1つといたしましては、先ほど来ご質問もあるように、感染拡大の防止、あるいは雇用の維持と事業の継続とか、それと経済活動の回復、さらに強靱な経済活動の構築ということで、コロナに強い社会環境整備をするというのももちろん含まれております。そのお金を使用してやろうというふうには考えておるんですけれども、仮に今回やらないで、後で送るというようなことになると、多分上限額がかなり低い金額になると思います。

そうすると、議員さんが一番最初にお話があったように、大きな借金をしながら、この施設を造らなくてはいけないというようなことになるかと思います。

今現在、こちらに来ているこの地方創生臨時交付金というのが、約3億2,600万ぐらい来ていますけれども、それについても、まだ全て全額ここで終わりではないんです。まだまだ使える部分があるので、そういった中で、町の事業と将来を見直すというような中で、うまくこのお金を有効に使っていきたいんだと。今回いただいたこの地方創生臨時交付金というのは、今年限りのものなんです。ですから来年ごさいません。今年の事業で使うことにして、来年度への繰越しはできますけれども、来年度新たに政策に充てるというようなことはできませんので、そういう中でコロナに関連しているような事業を、町としても一生懸命探したというようなことをごさいます。ですから、高齢者の関係で、またご要望が皆さんのほうからあるようであれば、それはそれで、またしっかりとした対応をしていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにごさいませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ページが50ページ、災害復旧費ということで出ていますので、この明細、橋とか河川とかありますが、大体場所とか、どういう河川だとかちょっと内容を教えていただけますか。50ページ、場所とか。分からなければいいです。

○議長（野村賢一君） 再質問してください。

もう一回。

○5番（吉野僖一君） ちょっとお願いなんですけれども、いいですか。これ肝腎なことだからね。私、元消防、今度、渡辺さんに替わりましたけれども、私、おととしの台風のあれで、三条の自然水利、川向、町長さん、地元だからよく知っていると思うけど、そこが壊れちゃって、堤防を壊されたりして、今、手前に砂がいっぱいたまっちゃっているんですよ。この間も、建設課と8月17日に、川向行くところの木を、区長さんと私と。

○議長（野村賢一君） 吉野君、それは後で個別に。

○5番（吉野僖一君） ちょっと待って。大事なことから。

○議長（野村賢一君） 大事じゃないですよ。今肝腎な補正予算の審議をしているので、言ってくださいよ、建設課のほうに、災害は。

○5番（吉野僖一君） だから、これ、災害。

○議長（野村賢一君） 気持ちは分かります、気持ちは分かります。

○5番（吉野僖一君） やっぱり地元から言われちゃっているんですよ。

○議長（野村賢一君） それは分かりますけれども、議事進行のことを考えて。

○5番（吉野僖一君） 一番水源、貯水池なんてのは、本当に一時的な問題で、たまたまおやじが消防をやっていて、副団長の県民の消防もそうなのだから。

○議長（野村賢一君） その件は、後で担当課と。

○建設課長（吉野正展君） 今回の災害復旧、財源の内訳の変更でございますけれども、昨年の災害の箇所数についてはちょっと今、補正の関係があったので、後でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。51ページ、文化財保護活動費、旧田代分校にありました民俗資料の冊子ということで、先ほどご説明をいただいたかと思います。

田代分校にありました民俗資料に関しましては、本当に雨風から守るということで、いろいろとご苦労いただきまして、移動、保存に当たっていただきまして本当にありがとうございました。

その中で、現在、学生さん、子供さんというのでしょうか。公民館裏に来ている姿なんか

も見たんですけれども、今現在、民俗資料はどのような形で活用していただいているのか。
あと今回この冊子を作るということは、この冊子を作って、どのような形で活用していくという考え方でいるのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） ただいま議員さんのほうからご質問ありました、今現在、田代分校から公民館の裏の、かつてバスの車庫があった、あそこに収納してございます。今回収納したのに合わせまして、あちらに移動した民俗資料の整理をさせていただいた中で、どんなものがあるのか、そういったものをリスト化したり、それと、学校さんのほうからも要望があったんですが、やはり今後、子供さんたちに授業の中で活用していただくためにも、こういうものがあるのかというものをリスト化して、冊子にまとめていただくと助かるということで、今回、こういった冊子の作成に予算のほうを計上させていただいております。

冊子のほうができましたら、町内の小中学校や、それから県内の図書館・博物館、それから市町村と民俗資料の研究をされている機関のほうにでもお配りさせていただきまして、いろんな方面から活用していただければと思っております。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかに。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） マスクを取らせていただきます。

先ほど来、37ページの学童施設新築工事7,000万の件でございます。

私、皆さん方にも度々この問題について、町民の方々に問うてまいりました。町民の方々の生の声を今から言わせていただきます。

先ほど根本議員が言いましたように、どうして大多喜は無駄なことをするんだ。どうして大多喜は建物ばかりをぶっ建てるんだ。どうして今あるものを有効に使わないんだ。私たちは税金を納めている。あなた方、その税金の使い方をしっかりチェックしてくれると思っている。しかし、多勢に無勢で予算が通ってしまう。それでは町民の声を伝えていないじゃないかと、あなた方が町民の声を伝えて議員各位の考えをしっかりと改めさせ、そして、執行部の皆さんにいかに予算の無駄遣いをする、方向性が間違っていることを解きなさい。私は教えられました。

先ほど執行部の方が大変おかしいことを言いました。これは今年限りのあれであるから、

乗らなければいけない。こういうことを言っているから、無駄遣いは起こる。そして、おかしなことをするんです。まちづくり会社にしてもそうだった。今、我々が改めなくちゃいけないのは、しっかりと精査して、その上で使っていこうじゃありませんか。これは、国から来ると言ったら、私たちの税金なんですよ。国が疲弊しては駄目なんです。町も疲弊しているかもしれないけれども、この国家が疲弊しては駄目だ。その観点から最前線である私も、町議会議員もあなた方執行部の諸君も町民の声を聞いていただきたい。

この問題に関しては、再三再四、反対意見が上がっているにもかかわらず、何か通ってしまう。これ、議員各位にも、この辺でイエスマンはやめてもらいたい。確かに、法的安定性、社会的秩序を維持するということも必要かもしれない。しかし、町民の生の声を伝えて修正していく。そして改めていく。このことをできなかつたら、何のための町議会でしょうか。

私は、このことについては、もう建物をぶっ建てるのはやめましょう。先ほど、先輩である志関議員もいろいろお伝えしてくださいました。総元小も。

○議長（野村賢一君） 麻生議員に申し上げます。発言中に大変恐縮でございますけれども、今の発言について、質疑でなくて議員の意見と判断します。

○6番（麻生 剛君） 質疑です。要するに金の使い方について質疑しているんです。

○議長（野村賢一君） 今、ちょっと待ってください。

○6番（麻生 剛君） 議長として、あなたは非常に見識がある人として尊敬しております。

しかし、私に対しての意見を聞く耳を持たないことがある。その点に対しては悲しい。

○議長（野村賢一君） 議会運営をしているのは私ですから、私の意見も聞いてください。

○6番（麻生 剛君） はい、聞きましょう。

○議長（野村賢一君） あなたの話は質疑ではなく、議員の意見と私は判断しました。原議題に対して質疑を行うものであり、意見や事業に対する要望を述べる場ではございません。質疑に替えてください。お願いします。

○6番（麻生 剛君） 質疑に替えさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 今の意見は意見として。

○6番（麻生 剛君） 執行部の。

○議長（野村賢一君） 人の話聞いてください。意見として聞きますけれども、今は質疑の場ですから、質疑してください。お願いします。

○6番（麻生 剛君） 議長に申します。質疑をより有効にするために、その質疑に説明を加える。これは当然であります。そのことに対して認めないとしたら、私たち、言論の府であ

るこの町議会が全く無になってしまう。質疑に戻させていただきます。

○議長（野村賢一君）　お願いします。

○6番（麻生　剛君）　執行部が今年限りであるということで、この問題に対して固執することに対しては、私は異を唱えますし、このことを改める意思があるかどうかを1点問います。

○議長（野村賢一君）　教育長。

○教育長（宇野輝夫君）　では、マスクを取らせていただきます。

昨日の根本議員のご質問に答えさせていただきましたけれども、やはり今現在、各学校、大多喜小も含めてですけれども、空き教室はない。将来的にも、それは使う要素があると。そういった中で、旧上瀑小学校で今、学童保育がなされている。その中で、このコロナ禍、コロナ禍において、やはりバスの3密だけではなく、施設内の3密、さらには、それに伴いまして、何よりも子供たちもそうですけれども、親御さんたちも安心して働く場を、また、確保できるようにする。これは、早急な手だてだと思っております。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、大体、ひとり親で苦勞している方が大体預けている。さらには、二親だけでも共働きで預けている。おじいさんおばあさんがいない環境の中で、今、四十数名、毎日通っているわけです。そういった子供たち、高齢者の方を大事にするのは、私は高齢者になりますから、これは非常に大切だと思いますけれども、小さな子供たち、未来ある子供たちの安心・安全な場を設定することも大事であり、さらには、そのお子さんたちを安心して預けられる学童保育の施設、これは親御さんが望むものであると私は考えております。

そして、昨日も申し上げましたように、この要素だけじゃなくて、最近増えている自然災害等、ご存じのように、台風10号というのは伊勢湾台風匹敵する、それ以上のものだ。そういったものがこちらに来る。あるいはこれからどんどんやってくる可能性もある。さらには地震、洪水、全て非常に学校を離れてそういった場で子供が学ぶ、預けると、やはり親御さんは非常に不安に思っているはずです。

そういった中で昨日も申しましたように、大多喜小学校を預かっていただく学校長とすれば、毎日バスで送り出して、やはりしのびない、近くであれば、何かあればすぐ対応できる。これも一部です。やはり教育委員会として、私の立場は子供たちを預かっている教育委員会として、ぜひそういった意味で、早急に安心・安全な施設を、これを維持管理していくのが私の務めだと思っておりますので、今回上げさせていただいたわけです。ご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 先ほど来言っている内容とはかけ離れた答弁ばかりなので、私は悲しいと思います。町民の声は、7,000万の金を投下して、建物をぶっ建てることに対しては、ノーなんです。私は、多数の方に聞いたけれども、そういう意見です。

今、父兄の方がどうだこうだと言っております。確かに何事もそうです。スープの冷めない距離がいい。しかし、どうでしょうか。今、送迎バスで3密と言いながらも、私は送迎バスがあることによって有効にこの町内が循環しているという事実を見過ごしてはいけないと思います。

そこで、あえて問います。町民が、建物をぶっ建てていくことに対して、ノーという意見が多いにもかかわらず、このことをやってしまう。そのことについて、何の反省もなし、今、言ったような理由のみでやる。その姿勢が果たして正しいのでしょうか。町民がそのようなことを言ったときこそしっかりと受け止めて、違う方向に進路を切らなくてはいけない。このことについて、もう一度執行部の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回いろいろ説明はいたしましたけれども、一つはやはり今回限りの予算ということもありまして、やはり大多喜町にとって非常に有利なものである。3月以降になりますと、まずほとんど補助金が受けられない施設でございますので、町の一般財源でやらざるを得ないというのは現実でございますので、この後今度は、そういう形で一般財源でやるとなるとなかなか厳しいなというところでございます。

もう一つは、今、廃校の後で学童をやるというのが、決してベストではないんです。当時登用したときに部屋がなくて、仕方なくて、その空いている学校の跡地に入ったということでありまして、あそこはベストで入れたわけではない。ですから、できるだけ早い機会にやはり学校の近くに造るというような、当初からあるのですが、なかなか財政的な問題もあり進めることができませんでしたけれども、特に、いろいろこの議会の中では言われているように、子育ての世帯のやはりそれなりに優遇、あるいは援助していかなきゃいけないというお話もされています。やはり子育ての親の皆さん方には、少しでも安心・安全な施設を用意するということ、これは、これから人口減少の中で、子供をどうやって育てていくか、子育ての環境というものをしっかりと我々はつくっていく必要があると思います。

そういうことで、今回はやはりそういう状況がそろった中でございまして、決してコロナだから駄目だということではなくて、コロナの予算けれども、何でも使えるというものでは

ないんです。

ですから、このお金をここに使わなかったら、こっちに何でも使えるという話ではなくて、これは国の縛りもあります。

ですから、これはこれでやったとしても、今度は逆に一般財源が使えなくなりますので、それは、今度は自由度の高いお金になりますので、それはそれでまた期間が長く使える話なので、決して町の財政にとって悪い話でないと思いますので、我々が何よりも子育ての皆さんに、できるだけいい環境を提供する、そういうことなんです。

災害のあったときに、今の体制でやると、本当になかなか連携が難しい。ですから、そのときにどうするかということが問題になるんです。ですから近くにいることが何より子供さんの安心・安全につながるわけなので、そういったことも含めているものでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 恐らくこれが3回目の質問だと思います。

町長が今年限り、今年限りと強調しますが、いいものであれば、延長はあります。そして、年を越えても、似たような財源、それは当然提示してきますので、そのことについて、いつもこれを脅し文句にするようなやり方はやめていただきたい。そして、町民の皆さんの声を聴く政治ということは、非常に町長もうたい文句でもあるし、またやってきたと思う。しかし、この問題に関してだけは、非常におかしい。誰が見ても無駄である。そのことをあえて押しつけるには、私は承服しかねる。

しかしながら、これは議会制民主主義ですから、多数決で議決されてしまっただけではない。しかし、よく考えていただきたいと思います。最も大切なこと、私は、全国の多数の友人にも、この問題、いろいろと調査させていただきました。もしそういうことがあるならば、中身の充実を図るべきではないか。教職員の充実や、私がこの間言った看護師の設置等も、そういう中身の問題、保健師と看護師が同じであるような、くそもみそも一緒のような発想しているような教育行政ではできないかもしれない。どうでしょうか、町長、町民が今望んでいるのは建物ではなくて、心を触れ合う、そして、コロナ対策であるという根本議員の訴えを一つ認めていただいて、この問題に対しては、白紙還元をしていただけるかどうか、その1点につきまして、もう一度、お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 同じでしょう。町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほども申しましたが、やはり子育ての皆さん方に安心して安

全な、そういうものは子供を育てている世代は本当に常に思っているんです。それで、私は今、建物をどんどん建てるというお話をされましたけれども、私は、10年になりますけれども、この庁舎の建設はやりましたけれども、それ以外で本当に大きなものは、私はやっていないんですよね。もともと箱物は、むしろ少ないほうだと思っています。

ですから、学童につきましては、学校経営のときに本当は必要だったんですよね。でも、それはお金がそこまで財政がうまく回らなかったということもある。そういうこともあり、校舎が空いているから、取りあえず暫定的に廃校を利用しているのであって、決して子供さんが、その今の廃校が、絶対それが一番いいかということではないんです。

ですから、一番いいのはやはり学校の近くにあることが望ましいですね。ですから、西小学校はまさに学校の中にあります。ですから、非常に先生方も一緒によく見られるんですね。今、大多喜小の場合は、それができないわけです。学校の先生方も離れますので、身近で見ることもできませんし、そういうことも含めて、今回やはりこういうチャンスもありますので、いずれやはり町も、お金、税金を使うわけですが、なるべく町の一般財源を、負荷をかけないようなやり方ができることが私は望ましいと思っています。

だから、後からつくることができますが、それは一般財源を大量に投じなければいけない。恐らくいろいろ補助金を探したんですが、その当時はなかなかなかったんです。ですからなかなか前に行かなかったということでもあります。そういったことでご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私は、反対の立場から発言させていただきます。

今回、私は、議案書ページ37の学童施設工事の案件に反対するものであり、他の項目につ

いては、異論なく賛成するものですが、一体となり提示されていますので反対するものです。

今回のコロナ感染症の影響は、少子高齢化、過疎化が進む大多喜町にとって非常に大きいものであり、この対処の仕方を誤ると、高齢者、子供たち、障害者などに深刻な影響を与え、また、観光業、農業、商業事業者が存続の危機に直面することになります。

今回、学童保育の工事費7,000万、これは優先されることがどうしても納得いきません。7,000万の費用をもし使うのであれば、観光業、農業、商業事業者の存続の危機に直面している地場産業の方々、弱者対策のために使うべきであると考えます。

特に、大多喜町の主要産業である農業、観光業、商店街の活性化はコロナの影響により、このコロナの影響が1年、2年、3年と続くと、危機的な状況になると考えております。商店の人に聞いても、いつやめようか、もしお客が来て自分がかかっても困るし、自分のところのお客さんが感染症にかかっても非常に困るという発言を強く聞いております。

特に、大多喜町は高齢化が進む中で重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方が大変多くいます。万一大多喜町で多くの感染症が発生したときには、取り返しがつきません。観光業はやはり商業事業者に、もう大変なダメージを与えるものと考えております。今は、優先すべきは、感染症対策にお金を使うことであると強く認識しております。

私は、学童保育の大切さを否定するものではございません。学童保育、今おっしゃったように、車、バスも見てきましたけれども、密接な状況にあり、大変厳しい状況というのは認識しております。しかしながら、今やるのは、やはり感染症対策、地場産業の育成、これに費用を使う。それが、多くの住民が求めているものだと思っております。

今は、高齢者の感染を防ぎ、コロナ前の経済状況に戻すことが大切であり、多くの町民はそれを望んでいると思います。

校舎建設については、一度立ち止まり、コロナの影響が終息してから、再度検討すべきであると思います。今やれば、町の負担が少なくて済むという安易な考え方ではなく、今、町にとっては何が必要なのか、何をすべきなのかということを、お金とは関係なく、真摯に受け止めてやることが大切であると思います。

最後に、私の意見に一人でも多くの方々が賛同していただけることをお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

現在のコロナ禍の中で優先すべきこと、経済対策に揺れた予算措置は根本議員の言うとおりにだと思います。ただし、そういうような状況であります、今回の学童のための施設も、非常に大事な事業であります。臨時交付金の対象となり、国の補助金を全額充当でき、本来の本町の将来の財政状況などを勘案すると、非常に有効的な、効果的な事業と判断します。

今日の教育長、それから教育課長の説明もありましたけれども、空き教室を使うというのは、将来を見ると、何て言うんだっけ、小さいクラス、少人数のクラスになるということから、必要になってくるという話もありました。

それから、学校の敷地内に、この施設があることは、防災上、管理上も非常に有利なことだと私は思います。これから、町民のためによりよいまちづくりに全力を注いでもらいたいと思います。

このようなことから、今回の補正予算には賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私は、今回の補正予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今までもいろんな話の中で、上瀑小の生徒の外の接触の具合とか、あるいは、移動時の密、これはかなり心配な面もあります。それから、いただける予算として、今年限りということ、自分たちの予定じゃなくて、相手から来る、国から来る条件なので、これは、来年がどうなるかということは、これは非常に未定なものがあります。

それから、町民の意見ということでございますが、父兄の意見、それから現場を預かる教師の立場のことを考えると、やはりこれも非常に重要な意見だと思います。

そういうことから含めまして、私は、この補正予算について賛成であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） マスクを取らせていただきます。6 番麻生剛です。

この問題は、私は反対の立場より討論させていただきます。

なぜ反対か。それは、私は、町民の方々の多数の方々のご意見を聞いて、その意見をしっかりと受け止めて発言しなくちゃいけない立場の最前線の立場にある議員だからであります。

先ほど来、根本議員のあの心からの叫びを聞くにつけ、より多くの議員の人たちが分かってほしい、分かりましたよ、あなただけじゃないんだ、私も同じ意見、7,000万の金が、国からの今年限りのあれという餌につられて、本質を失ってしまっている町執行部のその考え方、これを変えなくて誰が変えるんですか。議会がチェックしなくて、どこがチェックするんですか。私の尊敬する地方議員の先輩が言いました。一円たりともおかしい使い方をするようだったら、体を張ってでも反対しなさい。そして私が予科練を通して、この地域のために尽くしてくれた、昨日、傍聴に来た方が言いました。「俺たちを守った社会は、こんな社会にするために守ったのではない。私たちの誠の心が通用する社会をつくってほしい。」町民の皆さんが言っていますよ。何で、少子化で、過疎の町で、建物だけを建て、そしてある物を壊して、また建てようとする。こんな無駄はない。それよりももっと先を見ていただきたい。

感染予防ということであれば、医療、看護の問題をしっかりとやってほしい。そして先ほど来、景気対策の問題もありました。今、この地域の方々も冷えているんですよ。もう来年、果たして事業を継続できるかどうか分からない。執行部の皆さんも知っているでしょう。大多喜町のあの商店街で老舗と言われた店が、ここ数年ばたばたと閉めました。これは当然、廃業でありますから、倒産ではありません。しかし、廃業するに当たって、喜んで廃業する人がいますか。農業は駄目になり、そして、商店街も駄目になり、このことに対して、私たちはできることをやらなくてはいけないんです。

今回のコロナ対策、1年限りの補助金が、相手の懐を当てにしてやる事業ほど愚かなことではないことは、あの鳴り物入りでスタートした高速バスが破綻したことで、目が覚めたはずでしょう。再びバブルは起こらないんですよ。再び同じような好景気の高度成長は、我が国では起こりません。それは経済学をちょっとかじった人ならば、特に公共経済学を習った執行部の皆さんなら分かるはずだ。

だったら今やらなきゃいけないのは何か。町民への信頼であります。町民から託されたことを伝えることです。この予算、しっかりと財政の方がやったんでしょう。数値的にはしっかりしていますよ。しかし、そこに町民の生の声が伝わっていないとしたら、これは反対しなくてはならない。根本議員が言いました。分かってほしい。一人でも二人でも、この問題に対してノーを言える勇気のある同士を続いてほしいという彼の願いに、私は、喜んで続けていきます。この問題、反対です。

6番麻生剛の反対討論とさせていただきます。議員各位も一つよくよく考えて、賛成反対

をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかにいませんか。

3 番渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） 3 番渡辺善男です。

私は、今回の補正予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論された方の言われていること、私のところにも直接言われていることは、確かに一理はございます。ただ、午前中の一般質問でも言いました。大多喜町は、子育て世代を迎え入れるということになりますと、まちづくりというのは総合的にレベルアップしていかなとなかなか相手側の満足は得られないのではないかという思いがあります。

これがもし逆に一般財源での、先ほどから争点になっております37ページの7,000万の予算のことですけれども、これがもし一般財源であるならば、もっと私は悩んだかも分かりません。新型コロナウイルス感染対策、地方創生臨時交付金の要件に合っているということで、執行部の方もいろいろと協議した中でこういった案になっているかと思います。

確かに私も経済的な打撃を受けている人への支援とか、また、医療、看護、また、感染防止対策で本当にご苦労されている方々への配慮というものも十分必要なことだと思います。

ただ、今回はこの補正予算、たしか私の記憶ですと第3弾ぐらいになるかと思います。これまでも幾つかの施策も講じてきているわけです。また、追加も可能という答弁でした。それを総合的に判断しますと、この案については賛成するというところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(「議長、何対何」の声あり)

○議長(野村賢一君) 6対5かな。6対4。

静粛にしてください。議場ですから。

ここでしばらく休憩します。午後3時半から再開します。

(午後 3時16分)

○議長(野村賢一君) それでは、全員そろっていますので、会議を再開したいと思います。

(午後 3時27分)

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第63号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(宮原幸男君) 議案第63号の説明をさせていただきます。

議案つづり65ページをお開きください。

令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

この補正予算は、職員の人事異動に伴い、国民健康保険関係職員の人件費が不足するため、25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,098万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額25万4,000円は、職員人件費の増に伴う一般会計繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。次の72、73ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額25万4,000円は、職員の人事異動に伴う人件費の増額を見込み計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第64号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第64号の説明をさせていただきます。

令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,235万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、90ページ、91ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金15万円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増に伴う国の負担金の増額でございます。

項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業6,000円の増額補正は、地域包括支援センター職員手当増額に伴う国の法定負担金の増によるものでございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金321万7,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるものと、令和元年度の介護給付費交付金の精算に伴う支払基金交付金の追加交付によるものでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金15万円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の増によるもので、県の法定負担分の増額でございます。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金・包括的支援事業任意事業3,000円の増額補正は、地域包括支援センター職員の職員手当の増額によるもので、県の法定負担分の増額でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金336万2,000円の減額補正は、高額医療合算介護サービス費の増に伴い町法定負担分の増額によるものと、地域包括支援センター職員の職員手当の増に伴う町法定負担分の増額によるものでございます。人事異動による職員人件費の減に伴い一般会計からの繰入金の減額によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金46万3,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費等の増に伴うものでございます。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金452万3,000円の増額補正は、令和元年度分の負担金等の精算により、返還額確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。次ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費352万3,000円の減額補正は、職員の人事異動等に伴う人件費の減額によるものでございます。

款2 保険給付費、項5 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費125万6,000円の増額補正は、高額医療合算介護サービス費の支給実績及び見込み増に伴うものでございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業任意事業費、目2 包括的支援事業1万6,000円の増額補正は、包括支援センター職員の手当等の増によるものであります。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金452万3,000円の増額補正は、

令和元年度分の負担金等の精算に伴う国・県への返還金でございます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金287万8,000円の増額補正は、前年度分の負担金等の精算に伴い支払基金からの追加交付分を基金に積み立てるものであります。

以上で、令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第65号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第65号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

105ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の増減、県道小田代勝浦線道路改良工事に伴う配水管布設替工事の増額によるものが主な理由でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和２年度大多喜町水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和２年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。款１水道事業費用、項１営業費用ですが、84万7,000円を増額し、補正後の営業費用の総額を４億4,971万3,000円とするものです。

第３条、資本的収入及び支出。

収入。款１資本的収入、次のページをお願いします。項２企業債ですが、4,200万円を増額し、企業債の総額を８億9,200万円とするものです。

支出。款１資本的支出、項１建設改良費ですが、5,101万円を増額し、建設改良費の総額を９億4,104万8,000円とするものです。

第４条、企業債。予算第５条に定めた企業債の限度額の総額を８億5,000万円から８億9,200万円に変更するものです。

第５条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を6,920万9,000円から6,932万円に改めるものです。詳細につきましては、118ページからの水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明いたします。

118ページになりますが、支出ですけれども、目１原水及び浄水費、補正予算額25万6,000円の増額補正は、人事異動による人件費の増。目２配水及び給水費、補正予定額58万7,000円の増額補正は、人事異動による職員人件費の増。試薬等の備消耗品費購入による増。目３総係費、補正予定額4,000円の増額補正は、人事異動による職員人件費の増になります。

120ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入。目１企業債、補正予算額4,200万円の増額補正は、県道小田代勝浦線道路改良工事の財源として、企業債を借り入れるものです。

次に、支出ですが、目3配水施設費、補正予定額4,942万6,000円の増額は、人事異動による人件費の減、及び県道小田代勝浦線道路改良工事に伴う配水管布設替工事の増額になります。

目4固定資産取得費、補正予定額158万4,000円の増額補正は、水道情報管理システムの更新による増額です。

以上で、議案第65号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 次に、日程第13、議案第66号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 議案第66号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホ

ーム事業会計補正予算（第１号）についてご説明をさせていただきます。

123ページをお開きください。

この補正予算の提案理由は、職員の人事異動に伴う人件費の減額、会計年度任用職員の雇用状況における人件費の増額、新型コロナウイルス感染症対策に係るかかり増し経費の増額及び外国人技能実習生に係る人件費、及び夜勤対応経費等の増額によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。

第１条、令和２年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出でございます。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第１款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額107万5,000円の増額、計２億3,181万4,000円。

第２項営業外収益、補正予定額107万5,000円の増額、計2,194万4,000円でございます。

支出になります。

第１款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額334万7,000円の減額、計２億7,955万2,000円。

第１款営業費用、補正予定額334万7,000円の減額、計２億7,905万1,000円。

資本的収入及び支出でございます。

第３条、予算第４条本文括弧中「1,043万円」を「1,133万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第１款資本的収入、補正予定額90万1,000円の増額、計90万1,000円。

第１項繰入金、補正予定額90万1,000円の増額、計90万1,000円。

支出になります。

第１款資本的支出、補正予定額90万1,000円の増額、計1,133万1,000円。

第１項建設改良費、補正予定額90万1,000円の増額、計1,133万1,000円でございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。

第４条、予算第７条中「212,225千円」を「208,152千円」に改める。

続きまして、詳細につきましては、積算資料によりご説明いたしますので、138ページ、

139ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款第2項第4目その他営業外収益、補正予定額50万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策に係るかかり増し経費に対する県の補助金でございます。

第5目他会計繰入金、補正予定額57万4,000円の増額で、外国人技能実習生受入れ経費の増額に伴う町一般会計の繰入金となります。

収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額511万7,000円の減額で、計1億6,687万4,000円となります。

第2節給料321万円の減額、第3節手当139万円の減額、第4節法定福利費51万7,000円の減額、いずれも4月の人事異動に伴う減額補正となります。

第2目施設管理費、補正予定額17万3,000円の増額で、計2,053万1,000円となります。

第8節備消耗品費17万3,000円の増額で、事務室内の感染防止用品購入及び入所者家族の方が面会が可能になった際に利用する面会時の感染防止用品の備品購入費となります。

第4目施設介護事業費、補正予定額102万3,000円の増額で、計6,220万7,000円となります。

第1節報酬125万7,000円の減、第2節給料64万8,000円の増、第3節手当110万円の増、第4節法定福利費20万4,000円の増、いずれも会計年度任用職員の雇用において、パートタイム、フルタイムの勤務者の雇用状況における増減、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当の増によるものでございます。

第8節備消耗品費32万8,000円の増、こちらは、新型コロナウイルス感染対策消耗品として買い増しを行いますフェイスシールド、サージカルガウン、手指消毒用アルコールの購入費となります。

第7目外国人技能実習生受入れ事業費、補正予定額57万4,000円の増額で、計999万7,000円となります。

第1節報酬41万6,000円の増、第4節手当6万7,000円の増、第8節備消耗品費1万4,000円の増、第10節手数料3万1,000円の増、第14節委託料3,000円の増、第21節工事請負費4万3,000円の増、こちらは、外国人技能実習生の勤務日数の増に伴う報酬及び手当の増、居室の照明改修等の経費等となります。

続きまして、140ページ、141ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入になります。

第1款第1項第1目他会計繰入金、補正予定額16万1,000円の増額で、16万1,000円となり

ます。

第1節一般会計繰入金16万1,000円の増で、外国人技能実習生受入れ経費となります。

第2目補助金、補正予算額74万円の増額で、計74万円となります。

第2節県補助金74万円の増で、新型コロナウイルス感染症対策として購入する備品購入経費に対する県の補助金となります。

続きまして、資本的収入及び支出の支出になりますが、第1款第1項第1目施設整備費、補正予算額90万1,000円の増額で、計1,133万1,000円となります。

第1節工事請負費16万1,000円の増、内容は、外国人の技能実習生に夜勤を行ってもらうための居室用遮光カーテンの設置工事費用となります。

第3節備品購入費74万円の増、内容は、現在、特別養護老人ホームは、入所者様のご家族が入所者様と面会ができておりませんので、その方々に対しまして、オンライン面会用のタブレットの端末2台及び館内のネットワーク機器の購入・整備費用となります。

125ページから137ページまでの給与費明細書等につきましては、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） コロナ禍において、事業を実施していただいているということで、ご苦労も多いかと思います。ありがたく思っております。

その中で先ほど、外国人技能実習生の夜勤対応が行われるということで、予算のほうも増額になるということのお話がありました。現在その技能実習生の状況というのは、どのような形になってきているのか。それから、夜勤対応をするということでございますけれども、いつからそれを行い、配置としては、1人で行うのか、先輩が就かれるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 外国人技能実習生3名の状況でございますが、7月22日に、外国人技能実習生の初級検定合格、3名ともいたしまして、今後継続して2年間、

診療というか、研修ができることとなっております。また、技能実習生3名につきましては、来月、10月から、当初はベテランの介護士がずっと就くような形で、2回ほどやった上で独り立ちをしていただくような形になると思います。当面は月1回から2回やっていただいた上で、将来的には月2回から3回、夜勤のほうを行っていただければというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。また、順調に成長していただいているという状況であるのかなと思い、安心いたしております。よろしくお願いいたします。
すみません、もう1点伺いさせていただきます。

141ページ、備品購入費で、コロナの面会用のオンラインタブレットの購入費ということで計上されておりますけれども、これの具体的にもう少しどのような形でお使いいただくことを検討していただいているのか、伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） オンライン面会でございますけれども、2通り考えてございまして、入所者さんのご家族が、在宅において対応できるような形と、またご高齢の家族なんかの方におきましては、施設の玄関先において、いらっしゃっていただいた上で、2階の介護センターと、1階の受付入り口のところでのオンライン面会の2パターンを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 勉強不足ですみません。今の収容人数と、正規の職員の数と、外国人3名の国の名前と分かりましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 現在の特別養護老人ホームの入所者さんの人数でございますけれども、昨日1名入って50人です、今日現在。

職員の数でございますけれども、正職員が24名です。

外国人技能実習生が3名、会計年度任用職員が18名です。

○5番（吉野僖一君） 外国人の国は分かりますか。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） インドネシアです。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 3時57分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和2年9月4日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

2番	志 関 武良夫 君	3番	渡 辺 善 男 君
4番	根 本 年 生 君	5番	吉 野 僖 一 君
6番	麻 生 剛 君	7番	渡 邊 泰 宣 君
8番	麻 生 勇 君	9番	吉 野 一 男 君
10番	末 吉 昭 男 君	11番	山 田 久 子 君
12番	野 村 賢 一 君		

欠席議員（1名）

1番 野 中 眞 弓 君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	古 茶 義 明 君
企 画 課 長	市 原 芳 則 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	宮 原 幸 男 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
商工観光課長	西 川 栄 一 君	環境水道課長	和 泉 陽 一 君
特別養護老人ホーム所長	木 島 丈 佳 君	会 計 室 長	多 賀 由紀夫 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生涯学習課長	米 本 敏 克 君
代表監査委員	滝 口 延 康 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 麻 生 克 美 書 記 市 原 和 男

議事日程（第3号）

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 67 号 | 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 2 | 議案第 68 号 | 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 3 | 議案第 69 号 | 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 4 | 議案第 70 号 | 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 5 | 議案第 71 号 | 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 6 | 議案第 72 号 | 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 7 | 議案第 73 号 | 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 8 | 報告第 11 号 | 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 12 号 | 令和元年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について |
| 日程第 10 | 報告第 13 号 | 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について |

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

2日と昨日の会議に引き続き、ご苦労さまでございます。

また、滝口監査委員にはご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

本日、1番野中眞弓議員から、体調不良のため欠席する旨の通告がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第3号）により進めてまいります。よろしくお願いします。

◎議案第67号～議案第73号、報告第11号～報告第13号の一括上 程、説明

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について及び日程第8、報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから日程第10、報告第13号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては、日程にお示ししたとおり、本日は各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。なお、説明については着座にて説明することを許します。

最初に、議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、財政課及び会計室から説明をさせていただきます。

初めに、財政課から、令和元年度主要施策の成果説明書を説明させていただきますので、主要施策の成果説明書の2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず、左側の歳入状況でございますが、前年度より増額となった主なものとして、9 地方特例交付金、対前年度2,743万9,000円の増、こちらは、保育料の無償化による子ども・子育て支援臨時交付金によるものが主なものでございます。

次に、10地方交付税、対前年度5,802万5,000円の増、これは普通交付税では、交付税算定の基準財政需要額の算定項目の一つである社会福祉費の単位費用が増えたこと、基準財政収入額で自動車取得税交付金の減が主な要因でございます。特別交付税では、昨年度は、多発した台風被害などの災害復旧費に対する措置によるものがあつたため、大きく増額となっております。

次に、14国庫支出金、対前年度4,399万1,000円の増、こちらは小中学校の空調設備と災害復旧に係るものが増額の主な要因でございます。

16財産収入、対前年度2,461万6,000円の増、この増額は、船子地先の分譲地の売払い収入が増えたことによるものでございます。

次に、減額した主なものとして、12分担金及び負担金、対前年度1,663万円の減、こちらは保育料の無償化による保育負担金の減が主な要因でございます。15県支出金、対前年度2,595万1,000円の減、こちらは地籍調査事業を翌年度へ繰り越したことによる負担金の減が主なものでございます。18繰入金、対前年度2億2,599万7,000円の減、こちらは平成30年度には、横山宮原住宅建設のための基金繰入金があつたためのものでございます。

合計で歳入の決算額53億4,586万3,000円、対前年度8,859万6,000円、対前年度比1.6パーセントの減でございます。

次に、歳出の状況でございますが、性質別歳出の比較で、前年度より増額となった主なものとして、2扶助費、対前年度1,700万7,000円の増、こちらは介護サービス利用者の増による介護給付費、対象者が増えたことによる自立支援医療給付費などが主な増要因でございます。

7 繰出金、対前年度993万1,000円の増、こちらは特別養護老人ホームへの外国人技能実習

生受入れによる繰出金の増が主な要因でございます。

10普通建設事業費、補助事業で、対前年度1億618万円の増、これは小中学校の空調の設置、観光施設の改修などが主な要因でございます。

11災害復旧事業費、対前年度1億2,356万6,000円の増、昨年の台風による災害復旧により大きく増額となりました。

減額しているものとしては、4物件費対前年度7,999万5,000円の減、こちらは地籍調査業務を繰り越したことが主な要因でございます。

6補助費等、対前年度2,302万円の減、こちらはふるさと納税返礼品の減が主な要因となっております。

10普通建設事業費、単独事業で、対前年度1億9,824万5,000円の減、こちらは平成30年度に実施した横山宮原住宅の建設があったためでございます。

合計で、歳出の決算額50億7,951万7,000円、対前年度6,626万9,000円、対前年度比1.3パーセントの減でございます。

令和元年度は、多額の災害関連の予算措置があったにもかかわらず、歳入歳出決算額は前年度より減となっておりますが、その要因としましては、30年度には住宅建設があってその減と、あと災害対応で翌年度への繰越しが30年度に比べ約2.2倍と多くなったためのものでございます。

次の3ページをご覧ください。

この表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、比率の推移は前年度との比較のために5年度分の比率を記載してございます。表に記載のとおり、町の財政健全化判断比率はいずれも基準の範囲内でございます。各比率については、別途令和元年度決算に基づく健全化判断比率としてご報告をさせていただきます。

次の4ページ以降については、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複しますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、決算書の説明については、地方自治法の規定により会計管理者が調製しましたので、会計室長より説明をいたします。

財政課からは以上です。

○議長（野村賢一君） 会計室長。

○会計室長（多賀由紀夫君） それでは、着座にて説明をさせていただきますので、よろしく

お願いします。

初めに、決算書について説明させていただきますけれども、財産に関する調書について説明させていただきますので、決算書268、269ページをお願いいたします。

財産に関する調書については、決算年度中に増減のあった主なものについて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項公有財産、1号土地及び建物、表の区分欄のその他の施設で、土地の欄の決算年度中増減高マイナス2,231平米につきましては、船子分譲地を消防施設用地にしたことによる増と、旧田代分校等の行政財産用途廃止に伴う減によるものでございます。

また、その下のその他862平米につきましては、船子宅地分譲地の売渡しによる減と、旧田代分校の行政財産用途廃止等に伴う増によるものでございます。

次に建物の欄、木造の決算年度中増減高で、学校のマイナス724平米でございますが、西中学校の柔剣道場及び技術室、部室倉庫の取壊しによる減でございます。

また、その下のその他の施設、マイナス364平米でございますが、旧田代分校の行政財産用途廃止に伴う減と、養老溪谷やまびこ農産加工施設の増によるものでございます。

下の表の2号山林の面積については、増減はございません。

右側の立木の推定蓄積量については、所有林で決算年度中増減高840立方メートル、分収林で9立方メートルの増となります。

次に、270ページをお願いします。

3号無体財産権、4号有価証券、5号出資による権利については、決算年度中の増減はございません。

2項物品につきましては、記載のとおり増減でございます。

次に、273ページから、3項基金につきましては、会計別に記載しております。

まず、第1号一般会計について、予算額に基づき増減しておりますが、主なものとしては、表上段の一般会計財政調整基金につきましては、一般会計繰入れのため1億7,550万5,000円の取崩しを行いました。

また、表下から6行目の森林環境譲与税基金は、新たに204万7,000円の積立てを行いました。

一般会計24基金の合計は3,696万2,000円の減で、決算年度末現在高は25億8,758万1,000円となります。

資料274ページの2号鉄道経営対策基金事業特別会計から3号国民健康保険特別会計、4

号介護保険特別会計の基金は、記載のと通りの増となります。

以上28基金の合計では、98万1,000円の増で、決算年度末現在高は32億1,608万7,000円となります。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、事項別明細書にて説明させていただきますので、決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と、右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明をさせていただきますので、お願いいたします。

初めに、款1町税でございますが、対前年度1,231万7,000円の減、収入済額11億6,086万1,329円、不納欠損額につきましては、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で971万7,692円、収入未済額につきましては6,787万3,951円でございます。

次に、款2地方譲与税は対前年度320万2,000円増の収入未済額6,416万4,000円でございます。

次に、20、21ページをお願いします。

款3利子割交付金は、対前年度55万6,000円減の収入済額60万4,000円。

款4配当割交付金は、対前年度40万4,000円増の収入済額419万7,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金は、対前年度71万9,000円減の収入済額274万7,000円。

款6地方消費税交付金は、対前年度533万円減の収入済額1億8,921万8,000円。

款7ゴルフ場利用税交付金は、対前年度801万円減の収入済額9,474万7,926円。

款8自動車取得税交付金は、対前年度928万6,000円減の収入済額1,269万8,291円。

款9地方特例交付金は、対前年度2,743万9,000円増の収入済額3,092万9,000円でございます。

次の22、23ページをお願いします。

款10地方交付税につきましては、対前年度5,802万5,000円増の収入済額16億9,457万円。

款11交通安全対策特別交付金は、対前年度4万5,000円減の収入済額156万5,000円。

款12分担金及び負担金は、対前年度1,663万円減の収入済額7,477万1,296円、収入未済額は学校給食費負担金等の195万8,104円でございます。

次の24、25ページをお願いします。

款13使用料及び手数料は、対前年度870万7,000円減の収入済額8,935万9,857円、収入未済額は、住宅使用料等の124万9,540円でございます。

次に、28、29ページをお願いします。

款14国庫支出金は、各種事業における国の負担金及び補助金で、対前年度4,399万1,000円増の収入済額 3 億2,056万1,606円でございます。

次に、32、33ページをお願いします。

款15県支出金は、各事業における県の負担金及び補助金で、対前年度2,595万1,000円減の収入済額 3 億3,888万2,167円でございます。

次に、42、43ページをお願いします。

款16財産収入は、町有財産及び光ファイバーケーブル貸付収入、城見ヶ丘団地及び船子分譲地売払い収入等で、対前年度2,461万6,000円増の収入済額6,691万2,935円。

款17寄附金は、対前年度3,907万5,000円減の収入済額 1 億2,941万6,740円。指定寄附金はふるさと納税が 1 億2,916万6,000円、一般寄附金は25万740円でございます。

款18繰入金は、対前年度 2 億2,599万7,000円減の収入済額 3 億3,383万7,116円の基金からの繰入金でございます。

次に、46、47ページをお願いします。

款19繰越金は、前年度繰越金及び繰越明許分等で、対前年度8,735万6,000円増の収入済額 2 億8,867万2,811円でございます。

款20諸収入は、対前年度558万5,000円増の収入済額7,373万7,713円で、収入未済額16万7,116円でございます。

次に、50、51ページをお願いします。

下段になりますけれども、款21町債は、対前年度970万円増の収入済額 3 億6,970万円でございます。

次の52、53ページをお願いします。

款22環境性能割交付金の収入済額は370万9,000円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額55億2,723万3,600円、調定額54億2,683万1,875円、収入済額53億4,586万2,787円、不納欠損額971万7,692円、収入未済額7,125万1,396円となります。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきますので、54、55ページをお願いします。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、款 1 議会費、項 1 議会費の支出済額は7,636万8,011円で、町議会議員と事務局職員の人件費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でご

います。

款 2 総務費の支出額は11億4,166万1,460円、項 1 総務管理費につきましては10億116万9,095円でございます。主なものは特別職及び職員の人件費、57ページをお願いします。中段の一般事務費では、行政連絡員報酬、委託料では宿直業務委託料等でございます。

次に、61ページをお願いします。

中段の広報おおたき発行事業は、広報おおたき発行に伴う経費等でございます。

次、63ページをお願いします。

中段の公有財産管理事業では、主に町所有建物及び公用車の保険料、各種保守委託料でございます。

65ページをお願いします。

上段にあります公共施設整備基金積立金等でございます。庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費等でございます。

下段になりますけれども、町有林管理経費、また庁舎管理基金積立金でございます。

企画事務費では、総合開発審議会委員報酬、67ページをお願いします。中段になりますけれども、負担金補助及び交付金では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金ほか、各団体への負担金や補助金でございます。また、定住化対策事業では、空き家改修事業補助金、次、69ページをお願いします。上段の定住化基金積立金等でございます。その下の地域おこし協力隊事業では、報酬、住居借上料、また研修会等への参加負担費等でございます。

次に、71ページをお願いします。

地域公共交通対策事業では、デマンド型地域交通運行業務委託料、また負担金補助及び交付金では、地方バス路線維持助成金、いすみ鉄道の下部を補助する基盤維持費補助金、いすみ鉄道経営支援補助金等でございます。

公共交通政策事業は、73ページをお願いします。品川行き高速バス運行補助金等でございます。ふるさと納税事業は、ふるさと納税返礼品代及びふるさと基金への積立金でございます。

75ページをお願いします。

下段になりますが、合併65周年記念事業では、記念式典の開催に伴う経費及び記念誌作成委託料等でございます。

77ページをお願いします。

中段になりますが、外国人技能実習生受入れ事業の経費として、特別養護老人ホーム特別

会計への繰出金でございます。

次に、78、79ページをお願いします。

項2 徴税費の支出済額は8,755万4,097円でございます。主なものは、職員の人件費、負担金補助及び交付金で、関係団体への負担金や補助金、賦課事務費では、固定資産評価替えに関わる不動産鑑定委託料。

81ページをお願いします。

徴収事務費では、徴収基幹系システム処理委託料、地図情報データ修正委託料等でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,525万1,385円でございます。主なものは、職員の人件費、出張所の臨時職員賃金、戸籍システムの借上げ料、住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理経費等でございます。

次に、82、83ページをお願いします。

項4 選挙費の支出済額は929万7,869円でございます。主なものは、選挙管理委員会事務費、千葉県議会議員選挙費、85ページをお願いします。中段の参議院議員選挙の経費でございます。

項5 統計調査費の支出済額は808万9,310円でございます。主なものは、職員の人件費、次に、87ページをお願いします。中段になりますが、農林業センサスほか各種統計調査費の調査の経費等でございます。

次に、88、89ページをお願いします。

款6 監査委員費の支出済額は29万9,700円で、監査委員の報酬でございます。

款3 民生費の支出済額は12億7,176万2,376円。項1 社会福祉費の支出済額は8億7,673万4,444円でございます。主なものは、職員の人件費及び事務費、社会福祉関係団体助成事業では、関係団体への負担金や補助金でございます。

91ページをお願いします。

障害福祉事業では、扶助費としての介護給付費、民生委員活動事業では、民生委員活動費としての報償費等でございます。

93ページをお願いします。

国民健康保険特別会計への繰出金、プレミアム付商品券事業、国民年金事務に係る事務経費、高齢者在宅支援事業では、次の95ページをお願いします。上段の外出支援サービス委託料等でございます。

次に、97ページをお願いします。

介護保険特別会計への繰出金や、下段になりますけれども、後期高齢者医療広域連合への負担金、次に、99ページをお願いします。上段の後期高齢者医療特別会計への繰出金等でございます。

次に、項2 児童福祉費の支出済額は3億9,502万7,932円でございます。主なものは、職員の人件費、子ども医療対策事業及び児童手当支給事業で支給される扶助費でございます。

101ページをお願いします。

保育園管理事業では、両保育園の臨時保育士、臨時調理員賃金、給食用賄い材料費、園児の送迎バス委託料、工事請負費の施設改修工事は、みつば保育園の廊下の改修工事等でございます。

次に、103ページをお願いします。

児童クラブ運営事業の経費、地域子育て支援センター運営事業の経費等でございます。

次に、104、105ページをお願いします。

款4 衛生費の支出済額は4億7,494万6,513円、項1 保健衛生費の支出済額は、2億2,484万3,225円でございます。主なものは、職員の人件費、国保国吉病院への負担金、各種健康診査、予防接種及び健康増進に係る経費等でございます。

109ページをお願いします。

上段の負担金補助及び交付金は、夷隅環境衛生組合の負担金、また、下段の面白峡発電所管理運営経費でございます。

111ページをお願いします。

上段にあります環境基金への積立金、それから妊娠出産包括支援事業の経費、斎場無相苑施設の維持管理経費等でございます。

次に、112、113ページをお願いします。

項2 清掃費の支出済額は1億8,010万3,288円でございます。主なものは、職員の人件費、臨時職員の賃金、115ページをお願いします。環境センター運営事業では、ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、PCB廃棄物処理業務委託料、負担金補助及び交付金では、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金等でございます。

項3 上水道費の支出済額は7,000万円で、水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5 農林水産業費の支出済額は1億8,689万976円で、翌年度繰越額は3,612万5,000円でご

ざいます。

次の116、117ページをお願いします。

項1 農業費の支出済額は1億3,232万2,048円でございます。職員の人件費、農業委員会運営事業として、農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬、農業総務事務費は、農家組合長報酬等の経費でございます。

119ページをお願いします。

農業振興事業では、農業、畜産業、各種団体の負担金や補助金、鉦毒ダム対策事業は、平沢ダムの維持管理等の経費、121ページをお願いします。基幹農道整備事業では、調査設計業務委託料として、農道橋定期点検及び農道保全対策計画の策定、土地改良関係団体事業では、工事請負費としてため池整備補修工事、また関係団体への負担金補助金等でございます。

123ページをお願いします。

上段の多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金事業、また基幹集落センター、味の研修館、農村コミュニティーセンター、各施設の維持管理経費等でございます。

次に、124、125ページをお願いします。

項2 林業費の支出済額は5,456万8,928円でございます。職員の人件費、有害鳥獣駆除対策事業では、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、127ページをお願いします。有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金等でございます。

また、中段の森林環境譲与税事業は、間伐促進地域活性化事業補助金や基金への積立金等でございます。

款6 商工費と項1 商工費の支出済額は同額の1億2,858万6,160円で、翌年度繰越額は440万円でございます。主なものは、129ページをお願いします。職員の人件費、商業振興事業では、町商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給等でございます。

131ページをお願いします。

観光施設管理事業では、公衆トイレ、公園及び観光センターの維持管理経費等でございます。

133ページをお願いします。

中段の負担金補助及び交付金は、お城まつり実行委員会や町観光協会等への関係団体への負担金や補助金でございます。

135ページをお願いします。

中段の観光まちづくり推進事業の工事請負費は、釜屋の施設改修工事、それから負担金補

助及び交付金は、観光まちづくり会社への補助金でございます。観光施設管理運営事業では、委託料として、面白峡遊歩道設計業務委託、工事請負費の中瀬遊歩道飛び石設置工事でございます。

款 7 土木費の支出済額は 3 億 6,507 万 3,562 円で、翌年度繰越額は、通次繰越 270 万 6,000 円、繰越明許費 8,164 万 6,000 円、項 1 土木管理費の支出済額は 1 億 1,241 万 3,804 円でございます。主なものは、職員の人件費、臨時職員賃金、137 ページをお願いします。中段の負担金補助及び交付金は、土木関係団体への負担金や補助金でございます。

139 ページをお願いします。

中段の国道調査事業では、臨時職員賃金及び地籍調査等委託料、道の駅維持管理事業では、道の駅の維持管理経費等でございます。

次に、140、141 ページをお願いします。

項 2 道路橋梁費の支出済額は 1 億 9,834 万 6,557 円でございます。主なものは、町道補修員及び臨時作業員賃金、除雪作業委託、道路補修用材料費、舗装整備工事でございます。道路改良事業では、次の 143 ページをお願いします。上段の工事請負費は、増田小土呂線の舗装整備工事、大中西線の道路改良工事でございます。交通安全対策事業では、町道中野大多喜線の区画線工事、橋梁長寿命化事業では、橋梁調査設計業務委託、橋梁補修工事でございます。

項 4 住宅費の支出済額は 5,357 万 7,201 円で、町営住宅管理事業は、145 ページをお願いします。町営住宅 9 団地の維持管理経費及び定住化基金、公営住宅管理基金、ふるさと基金への積立金等でございます。被災住宅修繕支援事業では、今年の台風で被害を受けた住宅の被災住宅修繕補助金、また宅地造成事業では、城見ヶ丘団地の定住化補助金、定住化対策住宅助成事業では、住宅取得奨励及び住宅リフォーム補助金等でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費の支出済額は、同額の 3 億 212 万 813 円、次の 147 ページをお願いします。上段の常備消防負担事業では、夷隅郡市広域常備消防負担金、消防団運営事業では、町消防団員の報酬、各分団における消防車の維持費用、消防関係の負担金補助金、交付金等でございます。

消防用施設整備事業では、次の 149 ページをお願いします。上段の消防機械器具置場改修改築工事補助金は、今年の台風で被害を受けた改修費用の補助金、消防機械器具整備事業では、消防車両の備品購入費、下段になりますが、久保排水機場及び葛藤・八声水門管理委託料でございます。

151ページをお願いします。

上段の防災無線維持管理経費では、防災無線の維持管理経費及び防災行政無線施設保守委託料等でございます。

款 9 教育費の支出済額は 5 億 4,228 万 9,395 円で、翌年度繰越額は 2,347 万円。項 1 教育総務費の支出済額は 7,089 万 1,134 円でございます。主なものは、教育委員の報酬、教育長及び職員の人件費、次の 153 ページをお願いします。中段の負担金補助及び交付金は、教育関係団体の負担金等でございます。

次に、154、155 ページをお願いします。

項 2 小学校費の支出済額は 1 億 813 万 5,228 円で、小学校管理事務事業では、町内 2 小学校の学校医報酬、児童送迎バス委託料等でございます。

小学校施設管理事業では、施設の保守点検等の業務委託、パソコン使用料、次の 157 ページをお願いします。中段の小学校施設管理事業では、小学校への空調設備工事でございます。

教育振興事業では、教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学補助金等でございます。

159 ページをお願いします。

小学校教育振興事業では、英語教室業務委託、学校給食費補助金等でございます。

項 3 中学校費の支出済額は 1 億 1,615 万 9,797 円、中学校管理事務事業では、学校医報酬、生徒送迎業務委託料及び送迎バス委託料等でございます。

中学校施設管理事業では、施設の保守点検の業務委託、161 ページをお願いします。上段のパソコン借上げ料、工事請負費の撤去移転工事は、西中学校老朽施設解体撤去工事、また下段の中学校施設管理事業の空調設備工事は、大中の空調設備工事等でございます。

163 ページをお願いします。

上段の教材備品等の購入費、クラブ活動や各種団体等への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒の通学補助金等でございます。また、中学校教育振興事業では、外国語指導助手委託料、学校給食費補助金等でございます。

項 4 社会教育費の支出済額は 1 億 442 万 2,951 円でございます。主なものは、職員の人件費、生涯学習事業では、165 ページをお願いします。社会教育関係団体への負担金や補助金、日墨友好記念碑作製業務委託でございます。

公民館管理運営事業では、職員の人件費、167 ページをお願いします。中段の工事請負費は、公民館屋根改修工事及び設備改修工事でございます。

図書館管理運営事業では、169ページをお願いします。上段の工事請負費では、図書館改修工事、図書館天賞文庫の図書の購入等でございます。

項5保健体育費の支出済額は1億4,268万285円でございます。主なものは、職員の人件費、171ページをお願いします。上段のスポーツ推進委員の報酬、体育関係団体への負担金補助金等でございます。

海洋センター管理運営事業では、173ページをお願いします。上段のプール監視業務委託料等でございます。

海洋センター屋外施設管理運営事業では、海洋センター野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費等でございます。

175ページをお願いします。

学校給食センター管理運営事業では、臨時調理員賃金、給食用賄い材料費、給食配送委託料、給食センター設備改修工事等でございます。

款10災害復旧費の支出済額は1億4,189万4,974円、項1公共土木施設災害復旧費の支出済額は1億909万6,174円で、道路橋梁災害復旧工事等でございます。

176、177ページをお願いします。

項2農林水産施設災害復旧費の支出済額は3,279万8,800円で、農地及び農業施設の災害復旧工事等でございます。

款11公債費の支出済額は4億4,792万2,525円、借入れした起債分の元金及び利子でございます。

次に、178、179ページをお願いします。

款12予備費の当初予算額は500万円で、予備費を充当した額は205万円でございます。

以上、歳出合計の支出済額は50億7,951万6,765円、翌年度繰越額の継続費通次繰越費は270万6,000円、繰越明許費は2億2,274万8,000円、不用額は2億2,226万2,835円でございます。

次に、180ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、この表は、会計年度の実質的な収入、支出の額を示したものでございます。単位は千円でございます。

初めに、1項歳入総額53億4,586万3,000円、2項歳出総額50億7,951万7,000円、3項歳入歳出差引額2億6,634万6,000円、4項翌年度へ繰り越すべき財源は、1号継続費通次繰越額270万6,000円、2号繰越明許費繰越額5,363万9,000円。計といたしまして、5,634万5,000円。

5 項実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた 2 億1,000 万1,000 円でございます。

以上で、令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 次に、議案第68号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 着座にて説明させていただきます。

議案第68号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

この特別会計につきましては、千葉県及び合併前の夷隅郡市 1 市 5 町からの拠出金や負担金等を基に設けられました基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明いたします。

決算書の188ページ、189ページをお開きください。

歳入。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 基金利子の収入済額は18万円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子となります。

歳入合計額は18万円でございます。

次のページをお開きください。

歳出。

款 1 鉄道経営対策事業費、項 1 鉄道経営対策事業費、目 1 事業費、節25積立金18万円は、鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものです。

歳出合計額は18万円でございます。積立て及び補助金支出後の基金残高は 4 億1,902 万3,641 円となります。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行はゼロ円となっております。

以上で、鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時5分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

（午前10時51分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（野村賢一君） 次に、議案第69号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第69号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算の説明前に、令和元年度末国民健康保険の加入者等の状況でございますけれども、被保険者数は前年度と比較し64人減の2,527人、世帯数は17世帯減の1,571世帯、被保険者数の年齢構成を見ますと、65歳以上75歳未満の割合が加入者全体の約50パーセント、60歳以上では約62パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでおる状況でございます。

決算収支につきましては、前年度と比較し、歳入は1.23パーセント、歳出は1.66パーセント、それぞれ減少しております。また、保険者が負担している医療費は、前年度と比較し、約3,770万円増加しております。

それでは、決算につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、決算書202、203ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。説明につきましては、款2一部負担金以降につきましては、科目及び収入済額を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

款1国民健康保険税、予算現額計2億2,926万6,000円、右のページになりますが、調定額2億9,660万762円、収入済額2億3,174万8,444円、不納欠損額707万7,800円、収入未済額5,777万4,518円で、収納率は、現年度分93.46パーセント、滞納繰越分21.4パーセント、合計78.13パーセントでございます。

次に、不納欠損は91件で、内訳として、生活困窮が56件、生活保護が19件、居住不明等によるものが16件でございます。

次に、国民健康保険税の内訳でございますが、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、調定額 2 億 9,598 万 8,796 円、収入済額 2 億 3,116 万 5,043 円、不納欠損額 707 万 1,300 円、収入未済額 5,775 万 2,453 円でございます。

次に、目 2 退職被保険者等国民健康保険税は調定額 61 万 1,966 円、収入済額 58 万 3,401 円、不納欠損額 6,500 円、収入未済額 2 万 2,065 円でございます。

次の款 2 項 1 目 1 一部負担金につきましては、収入はありませんでした。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料は収入済額 10 万 3,800 円でございます。

次に、款 4 県支出金、項 1 県補助金ですが、次のページ、204、205 ページをお願いいたします。

目 1 保険給付費等交付金は 9 億 8,104 万 7,334 円で、内訳は、節 1 普通交付金は出産育児一時金及び葬祭費を除く保険給付費分の普通交付金でございます。節 2 特別交付金は、医療費適正化、収納率向上対策、保健事業等の特別交付金でございます。

次に、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は 9,294 万 8,017 円で、内訳は、節 1 保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分は県及び町からの繰入金となりますが、負担率は県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 でございます。節 2 保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、国・県及び町からの繰入金となりますが、負担率は、国が 2 分の 1、県、町がそれぞれ 4 分の 1 でございます。節 3 職員給与費等繰入金は、人件費及び事務費に対する繰入金でございます。節 4 助産費等繰入金は、出産育児一時金の 3 分の 2 相当の繰入金でございます。節 3 財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び国保税の負担の平準化に対する繰入れでございます。節 6 特定健康診査等事業費繰入金は、特定健康診査の追加健診項目に対する法定外繰入金でございます。

款 6 項 1 繰越金 1 億 628 万 6,551 円は、前年度からの繰越金でございます。

款 7 諸収入は 81 万 6,181 円で、内訳は、項 1 延滞金及び過料が 47 万 728 円、項 2 雑入が 34 万 5,453 円でございます。

目 2 一般被保険者第三者保険納付金は、第三者行為による国保連合会からの繰入金でございます。

次のページ、206、207 ページをお願いいたします。

目 8 雑入、節 1 特定健康診査徴収金 30 万 1,500 円は、40 歳以上 70 歳未満の受診者 1 人当たり 500 円の徴収金となります。

款 9 国庫支出金、項 1 国庫補助金は13万2,000円で、内訳としまして、目 1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金として 1 万8,000円、目 2 社会保障税番号制度システム整備費補助金として11万4,000円でございます。

歳入合計、予算額13億3,982万3,000円、調定額14億7,793万4,645円、収入済額14億1,308万2,327円、不納欠損額707万7,800円、収入未済額5,777万4,518円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、208、209ページをお願いいたします。

科目及び支出済額のみを読み上げさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、右のページになりますが、支出済額 2,762万6,653円は、備考欄記載のとおり、職員 3 名分の人件費、それから事務費並びに県国保連合会への負担金等でございます。

国民健康保険事業費の主な支出は、13節の委託料として、基幹系システム大量一括処理委託料、それからレセプト電子処理委託料、パソコン用ソフト保守委託料でございます。14節の使用料及び賃借料では、パソコンソフト使用料等がございます。

項 2 目 1 運営協議会費 5 万2,500円は、国民健康保険運営協議会 2 回分の委員報酬となります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 8 億3,134万2,475円は、前年度と比較いたしまして4.8パーセント、3,773万1,257円増加しております。内訳は、目 1 一般被保険者療養給付費 8 億2,197万1,905円で、一般分の医療費となります。

次のページ、210、211ページをお願いいたします。

目 2 退職被保険者等療養給付費153万1,102円は、厚生年金、共済年金などの受給者で、65歳未満の方の医療費でございます。

目 3 一般被保険者療養費643万7,478円は、補装具等の医療費で償還払い分でございます。

目 4 退職被保険者等療養費は支出がありません。

目 5 審査及び支払手数料140万1,990円は、レセプトの審査委託料でございます。

項 2 高額療養費は 1 億3,291万342円で、前年度と比較すると 8 万3,189円の減となっております。内訳といたしまして、目 1 一般被保険者高額療養費 1 億3,269万5,344円、目 2 退職被保険者等高額療養費21万4,998円でございます。

目 3 一般被保険者高額介護合算療養費及び、次のページをお願いいたします。目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費は支出がありませんでした。

次に、項 3 移送費につきましても昨年度は支出がありませんでした。

次に、項４目１出産育児一時金は81万9,565円で、１件当たり42万円を限度として支給するもので、支給件数は２件でございました。

目２審査支払手数料は、出産育児一時金の審査支払手数料となります。

項５目１葬祭費105万円は、１件当たり５万円を支給するもので、支給件数は21件でございます。

款３国民健康保険事業納付金、項１医療給付費分は１億6,089万3,203円。

次のページをお願いいたします。

項２後期高齢者支援金等分が7,331万9,027円。

項３介護納付金分2,212万1,221円の納付金については、保険料収納必要額を納付するもので、県から示される額でございます。

款４項１目１同事業拠出金170円は、退職被保険者事務費拠出金となります。

款５項１目１保健事業費、次のページ、216、217ページをお願いいたします。436万2,075円は、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり支援事業で、主な支出は、19節負担金補助及び交付金の人間ドック経費補助金、受診者96名分383万984円が主な支出でございます。

項２目１特定健康診査等事業費1,574万7,169円は、備考欄記載のとおり、13節委託料、特定健康診査委託料1,065万1,366円及び特定保健指導委託料137万5,176円が主な支出でございます。なお特定健康診査の受診者数は887名、受診率は41.4パーセントでございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金227万4,300円で、内訳は、目１一般被保険者保険税還付金が198万300円、次のページをお願いいたします。目５保険給付費等交付金償還金29万4,000円で、30年度特別交付金確定に伴う返還金でございます。

款７予備費につきましては、支出はございませんでした。

款８項１基金積立金、目１財政調整基金積立金3,000万円は、国保財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳出合計、予算現額13億3,982万3,000円、支出済額13億251万8,910円、不用額3,730万4,090円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、単位は千円でございます。

１、歳入総額14億1,308万2,000円。２、歳出総額13億251万9,000円。３、歳入歳出差引額１億1,056万3,000円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。５、実質収支額１億1,056万3,000円でございます。実質収支額につきましては翌年度に繰越しとなりますが、使

途といたしましては、予算不足が生じた場合の補正財源等に充当を予定しております。

以上で、令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第70号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第70号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

決算説明の前に、令和元年度末後期高齢者医療の加入者の状況でございますが、被保険者数は、前年度と比較しまして20人減の1,977人、決算収支につきましては、前年度と比較いたしまして歳入2.1パーセントの増、歳出は0.8パーセントの減となっております。

それでは、決算につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきますので、228、229ページをお願いいたします。

款2 使用料及び手数料以降は、科目及び収入済額を読み上げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料でございますが、予算現額9,062万円、調定額、右のページになりますが、9,471万5,600円、収入済額9,449万2,800円、不納欠損額ゼロ、収入未済額22万2,800円でございます。収納率につきましては、現年度分が99.8パーセント、滞納繰越分75.4パーセント、合計99.76パーセントで、前年度と比較しますと、現年度分につきましてはほぼ同率、滞納繰越分につきましては33.1パーセントの上昇で、合計では前年度と比較しまして、0.14パーセントの上昇となりました。

保険料の内訳は、目1 特別徴収保険料は調定額及び収入済額ともに6,448万5,300円、これは年金からの特別徴収分となり、収納率は100パーセントでございます。

目2 普通徴収保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、調定額3,023万300円、収入済額3,000万7,500円、収納率につきましては99.26パーセント、これは現金納付や口座振替納付によるものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、右のページになりますが、収入済額で1万4,700円でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は84万2,543円で、事務費相当分の

繰入金でございます。

目 2 保険基盤安定繰入金3,217万9,159円は、保険料の軽減対象者の繰入金で、負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

款 4 項 1 目 1 繰越金26万6,400円は、前年度からの繰越金でございます。

款 5 諸収入47万3,400円は、保険料の還付金でございます。

歳入合計、予算現額 1 億2,459万5,000円、調定額 1 億2,849万1,802円、収入済額 1 億2,826万9,002円、収入未済額22万2,800円でございます。

次に、歳出のご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

科目及び支出済額を読み上げさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、右のページになりますが、支出済額61万8,438円で、内訳は備考欄記載のとおりでございますが、需用費、役務費及び委託料と事務的経費で、13節の委託料の基幹系システム大量一括処理委託料43万4,208円が主な支出となります。

項 2 目 1 徴収費は23万8,805円で、内訳は、備考欄記載のとおりでございますが、保険料の徴収経費で需用費及び役務費となっております。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億2,306万3,000円で、被保険者から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を、保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金47万3,400円は、死亡等による保険料還付金でございます。

項 2 繰出金、次のページ、232、233ページをお願いいたします。繰出金につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額 1 億2,459万5,000円、支出済額 1 億2,439万3,643円、不用額20万1,357円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に係る調書で、単位は千円でございます。

1、歳入総額 1 億2,826万9,000円、2、歳出総額 1 億2,439万4,000円、3、歳入歳出差引額387万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額387万5,000円でございます。実質収支額につきましては、翌年度に繰り越すこととなりますが、令和2年度後期高齢者医療広域連合に納付するものとなります。

以上で、令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第71号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第71号について、ご説明をさせていただきます。

決算の明細につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきますので、244、245ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、調定額2億2,704万5,397円、収入済額2億2,093万4,111円、収納率97.3パーセントで、内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

次に、不納欠損額128万2,326円は、時効成立による14名分の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金11万2,500円は、いきいき塾参加者負担金及び認知症予防教室参加者負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料10万7,980円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億7,593万5,000円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2 国庫補助金9,218万9,472円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、また、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業と介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものとなります。

次ページをお開きください。

一番上段、保険者機能強化推進交付金、こちらは、市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するためのものがございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金2億8,151万5,797円は、介護給付費等地域支援

事業に係る第2号被保険者分の法定交付金及び平成30年度分の精算に伴う追加交付金でございます。

次、款6県支出金、項1県負担金1億6,263万6,545円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項2県補助金640万9,747円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金1億8,056万7,413円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

248、249ページをお願いいたします。

項2基金繰入金1,891万2,000円は、介護給付費の第1号被保険者負担分の不足を補うため繰り入れたものでございます。

款8繰越金、項1繰越金4,440万4,700円は、前年度の繰越金でございます。

款9諸収入、項1延滞金加算金及び過料につきましては実績がございませんでした。

項2雑入28万2,323円は、生活保護者認定調査等手数料、予防給付介護負担金、介護予防ケアマネジメント負担金でございます。

以上、歳入合計11億8,400万7,588円でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

250、251ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。なお、支出のない科目については割愛させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費2,737万8,253円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項2徴収費106万3,924円は、第1号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

項3介護認定審査会費749万4,641円は、認定調査に従事する臨時職員の賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料、及び、次ページをお開きください。2市2町による介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。

項4運営協議会費3万5,000円は、介護保険運営協議会の委員報酬でございます。

次の項5選定委員会費2万8,000円は、公的介護施設等整備事業者選定委員会の委員報酬

でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 9 億 3,711 万 4,550 円は、訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所、グループホーム等に係る給付費のほか、次ページをお願いいたします。介護老人福祉施設、介護老人保健施設等施設入所に係る給付費でございます。

さらに、在宅において、入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や、手すりの取付けや段差の解消など住宅改修に係るものに対して給付されるものでございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費でございます。

次に、中段より下、項 2 介護予防サービス等諸費は 2,063 万 1,257 円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じであります。対象者が要支援 1、要支援 2 の方に対する給付費でございます。

次のページをお開きください。

項 3 その他諸費 65 万 1,200 円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費 2,381 万 7,737 円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものです。

項 5 高額医療合算介護サービス等費 213 万 9,293 円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の年度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものです。

258、259 ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費 4,546 万 6,306 円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じて、食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものです。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費 2,222 万 2,137 円は、介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。

次のページをお開きください。

項 3 介護予防・日常生活支援サービス事業費 1,560 万 9,492 円は、要支援 1、要支援 2 の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費と、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項 4 その他諸費 4 万 3,900 円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

262、263 ページをお開きください。

項 5 一般介護予防費220万6,548円でございます。これは、高齢者及びその支援のための活動に関わる者を対象に行う事業などに係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催、介護予防に関わるボランティア及び地域で活動するグループや団体の育成支援、地域住民が行う介護予防教室等への技術的助言をするため、リハビリ訓練士等を派遣する経費などでございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付金892万5,317円は、平成30年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

款 6 項 1 基金積立金2,667万5,193円は、前年度から繰り越された保険料と国・県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

以上、歳出合計11億4,150万2,748円でございます。

次に、266ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億8,400万8,000円、2、歳出総額11億4,150万3,000円、3、歳入歳出差引額4,250万5,000円でございます。この歳入歳出差引額の4,440万5,000円につきましては、令和元年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金、また、令和2年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものです。

以上で、令和元年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開しますのでお願いします。

（午前 11 時 43 分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 59 分）

○議長（野村賢一君） 次に、議案第72号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第72号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書の1ページ目をお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は4億8,740万5,434円となります。第1項営業収益3億1,036万4,022円、第2項営業外収益1億7,704万1,412円となりました。

次に支出。第1款水道事業費用の決算額は4億6,933万4,707円、第1項営業費用4億4,103万757円、第2項営業外費用2,830万3,950円、第3項予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、2ページの資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は1億48万3,138円、第1項負担金248万3,138円、第2項企業債9,800万円、第3項固定資産売却代金はありませんでした。

支出。第1款資本的支出の決算額は2億4,322万810円で、第1項建設改良費1億5,058万3,955円、第2項企業債償還金9,263万6,855円となりました。また、翌年度繰越額としまして、継続費通次繰越額4億1,769万2,000円を令和2年度へ繰り越します。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4,273万7,672円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,206万3,047円、及び過年度分損益勘定留保資金7,201万9,051円及び当年度分損益勘定留保資金5,865万5,574円で補填いたしました。

次に、3ページをお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

1、営業収益、1号給水収益、2号その他営業収益で、営業収益の合計は2億8,570万704円です。

2、営業費用、1号原水及び浄水費から6号その他営業費用までの合計額は4億2,096万6,220円です。この結果、営業損失として1億3,526万5,516円となりました。

次に、3、営業外収益、1号受取利息及び配当金から、5号雑収益までの合計は1億7,214万5,534円です。

4、営業外費用、1号支払利息、2号雑支出で、営業外費用の合計額は2,830万3,950円となり、この結果、営業外収益が1億4,384万1,584円となりました。

このため水道事業としての経常利益は857万6,068円で、前年度繰越利益剰余金が3,588万

8,267円ありましたので、最終的に当年度未処分利益剰余金は4,446万4,355円となりました。

次に、4ページをお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業剰余金計算書です。

剰余金の欄の右側、利益剰余金、未処分利益剰余金につきましては、当年度純利益857万6,068円の発生に伴い、利益剰余金の年度末残高が4,446万4,335円となり、資本合計は12億8,870万2,926円となりました。

5ページをご覧ください。

上段部の令和元年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書になります。

先ほど、損益計算書にてご説明いたしました当年度純利益剰余金4,446万4,335円の処分方法について、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、その下の令和元年度大多喜町水道事業貸借対照表ですが、これは、水道事業の令和2年3月31日現在の財政状況を示した表になります。

資産の部。1、固定資産、1号有形固定資産、2号無形固定資産、3、投資その他の資産で、固定資産の合計は30億8,922万4,853円となります。

2、流動資産、1、現金預金、2、未収金、3、貯蔵品で、流動資産の合計額は3億1,548万6,557円です。

資産合計は34億471万1,410円となります。

次に、6ページになりますが、負債の部。

3、固定負債、1号企業債、2号引当金で、固定負債の合計は12億3,456万361円です。

4、流動負債、1号企業債、2号未払い金、3号引当金、4号その他流動負債で、流動負債合計は、1億8,150万6,232円となりました。

5、繰延収益、1号長期前受金、2、収益化累計額で、繰延収益の合計は6億9,994万1,891円となり、負債の合計は21億1,600万8,484円です。

資本の部、6、資本金、1号資本金合計は11億4,329万7,623円です。

7、剰余金、1号利益剰余金は1億4,540万5,303円で、剰余金合計も同額となります。

資本合計額は12億8,870万2,926円となり、負債・資本合計は34億471万1,410円です。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、重要な会計方針について、引当金の計上方法や引当金の取崩し状況を注記しております。

続きまして、10ページをお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業報告書になります。

1、概況、1、総括事項、イ、業務の状況、本年度の給水状況は、給水戸数3,783戸、前年に比べ12戸の減です。給水人口は8,101人で、前年度に比べ153人の減となりました。

年間総給水量は115万3,701立方で、前年に比べ5万7,776立方の減、年間総有収水量101万1,991立方で、前年度に比べ3万2,960立方の減となり、これに伴う有収率は87.72パーセントで、前年度に比べ1.47ポイントの増となりました。

ロ、建設改良状況。建設改良工事では、緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設替え工事2か所、433.6メートル、鉛管布設替え工事を17か所行い、安定供給の向上に努めました。また、布設替え工事に伴う舗装本復旧工事2か所、329.88平方メートルを実施しました。

さらに、面白浄水場更新工事に伴うのり面对策工事、低区配水池更新工事に伴う配水管布設工事322.6メートル、横山浄水場着水流量計修繕工事等を行いました。

ハ、経理状況。経理状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので割愛させていただきます。

次に、11ページ、2号議会の議決事項、12ページ、3号規定、規則改正事項、4号行政官庁認可事項については、記載のとおりです。

5号職員に関する事項ですが、事務系、技術系職員とも増減はありません。また、給料等については下表に記載のとおりです。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

2、工事等、1号建設改良工事の概況ですが、9件の改良工事を実施し、内容につきましては、記載のとおりです。

14ページになりますが、2号主な修繕工事では、大多喜配水場、面白浄水場色度・濁度計解体修繕工事等を実施し、内容は記載のとおりです。

3号、保存工事の概況は、量水器の検定満了に伴う交換工事としまして、448戸の量水器の交換を実施しました。

次に、15ページ、16ページにつきましては、業務に関する事項を前年度と比較したものとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いますので、割愛させていただきます。

次に、17ページ、4、会計、1号200万以上の契約で、建設工事請負契約6件、物品売買契約1件、業務委託契約3件で、内容については記載のとおりです。

2号企業債の概況ですが、前年度末残高13億2,083万989円、本年度借入額は9,800万円で、

本年度償還額は9,263万6,855円、本年度末残高は13億2,619万4,134円です。この借入残高の減数は62件です。内容につきましては、22、23ページの企業債明細書のとおりでございます。

3号その他会計経理に関する重要事項につきましては、消費税に係る特定収入等の使途の特定状況を示したものでございます。

次に、18ページのキャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

このキャッシュ・フロー計算書は、令和元年度会計期間の現金の流れを、事業活動別に記載したものです。年度末の現金預金の期末残高は2億8,429万4,191円となります。この額については、5ページの貸借対照表、2、流動資産、1、現金預金と一致するものとなっております。

次に、19、20ページの収益費用明細書につきましては、後ほどご確認いただきたいと思います。

次の21ページの固定資産明細につきましては、令和元年度中の固定資産の取得、固定資産の除却の明細を記載したものでございます。

22、23ページの企業債明細書につきましては、17ページの2号企業債の概況の明細となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和元年度大多喜町水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島文佳君） それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

それでは、別冊の特別養護老人ホーム事業会計決算書の1ページをお開きください。

令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書。

1号収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款、特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億8,834万7,253円、第1項営業収益が1億6,993万4,961円、第2項営業外収益が1,841万2,292円となりました。

次に、支出でございますが、第1款特別養護老人ホーム事業費用の決算額は2億6,064万8,276円、第1項営業費用が2億6,064万8,276円、第2項営業外費用、第3項予備費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、次ページの2号資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、収入につきましては実績がございません。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は318万2,944円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する318万2,944円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1、営業収益合計1億6,993万4,961円から、2、営業費用合計2億6,064万8,276円を差し引きますと、9,071万3,315円の営業損失となり、3の営業外収益1,841万2,292円を加えた事業の経常損失が7,230万1,023円となります。

前年度繰越欠損金1億582万7,053円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は1億7,812万8,076円となります。

続きまして、4ページの剰余金計算書の表中の下段におきましても、ご覧いただきたいとします。当年度未処理欠損金が同額の1億7,812万8,076円となります。

続きまして、5ページの欠損金処理計算書（案）になります。

令和元年度末で、欠損金が1億7,812万8,076円ありますが、処理で充てるものがございませんので、そのまま繰り越すことの案としてございますので、当年度末処理欠損金が1億7,812万8,076円となります。

その下から、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表になります。

資産の部、1、固定資産の合計額は、2億7,126万2,436円となります。

6ページをご覧ください。

2、流動資産の合計額は2億3,285万9,499円で、資産合計額は、5億412万1,935円となります。

負債及び3、流動負債の合計額は1,883万4,719円となります。

4、繰延収益の合計額は1億1,332万5,200円で、負債合計額は1億3,215万9,919円となります。

資本の部、5、資本金合計は5億5,009万92円です。

6、剰余金の合計額はマイナス1億7,812万8,076円で、資本合計額は3億7,196万2,016円となり、負債資本合計は5億412万1,935円となります。

続きまして、決算附属書類でございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

1の概況、1号総括事項、業務でございますが、表をご覧ください。

初めに、施設入所ですが、令和元年度の年間利用者数は1万6,675人で、1日の平均利用者数は45.6人となり、前年度比1日当たり平均0.5人の減となりました。

続いて、短期入所の年間利用者数は861人で、1日の平均利用者数は2.4人となります。

続きまして、13ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧いただきたいと思います。キャッシュ・フロー計算書は、1年間の資金の流れを示したものです。

下から3行目になりますが、今年度赤字に伴い資金が7,777万871円減少して、資金期末残高は1億9,966万1,302円となりました。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思います。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

まず、収益でございます。第1款特別養護老人ホームの事業収益は1億8,834万7,253円となります。

第1項営業収益は1億6,993万4,961円となり、内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億3,690万6,476円、第2目の介護負担金収益が3,302万8,485円となりました。

第2項営業外収益は1,841万2,292円となります。このうち、第5目他会計繰入金、こちらは外国人技能実習生受入れに要する経費に対する町一般会計からの繰入金となります。

続きまして、事業費用です。

15ページをご覧ください。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用2億6,064万8,276円、第1目総務管理費1億6,614万7,048円。主な内訳は、第2節給料、第3節手当、第4節賞与引当金繰入金、第5節法定福利費は、職員26名分の人件費になります。第17節使用料312万4,768円は、企業会計システム及び福祉総合情報システムのリース料等になります。

第2目施設管理費は1,942万8,586円で、主な内訳としましては、第1節備消耗品費426万7,477円は、介護材料費等となります。第2節燃料費306万679円は、ボイラー燃料費でございます。第5節委託料336万5,023円は、エレベーターの保守や電気保安業務などの委託料でございます。第6節光熱水費657万9,054円は、電気、ガス、水道の使用料でございます。

次に、第3目居宅介護事業費148万580円は、短期入所に関する事業費となり、臨時職員1名分の人件費になります。

第4目施設介護事業費4,887万3,552円で、主な内訳は、第1節報酬123万1,200円は、嘱託医の報酬となります。第2節法定福利費、第3節賃金は、臨時職員17名分の人件費でございます。

続きまして、16ページをご覧くださいと思います。

第7節委託料140万8,800円は、入院治療に関する協力医療機関への協力医委託料、及びリハビリ訓練士に対する委託料等でございます。

第8節使用料162万7,993円は、おむつのリース料になります。第9節賄い材料費1,752万5,811円は、給食用の賄い材料費となります。

第5目減価償却費は1,778万5,877円となります。

第7目外国人技能実習生受入れ事業692万3,044円で、主な内訳は第1節法定福利費、第2節賃金は、外国人技能実習生3名分の人件費でございます。第5節負担金187万9,840円は、外国人技能実習生の管理団体への管理費でございます。

続きまして、17ページをご覧くださいと思います。

令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本的明細書になります。

収入はございませんでした。

支出になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費、第1節工事請負費238万2,600円の内容でございますが、決算書の9ページ、中段になります。2号の保存工事の概況に記載させていただいてございますが、トイレの洋式化工事、ボイラーの真空部品修繕工事、消防用の設備改修工事でございます。

第2節備品購入費80万344円については、同じ9ページの1号、資産取得の概況に記載させていただきますが、居室のエアコン2台、センサーマット5台、事務用ノートパソコン1台、スプリンクラー用の自家発電のバッテリーの1台でございます。

8ページから12ページ及び18ページから19ページにつきましては、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　ご苦労さまでした。

次に、報告第11号　令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について報告願います。
財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第11号を説明させていただきます。

議案つづりの157ページをお願いします。

議案つづり、決算書ではなく議案つづりのほうの157ページをお願いいたします。

報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和元年度は黒字のため該当がありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、令和元年度の連結実質収支は黒字のために、該当はありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和元年度決算では、前年度より0.3パーセント減少し4.9パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金の現在高、基準財政需要額算入見込額などを控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和元年度決算では、前年度より16.4パーセント減少し5.0パーセントとなりました。減少の要因は、地方債の残高や退職手当負担見込額など将来負担額が大きく減少したことで、将来負担に対して基準財政需要額算入見込額等の充当可能額が増加したためでございます。

以上、令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、報告第12号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 報告第12号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算に基づく

資金不足比率の報告につきましてご説明いたします。

議案つづりの159ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率を報告いたします。

経営健全化に関する指標については、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状態は健全の範囲となっておりますのでご報告いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、報告第13号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について報告願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、ご報告させていただきます。

報告第13号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの161ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

それでは、議案第67号から議案第73号までの各会計決算認定についての説明及び報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから報告第13号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告が終わりました。

ここで本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ただいま議長よりご指名いただきましたので、監査報告をさせていただきます。

令和元年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また、財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

水道事業、特別養護老人ホーム事業会計につきましては去る7月6日に、また、一般会計、

特別会計につきましては先月8月11日、12日に、渡邊監査委員とともに審査を実施しました。

まず初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のために適正に執行されたか、計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されておりました。また、予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金は総数、28基金でございます。会計室長より報告がありましたけれども、年度末の総額は、昨年に対しまして98万円の増額、総額が32億1,608万6,000円となりました。一般会計財政調整基金、これは必要な施策に充当し、減額されておりますけれども、新たに森林環境譲与税基金も設置され、また、公共施設整備基金等の各種基金を計画的に積立てし、目的に規定した必要な施策に充当されていることも報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元でございますけれども、令和元年度大多喜町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおりに執行されているか、また計数は正確であるかなどについて主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取し審査を行いました。

その結果であります、両事業会計ともに決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されておりました。また、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、先ほど説明がありましたけれども、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、前年度に引き続きまして大きな赤字となっております。事業経営は本当に大変だと思っておりますけれども、将来的な見通しも含めて、計画的に赤字を少しでも減らすように、なお一層のご努力をお願いします。

詳細につきましては、令和元年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計

決算意見書をご覧ください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、ご報告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、担当職員の説明を聴取しながら同じく審査しました。この結果、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

この財政健全化につきましては、監査の上で大変気になるところですので、内容について少し触れてみたいと思います。

先ほども説明がありましたけれども、財政健全化に関する法律の指標の4項目のうち、実質赤字比率、連結赤字比率は、赤字ではないため問題ありません。それから、実質公債費比率は4.9パーセント、先ほど報告ありましたけれども、これは平成27年度、5年前と比較すると0.9ポイント改善されております。比率は年々下がっておりますので、大変よいことだと思います。それから、将来負担比率は5パーセントですけれども、昨年度より16.4パーセント減となっております。この大きな要因は、交付税措置のある起債を活用するという姿勢が定着しているものと思われます。今後とも継続していただければ幸いです。いずれの比率も良好な状態が保てているというふうに判断します。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査について、これも審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを、担当職員の説明を聴取しながら実施しました。その結果、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和元年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業経営健全化審査意見についてをご覧くださいと思います。

以上ですけれども、もう一つ、さっき申し上げられませんでしたけれども、健全化の中で、町債の件ですけれども、町債の年度末比率は1.1パーセント減っています。43億5,660万8,000円で、それで発行額は令和元年度3億6,970万。そして、これ、町債で借金の部分ですよ、借りているほう。返済している公債費のほうは、町債の元金償還額は4億1,829万

9,000円となりますので、借金よりも返済のほうが多いという状態になっております。これは償還の元金を上回らない町債の発行、これが堅持されていると思います。これも財政健全化に資するための一つの方法として、借りる依存体質に陥らないことが肝要だというふうに思います。

以上をもちまして、令和元年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化に係る審査についての報告に代えさせていただきます。

報告は以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

8日と9日は総務文教・福祉経済常任委員会の合同委員会協議会が予定されております。時間はいずれも午前9時から、会場はここ議場で開催します。

また、9月11日は午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 1時44分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 4 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和2年9月11日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第４号）

- 日程第 1 議案第 67 号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 68 号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 69 号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 70 号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 71 号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 72 号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 73 号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 発議第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 議案第 74 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議案第 75 号 令和２年度大多喜町一般会計補正予算（第６号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞さまでございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程（第4号）により、令和元年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決、発議第5号を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分をご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

なお、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議長をはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、9月2日以降の行事でございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

さて、本日の会議事件は、令和元年度一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明をさせていただき、常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいたところですが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め、健全な財政運営に配慮した事業を推進してまいりました。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議いただき、ご承認くださるようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。9月2日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第67号から日程第7、議案第73号までの令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。

9月4日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に、質疑要領ですが、質疑に当たりましては、決算書で質疑されますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないとされています。

このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行いますので、1つの議案ですので、同一議員につき3回までとしますので、ご協力よろしくお願いします。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示ししていただくとともに、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようお願いします。

日程第1、議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳出について、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ページ71、73の公共交通政策事業についてお伺いいたします。

この中に通信運搬費が396万5,000円報告されておりますが、この通信運搬費は回数券の購入費だと聞いております。49ページにも雑入のところで高速バスの回数券は240万1,000円です。この差は一体どういうことなのでしょう。物って大体余ると思うんですね。どのぐらい

余っているのか伺いたいと思います。

それから、31年度の総事業費が5,618万9,000円です。当初計画では、5年目はもう黒字になっているはずでした。たまたま昨日がちょうど、5年前のバスの開通式の連絡の紙が出てきまして、5年をめどに黒字化を目指す、ご協力をお願いしますということでした。

議員の説明の中ではいつも言うんですが、補助金は1億5,000万以上は使いませんということで、それを基金化して、そこから補助金を出していくということでしたけれども、途中から方針を変えて、過疎債が使えるようになったからということで、基金は使わないで過疎債を使い、去年の決算だか、予算だったかのときに、これをどうするんだ、継続するのかと言ったら、まだ基金が余っていますから、要するに継続するという、それで今になっているわけですが、もう既にこの4年間で事業総額が2億2,574万円費やしているわけです。このことについて、どういう成果があって、どういう感想を持っているのか伺いたいし、今後これをどうするのか。今、コロナで中断していますが、今後の計画についてどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの野中議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず初めに、公共交通政策事業の役務費、通信運搬費のほうで、高速バスの回数券を購入しております。その金額が396万5,000円。それに対しまして、諸収入として高速バスの回数券の販売代が240万1,420円、その辺の差額についてどういうことであるかというお話でございます。

まず初めに、回数券の販売につきましては、高速バス利用に係る補助金を差し引いた額で販売しております。学生につきましては通学補助を除きまして、昨年9月末までは1冊5,000円、10月からは1冊4,000円。また、法人に対しましては、利用増大補助金を除きまして、9月までは1冊9,000円、10月からは1冊8,000円として販売しているところです。

昨年の実績ですと、学生への販売が284冊、法人へが61冊販売しております。

そういうことから、ただいまのご質問にあった差額の主な理由といたしましては、購入している価格と販売している価格の差額であったり、あとそのほかに、購入している中には東京方面への職員の出張用として購入している回数券の費用も含まれておりますので、そういうことから差額が生じているものでございます。

なお、決算のほうに数字の上には表れないんですが、先ほど申しました、安く、補助を差し引いた額で販売しているものの実態として、高速バスに係る補助として、数字に見えない

部分ですが、166万円ぐらい補助しているものと同様の扱いになっていると考えております。

回数券のほうの在庫というものが発生しているのではないかというお話ですが、回数券につきましては、毎年在庫というものが繰越しということで発生しております。

回数券につきましては、年度末、また年度初めに、回収券を役場のほうの窓口で購入される方が多いために、これまでも精算をしておりません。管理といたしましては、受払簿を作成して、回数券の在庫を確認している状況でございます。昨年度末、令和元年度末につきましては、未使用の分としてあるのが38冊。一部職員の出張用等で使っているものの一部使用の分が5冊ということで、繰越しという取扱いでしているところでございます。

あともう一点なんですが、高速バスのこれまでの実績についてということなんですが、これまで、当初1億5,000万円ということでお話ししていたと思います。平成30年から過疎債を充当させていただきまして、平成30年、令和元年度と過疎債を使って、先ほど野中議員もおっしゃったように2億2,574万ぐらいを実質費用として負担しているところでございます。こちらについては、これまで東京への直通運転ということで、高速バスの運行につきましては5年間、一定の効果は得ているところではございますけれども、当初の見込みよりは利用される方が少なかったという部分もございますし、町内にいらっしゃるお客様も少なかったということで、実際にはそのような経費を使っているところでございます。

今後の見通しにつきましては、やはり今運休して、9月末で品川線のほうは廃止ということになりますので、今後の内容につきましては、現在コロナの状況でお客さんも乗らないような状況がありますので、今後の情勢も踏まえたところで、また検討するような形というふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 71ページ下段のほうの大多喜高校支援推進事業の内容についてお聞きします。

大多喜町では、大多喜高校の教育支援と地域との連携等を図るため、様々な支援をしていると思います。その内容について伺いたい。

また、様々な支援を行っている理由は、大多喜高校の活性化に努め、定員割れを防ぎ、永久存続を図る目的があるものと思われるが、それに対して、現在行っている支援事業はどのような効果があったと思っているのか。

また、さらに本年度から高校入試の方法が変更になり、ますますその支援事業が必要であるとするが、どのように考えるか教えてください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの根本議員からのご質問に対しまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、大多喜高校の支援推進事業につきましては、どのようなものに活用されたかといいますと、令和元年度につきましては、町の単独で、週2日外国語外部講師ALTを派遣しまして、英語の授業や休み時間や放課後、あと部活動において日常的な英会話を指導いたしました。それに伴いまして、英語力、特にコミュニケーション能力の向上を図り、大学入試等にも反映していただくと、そういうことで行いました。

そのほかには、総合的な探求の時間ということで、大多喜町の職員の出前授業のほうを行いまして、目的としましては、大多喜町の社会の課題について理解を深めて、地域貢献の意識を高めると。あとは郷土への興味と関心を深める等を目的としまして、出前の授業のほうを行いました。

これにつきましては、学校のほうから積極的にホームページ等で発信をしていただきまして、かなりいろんな方から視聴していただいたということで、高校のほうからは報告をいただいております。

以上のことで、かなり私どものほうとしては一定の、今回の根本議員が言うように、これからの高校の存続に向けましてかなりの効果は出ているというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で歳入及び歳出のうち款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 商工費、135ページの観光まちづくり推進事業についてお尋ねします。

19に観光まちづくり会社補助金405万円とありますけれども、どのような内容についての補助なのか、補助の内容をお伺いいたします。

そのほか、わくわくカンパニーに対しては、指定管理を委託して駐車場をやってもらっていると思うんですけども、どのくらいの収入があって、どのくらいの経費を使っているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） ただいまのご質問に、商工観光課からお答えさせていただきます。

まず、観光まちづくり会社補助金405万円の内容でございますが、これは観光まちづくり会社わくわくカンパニーが、会社運営のプロ人材を招聘する際に必要な経費に対する補助金になっております。

なお、昨年度につきましては、町のほうで事業の見直し等がございまして、4月から9月分の経費に対する補助ということでございます。

それから、わくわくカンパニーが駐車場のほうを指定管理していて、その収益はどれくらいかということでございますが、栗又の駐車場、それから城下駐車場、久保駐車場、麻綿原の駐車場と4つ指定管理のほうをさせていただいておりますが、全部でたしか700万ちょっとの収入があったと思います。それに対して経費のほうが約半分ぐらいかかっていまして、300万ちょっとの利益というふうになっていると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 款6 商工費、135ページの観光推進広域連携事業、大多喜町は「城と溪谷のまち」をキャッチフレーズに様々な政策を行い、観光まちづくりを推進して、その成果は徐々に出ていると思われます。しかしながら、コロナ感染症の影響下、観光の在り方そのものが大きく変わろうとしています。従来どおりの観光の形では難しい面も多々あると思われます。その中で成果を上げるには、今後は大多喜町だけではなく、近隣市町村との連携がさらに必要だと思います。

135ページの観光推進広域連携事業は、具体的にどのような内容にどのくらいの費用をかけたのか。また、今後の広域連携の必要性についてはどのように考えているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 観光推進広域連携事業の内容についてというご質問でございますが、まず、バス事業実行委員会補助金64万5,920円でございますが、これにつきましては、市原市と君津市、それから大多喜町、3つの市町で連携しまして、秋の紅葉のシーズンに養老溪谷を中心に観光用のバスを運行させる事業を実施しております。

昨年度につきましては、11月9日から12月8日の間の土日祝日の10日間、バスのほうを運行しております。運行のルートにつきましては、中野駅、弘文洞入り口、養老溪谷駅、弘文洞入り口、老川十字路、筒森もみじ谷、七里川温泉、亀山藤林大橋というんでしょうか、それから久留里駅というようなルートで走っております。

利用人数も、去年は台風の影響等ありましてちょっと少なかったんですけども、408人ということでございます。実際に、全体の経費としましては322万9,600円かかっておりまして、市原市と君津市のほうは大多喜町の倍負担していただいております、大多喜町はその2分の1で、ここに書いてある数字となっております。

続きまして、観光地整備事業補助金でございますが、これは筒森区の里山整備に対する補助ということで、紅葉を植えた場所の草刈りですとか、柵を張ったりとか、そういう経費に対する補助をしております。

最後に、広域連携事業負担金ということで14万円ございますが、これは市原市と大多喜町で養老溪谷のボランティアガイドを養成しようということで、30年度から事業のほうを始めまして、30年度にボランティアの養成講座を開いております。昨年度14人の方をボランティアガイドとして認定しまして、実際に昨年度から活動していただいております。そのボランティアガイドさんの交通費ですとか、あとは着るジャンパーですとか、その他看板ですとか、必要な消耗品等がかかっておりますので、その辺を大多喜町と市原市で負担をしているということで、14万円を大多喜町で負担しているというようなことでございます。

最後に、広域連携の必要性をどのように考えるかということでございますが、特に大多喜町は中房総地区ということで、市原市とか君津市、あとは夷隅郡内、長生郡内の一部とかというところで中房総ということで、いろいろなところで連携しておりますが、特に養老溪谷また亀山湖周辺というところで、秋のシーズンにはお客さんがたくさん来るところで、

養老溪谷の秋のシーズンの連携というところでは、市原市とか君津市さんとの連携というのは今後にも必要になってくるのかなというふうには考えておりますし、バス事業のほうも今年で5年目、来年6年目になるんですが、今後、これをどのようにしていくかというところも問題がありますけれども、何らかの形で連携というのは必要になってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 以上で款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 款8の消防費、149ページの中ほどの地域防災対策事業の備品購入費について、これは度重なる災害に対応するための備品購入費であるとの説明を受けています。平成29年、平成30年に比べて令和元年度は備品購入費が大きく増加しています。その内容を具体的に説明していただきたいのと、去年までは、この備品購入費の中に自主防災組織を設立した際の備品の購入費も入っていたと思われます。自主防災組織は非常に大切な組織であり、今後の防災のためにも多くのところで設立されるべきと考えておりますが、平成元年度の中にこの防災組織の備品購入費は入っているのでしょうか。

また、防災組織は現在どのようになっていますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、備品の購入につきましては、昨年12月の補正予算によりまして、停電に備えるための発電機、また消費電力の少ないLED照明など、避難所の備品を、昨年の台風15号、19号の際にご支援いただきました災害見舞金を財源に購入したものでございます。

ご質問の自主防災組織でございますが、昨年度は2月に中野本村区、3月に船子区が設立したところで、19団体というところになりましたが、予算の執行上間に合わないということで、今年度予算のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。もう既に今

年に入りまして、4月1日に八声区のほうで自主防災組織が設立されてまして、今現在20団体というふうになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

以上で款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

議長のご指名に基づき、ただいまより討論に入らせていただきます。

議会は、申すまでもなく言論の府と言われております。私は常日頃、恩師より言論の自由の大切さについてよく教えられました。政党論や新聞学を通して高橋正則先生から、また、日本政治史や政治社会学を通して上条先生より、そして、基礎政治学やマスコミ研究所を通しては福岡政行先生より、言論の自由が守られないとしたら議会制民主主義の死を意味すると。言論の自由を表現するのに、フランスの文学者、ヴォルテールの言葉があります。「私はあなたの意見と全く反対である。しかし、あなたの意見発表の自由は死を賭して守る」。

大多喜町決算認定については、反対の立場で行わせていただきます。

まちづくりの基本は、住民に優しいまちづくりであります。とりわけ障害者に優しい、高齢者に優しいまちづくりがなされているかどうか大切です。つまり、具体的には、バリアフリーはどれぐらい進んでいるのか。現状は果たしてどうであるのか。また、豊かな潤いのあるまちづくりが実現されているかどうかであります。

町を歩く、町に様々な人が訪ねてくる。ほとんどの町民の方々は貯蓄を取り崩しております。そうしなければ生活が困窮してしまうからです。貯蓄は、いつかは底をつきます。当然、貯蓄すらできず、可処分所得のみの、可処分所得すらない世帯は急増しております。

大多喜町の金融機関は、昔から預金店舗だ。この大多喜町で集めた預金を京葉地帯に多数出していくと誇らしげに言っておりましたけれども、その預金も徐々に徐々に取り崩してい

るのが今の大多喜町の住民であります。

高齢者の方々は買物弱者、買物難民と言われております。高齢者世帯の方々は、生活必需品にも事欠くありさまであります。これではどうでしょうか、明るい希望が見いだせないでしょうか、明るく、明日を生きられないんじゃないですか。

現状を見てください。人口の流出は止まらず、商店街は既に崩壊、ショッピングセンター、商業施設にしても、一見表面上にぎわっておりますが、それとは裏腹に、地元の運営している人々の撤退、退店の多さに目をつぶってはなりません。一体、何のための地元主導型商業施設だったのでしょうか。よく考えてください。

撤退した方々の口癖、ショッピングセンターに出て失敗した。金融機関の口車に乗り、信用して出店してしまった。しかし、結果的に持ちこたえられず、はじき飛ばされてしまった。後に残ったのはむなしさです。元の店に戻れた人々はまだいいでしょう。しかし、それもかなわない人々もおられます。負債のみが重くのしかかる日々を送っている方々です。このことは、自己責任という言葉で全て押しつけてしまっていていいのでしょうか。考えなければいけない問題です。救済の手は、果たしてないのでしょうか。

そして、若者はふるさとを見捨てる。一度都会に出た人は、よほどの事情がない限り、ふるさとに戻ってまいりません。

行政執行部各位に申し上げます。今こそ、無作為の責めを感じていただきたい。何もしない役所、何もしない行政、時が流れているのをただただひたすら待つ社会。これでは現状はよくなりません。夢と希望を抱けない社会に未来はありません。

さて、格差社会の解消はできたでしょうか。一体、今どうでしょうか。大多喜町は所得が、千葉県でもまれに見るほど平均所得が低いです。その中でも格差がより進んでいるんじゃないでしょうか。町中のあちこちにある空き地、空き家の問題。このまま手をこまねいていては、増加の一途をずっとたどるでしょう。かつて、セカンドライフを楽しむ、そんなことが言われました。しかし、今は楽しむどころか、空き家は重く、所有者の負の遺産としてのしかかっております。撤去することすらままならない実情なんです。

先ほども質疑で出ました。まちづくり会社にいたしましても、一部の特定の方々により運営されています。私は常日頃申しました。町全体の方々に門戸を広げるべきだと主張しても、一向に耳を傾けない執行部各位。これでは一体、誰のための町なのでありますか。力の強い人がより力を発揮し、声を上げられない人は声を上げられないまま終わってしまう。これで公正・公平な社会と言えるのでしょうか。今、町の方は間違った方向に、それをより進

めてはいけません。町を、私たち町民の皆さんの手に取り戻さなくてはなりません。

先ほども出た品川行き高速バスの問題しかりです。間違った施策は間違ったと町民に謝罪すべきではないでしょうか。破綻した責務を取っていただきたい。そうしなければ、交通政策は前へ進みません。間違っても言い訳をする。その言い訳は、今乗り遅れたら今後このような路線はできないんだと、そういうようなことの殺し文句は何度も聞きます。

詐欺師の方々は、今チャンスですよ、今やらなければとよく言います。投資の話はよく聞きます。それと同じような町にしていいいでしょうか。経済重点施策を、特定の方々の尊重の政策を直ちにやめ、町民全体の利益につながるまちづくりにかじを切るべきではないでしょうか。

また、これはしっかりと耳を傾けていただきたい。行政の綱紀粛正というのは緊急課題であります。役人や教員のモラルの低下に歯止めをかけなくてはなりません。今回の決算にもありますけれども、教育委員会が裁判闘争にうつつを抜かすような実態、このようなことに公金支出を認めることはできません。町民のために使うべき税金が弱い者いじめのために使われているのはどうでしょうか。本末転倒であります。税金というのは、日の光の当たらない人、力の弱い人を助ける、そういう人たちに寄り添うために使うべきです。役人の皆さんや教職員が襟を正し、モラルを高め、セクハラなどの重大犯罪を起こさないようにしなくてはなりません。

現実に起こっているセクハラ、教育現場で起こったセクハラは重大犯罪であります。教育委員会は、即刻この事実を認めて、加害者教師は処断すべきであります。教育への信頼を回復させるには、まずは第一歩として、身を切る改革であります。再三再四、私は言っております。教育長トップ自らそのことを率先していただきたい。それができないなら、一体、誰が責任を取るんですか。

プロ野球の世界では、どんなに優秀な頭脳を持って、優秀な能力を持っても、結果としてそういうようなことは、成績が上げられないという理由で辞めます。同じじゃありませんか。セクハラのような重大犯罪を野放しにした罪は、トップである教育長、あなたにもあります。このまま誰も責任を取らない、無秩序な社会になってしまつては、大多喜の教育が笑われますよ。このように、町民全体のまちづくりとはかけ離れた、地域力低下を招いている状態を早く脱したい。

さて、雇用の状態はどうでしょうか。よく私のところに来る方々がいます。聞くことは、働くところがないんだよ、働きたくても働けない。これでは町に人口は増えないでしょう。

また、居住スペースの確保、若者が住みやすいまちにするために、どうでしょうか、一工夫をすべきではないでしょうか。確かに、所得制限を設けて行っている町営住宅も、それは大切なことで、またそれなりの目的があると思うんです。しかしながら、より町内に継続的に住んでいただくためには、その辺に何らかの融和策を考える時期でもあります。

方向性が間違った町の羅針盤は、私たちを暗黒の世界へと導きます。奈落の底へ突き落とすんです。地方消滅が現実化しつつある中で、我が町が実質的に地図上からその存在を喪失する事態は避けなければなりません。町民から預かった大切な大切なお金を、私たちは町民の血税を、しっかり議員各位12名の目で見えて監視しなくてはなりません。

今回の決算に表れている状況の中身の精査であります。住民の幸せが第一のまちづくりに転換しなければなりません。幸せ満足度のあるまちづくりに転換しなくちゃいけません。住民不在のまちづくりは改めるべきです。

以上の観点より、私は決算認定には反対いたします。

そして、今日ご出席の議員各位に申し上げます。

議員本来の立場は、つまり先ほど来申しましたように、税金の無駄遣いは一円たりともさせない。もし疑問がある使途があったら、決してめくら判を押さない。

私が尊敬する地方議員の先輩はよく言いました。麻生さん、私たち議員が止めなければ、誰が止めるんだ。そうです。行政執行部の皆さん、あなた方も役割があるでしょう。しかし、議員の皆さんはもっと大切な役割があります。私たちの24の瞳が節穴であって、町民は何のために私たちを議会壇上に送り出してくださったのでしょうか。その負託に十分応えるためにも、ひとつ私たちの役割の原点に戻っていただきたいと思います。

6 番麻生剛、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の討論。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 今、麻生議員のほうから、いろんな町の状況なども説明されながらの反対討論となっておりましたけれども、私は現在の大多喜町の現状をよく把握しながら、将来の大多喜町を考え、そして子供たちの教育も大きく前進させなければならないという立場で、賛成の立場として討論させていただきます。

令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について討論させていただきます。

決算認定に賛成する理由は、財政状況の厳しい中で、まず実質収支に関しては2億1,000

万1,000円の黒字となっておりますが、これは限られた財源の中、必要な住民サービスを実施し、総合計画に基づき編成した令和元年度当初予算の目的をおおむね達成され、かつ健全な財政運営に努力されたものと解釈いたします。

また、昨年の台風による被害からの災害復旧事業も、迅速な対応がされたものと認められます。

次に、各財政指標を見てみますと、地方公共団体の健全化に基づく将来負担比率、実質公債費比率ともに基準内の低い率を維持しており、この点については評価したいと思います。今後も将来負担の改善により一層努めることを望みます。

税収の面では、人口減少の影響などから前年度より減少しているものの、収納率も上昇しており、関係各位の努力の成果であると評価いたしたいと思います。

今後も、税負担の公平性と受益者負担の原則に立ち、財源確保の観点からも、より一層の収入未済額の解消を図るべきと考えております。

次に、個々の歳出を見てみますと、多くは厳しい環境の中で、当初予算の目的に沿った支出であり、町民生活向上につながる予算執行であると考え、数々の施策が適正に執行されたものと評価したいと思います。

特に、平成30年度から繰り越した小中学校の空調施設の設備の設置が完了するなど、教育環境の整備など、多くの評価すべき施策があります。執行部におかれましては、引き続き景気の動向を注視し、経費の削減を徹底した行財政改革を実施し、限られた財源の効率的な配分のために、今後とも財政運営の健全化と住民福祉の増進に努力されることを期待いたします。

以上、何点か申し上げましたが、総合計画の施策を着実に推進していただくことを重ねて要望し、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　ここで、会議の途中でございますが、11時まで休憩します。

（午前10時51分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（野村賢一君）　討論を続けます。

次に、反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、令和元年度大多喜町一般会計決算に反対の立場から討論いたします。会議の進め方が変わって、詳しく聞ける機会が今回は随分少なくなりました。それで、独断と偏見に満ちあふれ、たどたどしくだと思いますけれども反対討論させていただきます。

初めに、1 つだけ評価できることだけ話をさせてください。去年に続いて今年も物すごい猛暑で、それにコロナがあって、学校は3 か月近く休校で、この暑い夏休みを削って学校に通っていた。令和元年度の授業は、小中学校の教室にエアコンを入れた、間に合った、そのことは非常によかったな、せめてエアコンが入っているだけでもよかったなと思います。ありがとうございます。

私は反対討論ですから、反対の問題点について話させていただきます。

8 月28日に安倍さんが辞めると辞意を表明しました。7 年8 か月にわたる第2 次安倍内閣のアベノミクスは成功したのではないかと思います。実質GDP、国内総生産は、この7 年ちょっとの間で7.1パーセント上がりました。35兆6,000万増えました。企業の内部留保は116兆5,000億、35パーセント増えました。株式の配当金の総額は78パーセント増えました。富裕層の金融資産は111兆円、59パーセント増えました。大企業と富裕層は本当に豊かになりました。

我々普通に働く、普通に生活している人たちはどうかといいますと、まず、労働者の実質賃金は平均年収で396万円から382万円、14万円、3.5パーセント減り、家庭の実質消費支出は363万円から338万円へと、ほぼ25万円、6.8パーセント減っています。格差の差がますます激しくなりました。その影響はこの大多喜町にも必ずや及んでいると思います。

もう一つ、年金ですけれども、物価は5.9パーセント上がりました。しかし、マクロ経済スライド制の発動で、国民年金レベルでいうと満額が78万6,500円だったものが78万1,692円、マイナス4,800円と下がっています。本当に、先ほど、麻生さんの中で庶民の暮らし向きは大変なんだと、貯金を取り崩して生活している人が多いんだと。取り崩す貯金もない人が多いんだと。

そこで行政が頑張らなきゃいけないのは、自治法にもあるように、住民の福祉の増進を図ること、住民を幸せにすること、そして今、このコロナの中で分かったことは、本当に、国民の命と暮らしを守り抜く、これが政治の役目だということだと思います。

私は、平成31年度の予算案のときに反対しましたが、3つの点で反対いたしました。1つ

は品川行き高速バスのこと、1つはまちづくりのこと、もう一つは子育て支援を、計画にはないけれども、充実してくれということでした。

品川行きのバスは、4年間で2億2,000万、まだこれから先、残りの部分の精算が済んでいませんから、かなりの額のお金が使われたことになります。どういうふうを考えているかといったら、先ほどの答弁で、利用者も、こっちから行く人も、向こうから来る人も少なかったんだと。それは事実ですけれども、私は住民の中から、どうしても直通の早いバスを出してくれという住民の要望ではなくて、やはりどこかのコンサルタント絡み……、偏見と独断に基づいていますから、コンサルタント絡みで進められたんじゃないかと常々思っているんですけれども、住民の願いでない事業であったということが一番の問題ではないかと思います。ちょうどコロナは、神の声だと思います。きっぱりと中止を決意するべきですが、まだ答弁は曖昧です。そこが認められません。

それから、まちづくり計画も、これも私たち議員にとっては突如として現れたもので、住民のために出されたものか、住民を本当にもうけさせる事業展開をするのかという点で問題があると思います。職員さんの中には、民間会社のやり方を学ぶ機会だというふうにおっしゃる方もいましたけれども、私が学んだことは、会社が大きければ大きいほど、もうからないと分かったらすぐに切り捨てるんだということです。私たちもその辺を学んでいいんじゃないでしょうか。もし、この事業は失敗したと思ったら早く終わらせる。格好いいことではありませんけれども、潔いよいことは格好いいことだと思います。しかも、それは自分のお金だったらやると思うんですね。自分の懐が痛まないからといって、いつまでもだらだらしているのは住民への裏切りだと思います。

もう一点の子育て支援については、子供の保育の問題、健康保険、国民健康保険の均等割のことなど、全く改善されませんでした。今回の資料の中で、実績の説明書の中で、教育課から保育園の子供の数が報告されていました。ゼロ歳児から2歳児までが60人。3歳から5歳児までが163人、3年間で子供の数が3分の1近くに減っているということで、本当にこれは恐怖の数字だと思うんです。国全体が農業潰し、東京一極集中を進めている中で、若い人に定着しろと小さい町が頑張っても限度です。町の責任だとは思いませんけれども、やはり若者がいて、生き生きと暮らせる、安心して子供を育ててあげられる、そういうまちづくりは役場がやってもらうしかありません。そういう点で、人口減少について見方がちょっと甘いのではないかと思います。

それと宮原住宅、質問できませんでしたけれども、入居率が随分下がっています。今持っ

ている部屋数が20、そして今現在入っているのが15ですか、75パーセントの収納率です。これも私たちにとっては寝耳に水の事業でした。こういうときに絡んでくるのが、ふるさと納税があるからとか、過疎債を使えば実際負担は随分少なくなるから、ドラえもののポケットが2つも町にはあって、そのポケットがどうも住民のほうに向いていない。ドラえもののポケットの出口をどうぞ住民のほうに向けて、さっき麻生さんがおっしゃいましたけれども、住民の幸せのために頑張っていたきたい、そういう施策を組んでいきたい。

大阪の財務局の職員さんが、赤木さんという方が、書類の改ざんを命じられて、自分の主人は国民だ、公務員の主人は国民だ、裏切ってしまったということで自殺をなさいました。私たち議員も含めてですけれども、役場に関わる者たちの主人は町民そのものです。ぜひ、町民が直接感じ、町が頑張ってくれているという、そういうものを、それからこれは絶対に無駄じゃないか、何しているんだという声が上がっているものについては、直ちに中止をするなり、切替えをやっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私のたどたどしい反対討論を終わります。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本町の財政は、少子高齢化が加速しており、毎年人口の減少など、その中で限られた財源を無駄なく最大の効果を上げられるよう、住民生活の向上、幸福を追求し、総合計画等に基づき事業を実施している努力は、様々な事業展開からうかがうことができます。

ただし、そのような状況ではありますが、執行部の皆さんが現在の状況を打開するよう、今まで以上に無駄を省き、町民の税金を有効に使わせていただくという努力を日々考えていただきたいと思います。

これからも、町民のためによりよいまちづくりに全力を注いでもらいたいと思います。このようなことを要望しますが、令和元年度は、度重なる災害への対応や小中学校への空調設備の設置など、限られた財源をバランスよく各施策に基づき事業展開した執行部の努力を評価することとし、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私は、令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成

の立場から討論させていただきます。

令和元年度においては、9月、10月の台風及び大雨の影響により、当町においても多大な被害を及ぼしました。また、様々な難問が山積みの中において、実質収支は2億1,000万円の黒字となり、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費率、将来負担比率等の健全化判断比率も全て良好な状態です。災害復旧への対応、観光まちづくり会社の大幅な計画変更、少子高齢化が一段と厳しさを増す公共交通体制の件、いすみ鉄道の件、有害鳥獣被害の増大、後継者問題、空き家問題、個々に見ると大変厳しい状況である中、健全財政を行っていることについては、町長をはじめとする職員皆様のご努力の結果であると思っております。

しかしながら、本年度はコロナ感染症による大多喜町の経済の縮小をはじめとする、ますます厳しい状況が続くものと思われます。コロナについては、東京都のほうは大分落ち着いてきたようですが、今後、人の移動が始まると、大多喜町も高齢者が多い中、感染症が今も少しずつ出始めていますが、今年度以降はまた厳しい状況になると思っております。

この難題を乗り越えるには、今こそ、町民一体となった協力体制が必要であると思われます。町当局の適切なご指導の下、健全財政が続くよう、町民が一体となりこの難局を乗り越えるための体制づくりをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第67号 令和元年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第68号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第68号 令和元年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第69号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 国保税についてお伺いします。203ページです。

滞納関係についてお伺いいたします。収入未済額が滞納ということになると思います。現年度分の滞納者数、それから平均滞納額はお幾らでしょうか。ここには書いていないと思うんですけども、ここへ来て3年分の数字を比べてみますと……、滞納がこの3年間で随分減っています。ここでは触れませんが、どういう要因で滞納が減ってきているのか教えていただきたいと思います。というのは、減額で、その単年度の滞納額だけ見てみると、29年度が8,300万、30年度が6,300万、31年度が5,700万くらいになっています。何が幸いして滞納が減っているのか教えてください。

それと、差押えについても伺ったんですけれども、差押えの現状について説明してください。

差押えと滞納というと、私はいつも、77条を適用できないのか。国民健康保険法77条というのは「市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由ある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」という条項なんですけど、全国的に滞納者に対して、この77条を適用するところが増えていきます。本町でも滞納、差押えの流れを強めるのではなくて、減免という形で滞納を減らしていく、そういうことができないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それともう一点、一番最後の220ページ、実質収支に関する調書で、実質収支額、要するに収入から支出を引いて余ったものだと思うんですけれども、1億1,000万あります。そのほかに基金積立てが3,000万ありますから、去年の決算では、ほぼ1億4,000万のお金が余っているということです。このお金を使って、均等割、特に子供の均等割の減免、特に免のほうですね、やる考えはないかということを伺います。子供の均等割というのは、おぎゃーっと生まれた赤ちゃんが、国保家庭に生まれたら、もう翌月から後期高齢者の支援金、そして自分の医療費も出さなきゃいけないということなんですね。おぎゃーっと生まれた赤ん坊からまで支援金を出すというのはすごく残酷な、現実許し難い話だと思うんです。

もう一つ忘れました。保険料の料率も教えてください。

以上です。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） ただいまの質問に、税務住民課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、元年度分の滞納者数と、平均滞納額ということでございますが、令和元年度国民健康保険の現年度分の滞納額につきましては1,528万2,090円でございます。滞納者の数が161名ということで、平均いたしますと9万4,919円となります。

ちなみに、収納率については93.5パーセントになっております。

次に、滞納が減った理由ということでございますが、現在徹底した財産調査を行っております。そこで担税力を見極めた上で、納税能力のある納税者につきましては差押えを実施しておるところでございます。

また、死亡、行方不明、出国など納税が見込めない納税者に対しましては、不納欠損を行っているところでございます。

また、差押えの状況ということでございますが、令和元年度で国民健康保険に関する部分といたしましては19件の差押えを実施し、113万2,771円を換価しております。これについては全て過年度分となっておりますが、過年度分の差押えを行ったことで納税意識の向上が図られまして、相乗効果として現年度分の滞納減につながっているというふうに思っております。

次に、国民健康保険法77条の適用の関係でございますが、この件につきましては、国民健康保険税条例第28条の規定によりまして、昨年の台風等によりまして、被災者生活再建支援法の適用の対象になったものに対しまして個別に案内を行ったものでございます。案内の件数については4件で、そのうち国民健康保険税に係る方は1件でございました。また、後期高齢者医療でも1件の適用を受けているところでございます。

それから最後に、子供の均等割の減免ができないかということで、野中議員からはこれまでも何度となく質問をいただいておりますが、国民健康保険税につきましては、国保加入者が医療機関等を受診したときの医療費の支払いなどに充てるための財源の一つでございます。加入者が公平に負担する仕組みとなっており、仮に減免を行った場合、減収となる財源をお子様のいない世帯に転嫁することになり、その世帯の負担増につながるものが懸念されます。国民健康保険制度の基本である相互扶助の観点から、負担の公平性を考慮しますと、子供の均等割の減額は考えておらないところでございます。

また、実質収支額が1億円を超えているということでございますが、大多喜町は1人当たりの保険給付額が37万4,779円ということで、県内で上位2番目でございます。非常に高い状況となっております。保険者が負担しております医療費が、令和元年度では対前年比3,770万円増加している状況でございます。制度改正等により負担の増も考えられることから、財源を適切に管理し、持続可能な国保制度を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 差押えの件なんですけれども、19件、113万とありました。その19件の中身はどういうもののでしょうか。よく老人関係の機関紙なんかで出てくると、年金が入った、もうその日に口座を押さえられて、生活費にも困るような状況を行政が差押えで引き起こしているという問題点が載っていることがあるんですけれども、本町の場合は差押えの観

点、どんなふうですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 初めに、差押えが19件といったことですね。それにつきましては、現年度分となっておりますが、令和元年度、総数で申し上げまして、国民健康保険だけでなく、滞納される方はほかの税目についても滞納されている方がいらっしゃいますので、それらを総計してちょっと申し上げたいと思います。

差押えについては、令和元年度で51件実施しております。そのうち、給与が2件、預金が27件、売電や生命保険等が11件、国税の還付金が11件、合わせて413万8,000円ということになっております。

また、預金等を差し押さえる場合は、生活に支障のない範囲で差押えをさせていただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 令和元年度大多喜町国民健康保険会計に反対の立場から討論させていただきます。

まず、令和元年度の国民健康保険税の件なんですけれども、昨年、平成30年度に全県で県が関わることになりました。そのときに、資産割がなくなって、所得割も7.8から7.5に下がりました。医療費分だけで今言っているんですけれども、令和元年度は予算書段階のときには料率の引下げは考えないという答弁があったんですけれども、何と2年連続で下げてくれました。7.5パーセントから6.8に下がりました。そのことについては評価したいと思います。

国民健康保険は、皆さんご存じのように、大変、加入者にとっては残酷な制度です。健康保険組合は、日本には大きく6つあるんですけれども、ほかの5つの健康保険は所得割しか掛けられておりません。収入のある方たちがそれぞれ入っております。収入がない、無職になった者、それから会社の保険に入れない臨時の非正規の労働者、それからあと、自営業者、農業、漁業、商業などの自営業者が入っています。

5つの健康保険、全部ではありませんけれども、普通に正規で働いている方の保険料は事業者が半額持ってくれます。ところが、国民健康保険は、国が制度を発足させたときには保険料の45パーセントを出していたものが、今は24パーセントしか出していません。その分、保険料の引上げ、引上げでしのがせられています。ほかの健保組合では、家族が増えたからといって扶養人数に応じて人頭割で出すということもありません。国民健康保険だけが収入の少ない、あるいは収入のない人も含めて入っていて、しかも人頭割、それから1件当たりの、戸籍割みたいなものなのでしょうか、そういうものまで取られています。

去年から固定資産税に応じて取られる資産割がなくなりました。そのことについては評価したいと、当たり前だと思うんですけども、評価したいと思います。

制度そのものが不公平、同じように政府がやっている健康保険で協会けんぽってあるんですけども、協会けんぽの1.7倍だと国民健康保険税は言われています。そういう不公平な中で行政がどうやって助けていくか、住民の命と暮らしを守っていくのか。お医者さんに気持ちよくかかれるように、病が軽いうちにかかれば早く治るし、本人も健康保険組合もお金が少なく済みます。そういう面で、国保については制度自身が非常にいびつな形で不公平、そのところを押さえて、公平・不公平を考えていただきたいと思います。国の制度が不公平な分、一番末端の地方自治体はそのゆがみ、へこみを直す仕事をしていかなければならないと思います。国保は特にその先頭です。

もう一点、少子化が厳しい中で、本当に若い人に安心して子育てしてもらうために、均等割そのものをなくすことがベストですけども、当面、18歳までの子供の均等割をなくすよう、あるいは軽減するよう取り組んでいただきたいということを繰り返しお願いして、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 5 番吉野僖一です。

今、野中さんから反対討論がありましたけれども、私は国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、公的医療保険であります国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保が課題となっています。このような中、本町の国民健康保険事業についても、保険税の歳入は減少し、ますます国保財政は厳しい状況であります。

このような中、国民健康保険制度は、平成30年度から持続可能な医療保険制度を構築し、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等を図るため、県が主体となって広域化が図られ、順調に推移しているところです。

このような中、令和元年度の歳入については14億1,308万2,000円、歳出については13億251万9,000円で、予算に計上された諸事業も適切に執行されており、基金への積立ても3,000万円されています。

このような中、保険税率や医療費の抑制を図るため、積極的に健康づくり支援や、特定健診事業等に取り組まれていると認識しております。

以上のことから、本件の本決算について、本町の国民健康保険特別会計に対して賛成するものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第69号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第70号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第70号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第71号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第71号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第72号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第72号 令和元年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、労務環境の大変厳しい状況が続く経営の中で、職員に対しての労務環境の改善に向けての決算というのか、費用というのか、どの程度、どのようなものを令和元年度行ったのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 労務環境の改善ということでございますが、令和元年度の最後の3月議会において、夜勤の職員について、夜勤手当を拡充して労務環境の改善を図り、今年度からそちらのほうの適用を受けているという形になります。よろしいでしょうか。

すみません、あと職員のトイレですね、そちらを和式から洋式に替えて、腰や足の負担軽減を図ったというところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） それでは、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特別養護老人ホームの決算につきましては、介護報酬の引下げや施設の老朽化に加え、夜間勤務ができる介護士の不足等により、平成26年度以降、単年度収支の赤字決算が続いており、大変厳しい状況となっているのは事実であります。現在のところ、大多喜町には他の特別養護老人ホームは存在せず、大多喜町特別養護老人ホームは、現状で大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということもあり、町内の困難事例の方も多く受け入れており、近隣市町村、特に大多喜町の福祉に大きく貢献しております。

また、介護報酬についても、平成30年度から、加算施策や、入所者が高齢化、重度化しており、入院者も退所者も多い中、入所者の確保に努めている状況を見ても、収入増加への努力は見られること。また、支出については、令和元年3月から給食形態の見直しや、外国人技能実習生制度の導入、光熱水費や消耗品等をはじめとした経費削減により、事業費抑制の努力が見られます。

以上の点につきまして、評価に値するものと思います。このような状況を踏まえ、施設の必要性と経営改善の努力がうかがえることから、施設の今後に期待をし、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

特別養護老人ホームが大変厳しい経営状況の中、所長さんはじめ職員の方の皆様には、本当に大変ご努力されているものと思います。先ほどの質問の中でも、夜勤手当とか、トイレの和式の改善とか、本当に労務状況の改善に向けて、大変大きなことをやっているなと感じております。特に外国人実習生の方々が非常に仕事に慣れてきて、職場も大変明るくなったということで、職場環境も明るくなったということを聞いております。今後とも働く人が本当に楽しくというわけにもいかないかも知れないけれども、本当に生き生きと働けるような労務環境をつくっていただいているものと感謝しております。

以上の事由から賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） これから議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第73号 令和元年度大多喜町特別養護ホーム事業会計決算認定については認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。この間昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時53分）

○議長（野村賢一君） それでは、全員おそろいなので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時58分）

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、発議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（麻生克美君） それでは、発議案を朗読します。

発議第5号。

令和2年9月2日。

大多喜町議会議長、野村賢様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、末吉昭男。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況にあることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目については、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊

急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛て。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について、提出者に説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、局長のほうから細かい朗読がありましたとおりでございますけれども、私のほうから、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本意見書は、全国町村議会議長会及び千葉県町村議会議長会などからも協力要請があったものであります。新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な経済的、社会的影響から、国民生活への不安が続いております。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であると思います。引き続き地方税・地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見を、我々大多喜町議会といたしましても、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、渡辺善男議員、麻生勇議員、吉野一男議員、末吉昭男議員の賛同をいただき、文書をもって発議案を提出させていただくものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読のありましたとおりでございます。よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第74号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案につきましては既に配付しています。

議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、議案第74号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、議案第74号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

最初に、提案理由でございますが、工事名、農地・農業用施設災害復旧事業 稲附ため池災害復旧工事 505・506/441の工事につきましては、令和元年10月25日の台風21号の影響により堤体の一部が崩落したため、国へ災害復旧申請を行いました。その際、このため池は、平成25年に耐震調査を行った結果、耐震不足と判定されていたため、国に、災害復旧と同時に耐震補強工事の申請をしたところ、災害復旧工事の関連事業として耐震補強工事を実施することが認められ、補助対象とされたものです。

昨年度、仮設工事を行い、本工事を実施するための工事請負契約を締結しようとするものでございます。

この工事につきましては、指名競争入札の方法で8者を指名し、8月27日に入札を行い、入札の結果、最低価格入札者であった株式会社仲潮組と8月31日に仮契約を締結いたしました。

つきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約となるため、地方自治法及び条例の規定によりまして、議会の議決に付すべき契約になりますので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第74号 農地・農業用施設災害復旧事業 稲附ため池災害復旧工事 505・506/441について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的 農地・農業用施設災害復旧事業 稲附ため池災害復旧工事 505・506/441。

2、契約の方法 指名競争入札。

3、契約金額 9,383万円。

4、契約の相手 千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

5、工期 議会の議決の日から令和4年2月28日まで。

この工期につきましては、令和2年度大多喜町一般会計当初予算において、令和2年度と令和3年度の継続費とすることで議決をいただいているもので、耕作を考慮し、令和2年9月から令和4年2月28日までを見込んでいます。

以上、工事請負契約の締結についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質問を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第75号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案につきましては、既に配付をしています。

議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第2、議案第75号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第75号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

この追加の補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急対策、感染拡大防止対策として実施するもので、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行と重症化の防止及び医療機関の負担を軽減するため、毎年実施している高齢者のインフルエンザ予防接種の助成の対象になっていない65歳未満の町民のインフルエンザ予防接種に対し助成するものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,684万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により説明させていただきますので、3枚めくって、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金901万5,000円の増額補正は実施事業の財源で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出予算の説明をいたしますので、次のページをお開きください。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費901万5,000円の増額補正は、右の説明欄、需用費は予防接種を受けるための予診票や助成の案内などに係る消耗品及び封筒などで

ございます。役務費は、予防接種の案内や予診票などの送付に係る郵便料でございます。委託料は、予防接種の実施について、町と契約した医療機関に対するものでございます。扶助費は、予防接種を委託先以外で受けた場合の助成金で、委託費及び扶助費ともに助成額は1人当たり2,000円でございます。

以上で議案第75号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 先ほど、私ちょっと提案理由のところで聞き間違っちゃったのかもしれないんですが、対象者ですね、「65歳未満の高齢者」と聞こえちゃったんですけれども、対象年齢をもう一度お願いしたいのと、あと、町と契約した医療機関というのは、町内のどの医療機関になるのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） すみません、私のほうでちょっと言い間違いがあったのかもしれませんが、対象となるのは、例年実施している高齢者のインフルエンザの予防接種のほうは65歳以上の方が対象、今回の補正予算については、65歳未満の町民の方で、高齢者のインフルエンザの予防接種の対象になっていない方を対象とするものでございます。

○議長（野村賢一君） もう一つ何かあった。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず委託契約のほうは、主に町内で例年季節性インフルエンザの予防接種をしていただいている医療機関のほうで契約をしてもらえるものと考えております。あと町外も、今のところ幾つかの医療機関で委託契約をしていただけることになっておりますので、委託契約先は、その助成の額2,000円を引いた額を、接種した方がそちらでお支払いいただくということになります。扶助費を利用する場合は、契約していない医療機関で接種した領収書をお持ちいただいて、こちらで償還払いを行うというものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 具体的に病院名は分からない……、契約してある病院名、町外も。

○健康福祉課長（長野国裕君） 町外は、今のところ、まだ契約はもちろんしておりませんけ

れども、いすみ医療センター、あと塩田病院、あと外房こどもクリニックさんが今のところは契約を結んでいただけるということになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございますか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

65歳未満という、65歳未満の町民は皆さん対象というふうに受け取らせていただいてよろしいのかということと、あとニュース等で、ワクチンが足りるとか足りないとかという話がありまして、高齢者の方は10月いっぱいぐらいに先に受けてもらって、そのほかの方はそれ以降になんていうようなお話も流れているんですが、ワクチンというか、接種の時期ですね、接種開始日というか、その辺はどのような感じでお考えになっていらっしゃるのか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ワクチン、こちらのほうにつきましては、医師会のほうに、まずこの事業を考えているときに相談に行きました。そうすると、製薬会社に、町内の医療機関へ納入をしていただいているワクチンの数、こちらのほうを確認したところ、その時点では供給量が十分接種できるであろうというふうに聞いております。あと、また本年度は例年よりもワクチンのほうを増産するということでございますので、今のところは足りるものかと考えております。

あと、接種の時期ですけれども、予定では10月1日から高齢者、65歳以上の方が始まります。それと同時に始めたいところなんですけれども、やはり高齢者の方は優先的に接種していただきたいと考えておりますので、少し予診票等の接種時期をずらすなりして対応したいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 先ほど、町外でいすみと塩田と外房こどもクリニックということで、亀田さんは入っていませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 亀田病院さんについては、契約はちょっと難しいとの回答をいただいております。

(「ありがとうございます」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日12日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日12日から12月31日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 1時22分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 麻 生 剛